



河川事業概要

2025



あそたての
阿蘇立野ダム



CONTENTS

びらとりちょう
平取町かわまちづくり（北海道平取町）

I 我が国の水害リスクの現状

水害リスクの高い日本	4
都市化により高まる水害リスク	5
気候変動により高まる水害リスク	6
令和6年7月25日からの大雨による水害・土砂災害	7
令和6年台風第10号による水害・土砂災害	9
令和6年9月20日からの大雨による水害・土砂災害	11

II 河川事業の基本的な考え方

激甚化・頻発化する水災害等への防災対策の推進	14
治水対策の考え方	15
戦略的維持管理・更新	16
防災情報の収集・提供	18

III 施策の紹介

流域治水対策	20
流域治水の加速化・深化	21
気候変動の影響を踏まえた河川整備基本方針 における外力設定	22
気候変動の影響や流域の取組等の基本高水 や流量配分への反映	23
特定都市河川制度の活用による流域治水の推進	24
特定都市河川制度の活用による流域治水の取組推進	25

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策	26
流域治水の加速化・深化 （流域治水プロジェクト2.0の展開）	27
流域治水プロジェクト2.0推進に向けた施策のベストミックス	28
流域総合水管理への展開	29
氾濫を防ぐ・減らす対策の加速化	30
地下空間の活用に向けた今後の取り組み（地下河川）	31
災害復旧の迅速化	32
激甚な水害に対する再度災害防止の加速化	33
下水道による浸水対策の推進	34
流域治水における砂防の取組	35
災害復旧事業による砂防堰堤等の緊急除石	36
直轄特定緊急地すべり対策事業の創設	37
ライフラインを保全する土砂災害対策の推進	38
気候変動・令和6年能登半島地震を踏まえた 海岸事業の推進	39
水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方	40
高台まちづくり（高規格堤防等）の推進	41
持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現	42
災害リスク情報の多層的な展開による被害の最小化	43
水災害リスク情報の空白域の解消	44
地域ごとの浸水特性に係る時系列情報の充実	45
洪水予測の高度化 （気象庁・都道府県・民間事業者との連携）	46



うしづま
牛妻地区かわまちづくり（静岡県静岡市）

CONTENTS



波のうちあげ高を考慮した新たな高潮情報について	47
水害リスクの自分事化 （流域治水に取り組む主体を増やすための取組）	48
流域治水に取り組む主体を増やすための取組 （具体的な施策の推進）	49
2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組	50
治水機能の強化と水力発電の促進を両立する ハイブリッドダムの推進	51
流域における良好な自然環境の保全・創出 ～2030年ネイチャーポジティブへの貢献～	52
流域関係者の連携・交流拡大による 流域全体の地域活性化の推進	53
TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の活動	54
水防団の活動	55
利水ダム等の事前放流の推進	56
防災教育の普及啓発	57

IV 事業の紹介

事業の体系図	59
洪水氾濫を未然に防ぐ対策	60
流域一体となった治水対策	64
再度災害防止対策	66
高潮対策、地震・津波対策	67
自然環境の保全・創出	68

流水の正常な機能の維持	69
水環境の改善、地域の取組と一体となった 水辺空間の形成	70
戦略的維持管理・更新	71
機能の回復又は向上	72
地域主導の川づくり	73
税制	74

V 事業効果

河川整備の効果	76
河川整備とダムによる治水効果	81
ダムの事前放流及び洪水調節による治水効果	83
砂防事業の効果	85
下水道事業による効果	87
渇水対策による効果	88
経済効果	89

VI その他

日本の河川概要	93
川のことば・基礎知識	94
法改正の経緯	96
河川イベント情報	98

I

我が国の 水害リスクの現状

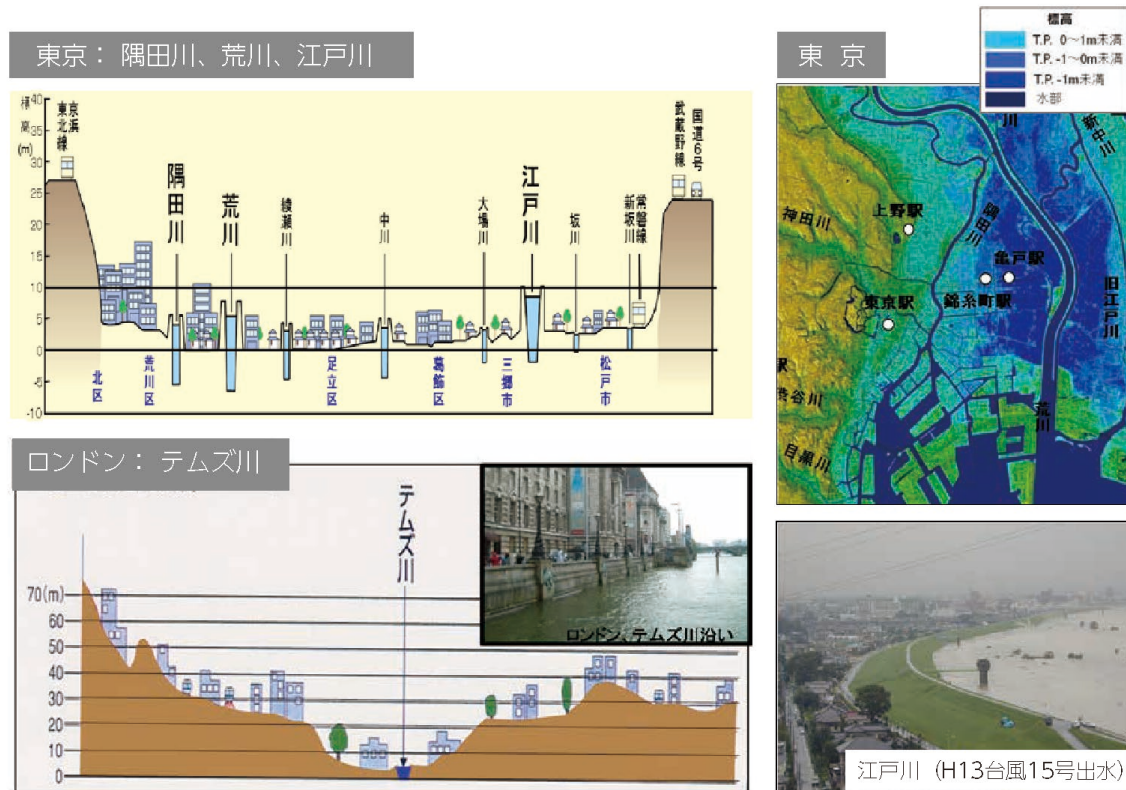
- 4 水害リスクの高い日本
- 5 都市化により高まる水害リスク
- 6 気候変動により高まる水害リスク
- 7 令和6年7月25日からの大雨による水害・土砂災害
- 9 令和6年台風第10号による水害・土砂災害
- 11 令和6年9月20日からの大雨による水害・土砂災害

Ⅰ 我が国の水害リスクの現状

水害リスクの高い日本

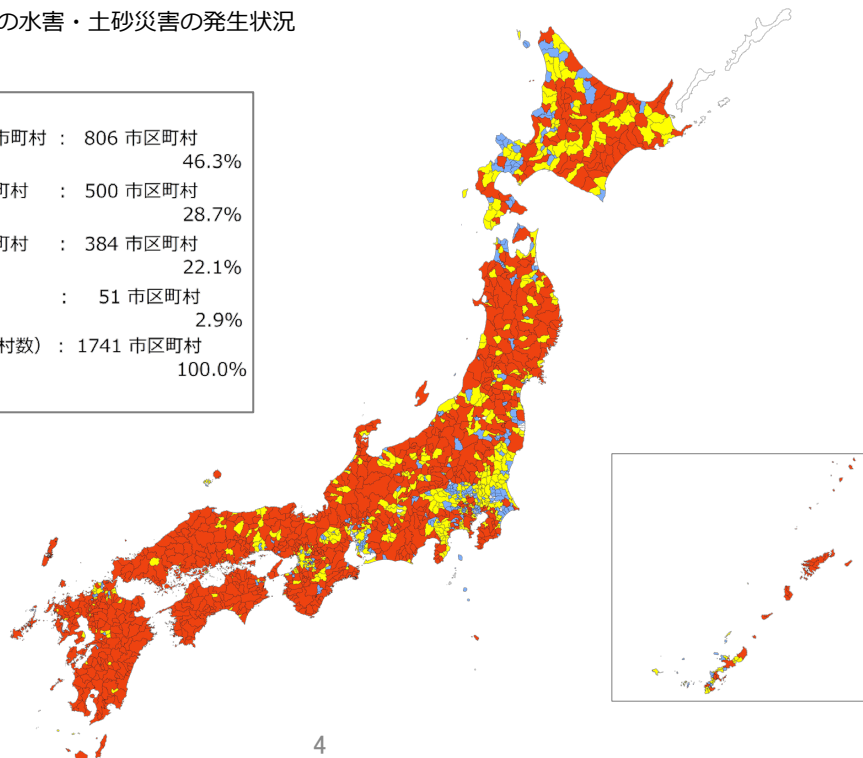
水害リスクの状況

- わが国の多くの都市は、地盤沈下や天井川の形成などで海や河川の水位より低い土地に形成されている場合が多く、河川から水が溢れたり堤防が決壊したりすると大きな被害が生じることになります。
- 過去10年間に約97%の市町村で水害・土砂災害が発生しました。



平成25年～令和4年の水害・土砂災害の発生状況

水害・土砂災害が10回以上の市町村	806 市区町村	46.3%
水害・土砂災害が5～9回の市町村	500 市区町村	28.7%
水害・土砂災害が1～4回の市町村	384 市区町村	22.1%
水害・土砂災害が0回の市町村	51 市区町村	2.9%
(令和4年末 全市区町村数)		1741 市区町村
		100.0%
(出典：水害統計)		



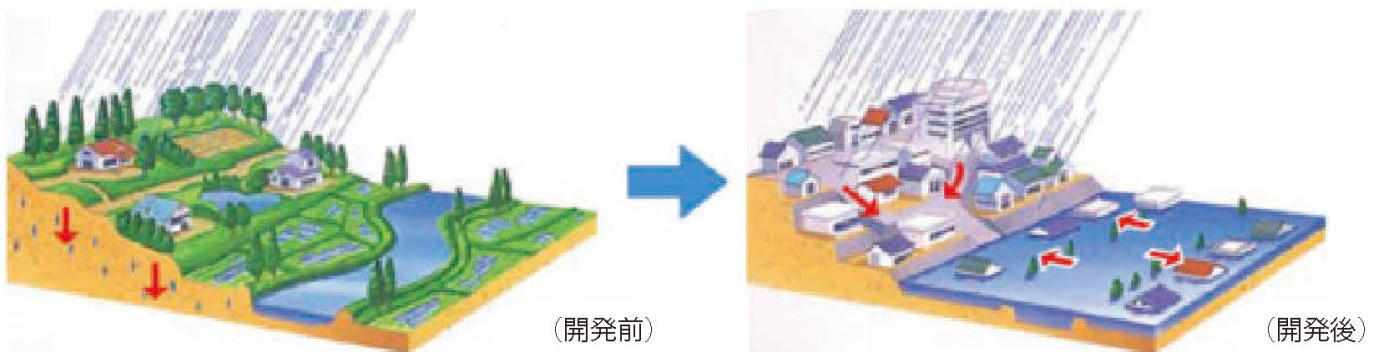
Ⅰ 我が国の水害リスクの現状

都市化により高まる水害リスク

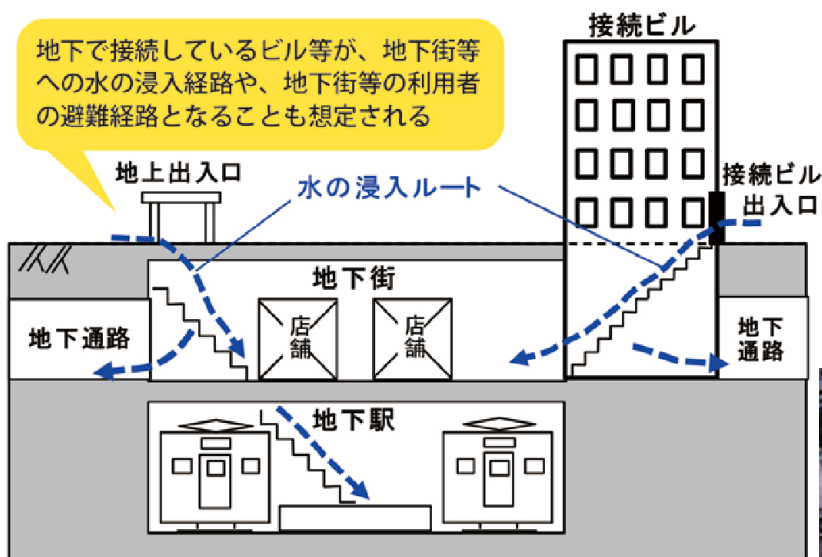
都市化による水害リスク

- ・ 都市化が進み、流域の多くが市街化し、自然遊水地が減少したことにより、短時間に多量の表流水が河川に流入するようになるため、雨が降った際の河川の水位上昇が急激になっています。
- ・ また、地下空間の利用が進んでいる大都市の駅前周辺等では、地下施設への浸水被害が生じるなど、水害リスクが高まっています。

開発前後の変化のイメージ



地下施設への浸水



地下街の浸水状況 1999年6月 福岡水害（福岡市）

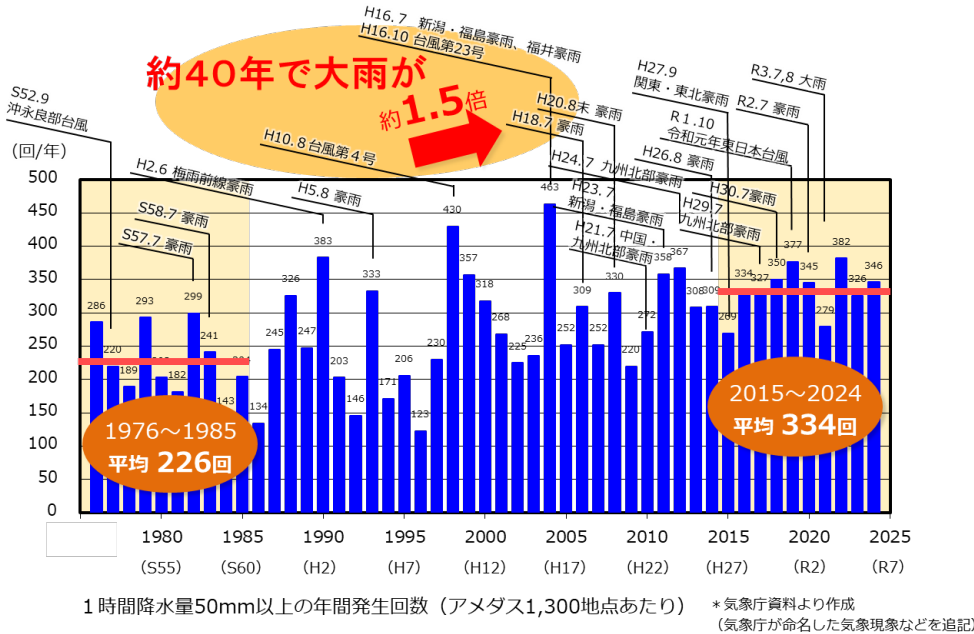
我が国の水害リスクの現状

気候変動により高まる水害リスク

気候変動の状況

- 地球温暖化に伴う気候変動の影響により、今後さらに大雨や短時間強雨の発生頻度や降水量などが増大することが予測されており、大規模な水災害が発生する懸念が高まります。

- 時間雨量50mmを超える短時間強雨の発生件数が増加（約40年前の約1.5倍）しています。



- IPCC（第6次評価報告書）によると、気候変動により外力の増加が懸念されます。

- 21世紀末までに、世界平均気温が1.0～5.7℃上昇（1850～1900年の平均との比較）、世界平均海面水位は0.28～1.01m上昇（1995～2014年の平均との比較）する可能性が高い（5種類のシナリオによる予測）。
- 地球温暖化の進行に伴い、大雨はほとんどの地域でより強くより頻繁になる可能性が非常に高い。

- 地球温暖化の定量的影響評価（イベントアトリビューション）の結果から、現時点および将来において地球温暖化が降雨量を増大させることが試算されています。

水災害 (豪雨イベント)	既に生じている温暖化	これから生じる温暖化
	現時点 1980年以降における温暖化による気温上昇と海面水温の上昇による影響	将来 現在気候に対する将来気候での状況 (2℃上昇シナリオ～4℃上昇シナリオ)
平成30年7月豪雨 (西日本)	総降水量が 約6.5% 増加 (1)	—
令和元年東日本台風	総降水量が 約11% 増加 (1)	将来さらに、総降水量が 4.4%～19.8% 増加 (3)
令和2年7月豪雨 (球磨川等)	総降水量が 約15% 増加 (1)	—
令和5年6月から 7月上旬の大雨 (九州北部)	総降水量が 約16% 増加 線状降水帯の総数が 約1.5倍 に増加 (1)(2)	—
令和6年7月下旬の大雨 (東北地方日本海側)	総降水量が 20% 以上 増加 (1)(2)	—
令和6年9月の大雨 (石川県能登)	総降水量が 約15% 増加 (1)(2)	—

<注釈>

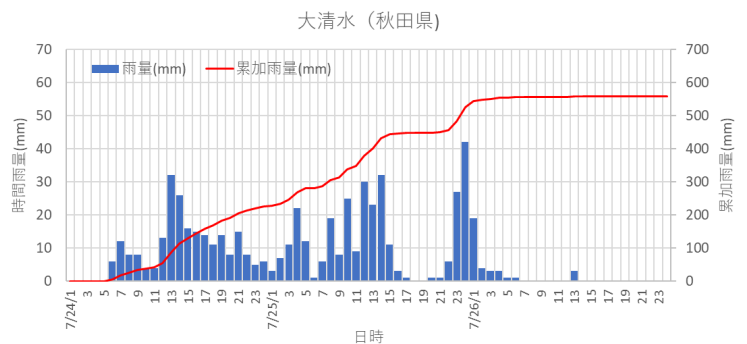
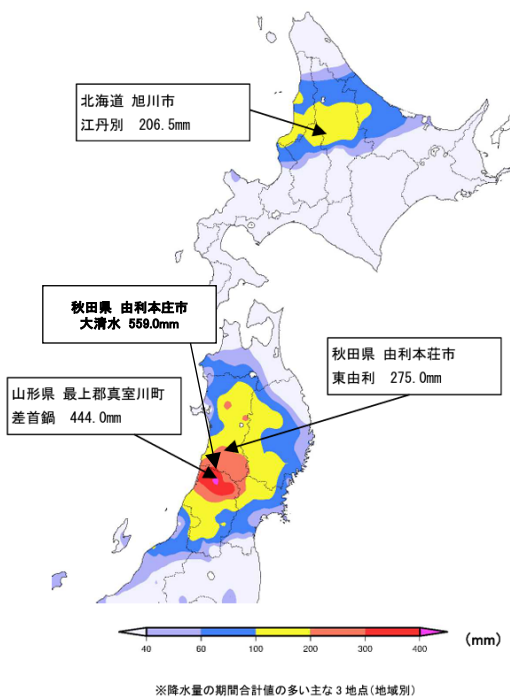
※それぞれの出典を元に、国土交通省水管理・国土保全局が作成。(1):気象庁気象研究所により公表、(2):文部科学省により公表、(3):環境省により公表
※大気の数値シミュレーションを用いて実際の豪雨現象を忠実に再現した上で、地球温暖化に伴う気温上昇分を除去、または、さらに温暖化のシナリオに基づき
気温を上昇させ、再度、大気の数値シミュレーションを行うことで、温暖化の影響を定量的に評価。
※令和2年7月豪雨の総降水量増加率は、球磨川流域付近に発生した線状降水帯のみを評価したもの。
※令和5年6月から7月上旬の大雨の総降水量増加率は、令和5年7月9日から10日に発生した九州北部の大雨を評価したもの。線状降水帯の総数増加率は、
令和5年6月から7月上旬の大雨発生期間で評価。
※令和6年7月下旬の大雨の総降水量増加率は、令和6年7月24日から26日に発生した東北地方日本海側の大雨を評価したもの。
※令和6年9月の大雨の総降水量増加率は、令和6年9月21日から22日に発生した石川県能登の大雨を評価したもの。

我が国の水害リスクの現状

令和6年7月25日からの大雨による水害

概要

- 7月23日から26日にかけて北日本に停滞した梅雨前線や低気圧の影響で、北日本を中心に大雨となった。
- 23日から26日にかけての総降水量が400ミリを超えた地点や平年の7月の月降水量を超えた地点があり、記録的な大雨となった。
- 国管理河川、県管理河川あわせて39河川で、東北地方を中心に1,521棟(R7.3.24時点)の床上・床下浸水被害、69件の土砂災害が発生した。



観測史上1位の記録を更新した地点数

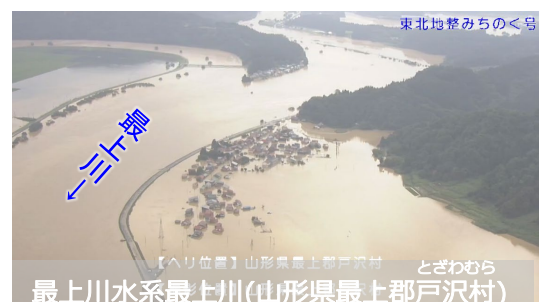
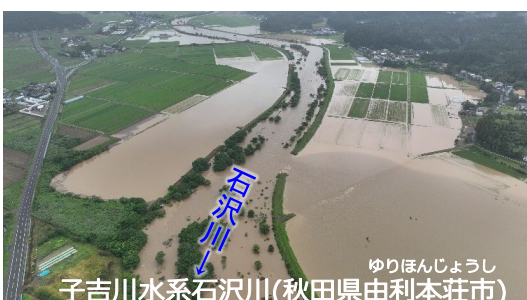
降水量	観測史上1位の値を更新した地点数
1時間	7地点
24時間	12地点



詳細な気象情報はこちら



とざわむら
最上川水系最上川(山形県最上郡戸沢村)



【へり位置】山形県最上郡戸沢村 とざわむら
最上川水系最上川(山形県最上郡戸沢村)

我が国の水害リスクの現状

令和6年7月25日からの大雨による土砂災害

土砂災害発生件数

69件

土石流等： 6件
 地すべり： 9件
 がけ崩れ： 54件

【被害状況】

人的被害：負傷者 1名
 人家被害：全壊 10戸
 半壊 14戸
 一部損壊 9戸

7/26

がけ崩れ

 もがみぐんもがみまちせみ
 山形県最上郡最上町瀬見


7/26

がけ崩れ

 きたあきたし あにみずなし
 秋田県北秋田市阿仁水無

半壊：1戸



7/26

がけ崩れ

 もがみぐんふながたまちながた
 山形県最上郡舟形町舟形

 負傷者：1名
 全壊：1戸

7/26

土石流等

 さかたし きたあおさわ
 山形県酒田市北青沢

 全壊：4戸
 半壊：11戸


7/26

がけ崩れ

 もがみぐんさけがわむら かわぐち
 山形県最上郡鮭川村川口

全壊：2戸



7/25

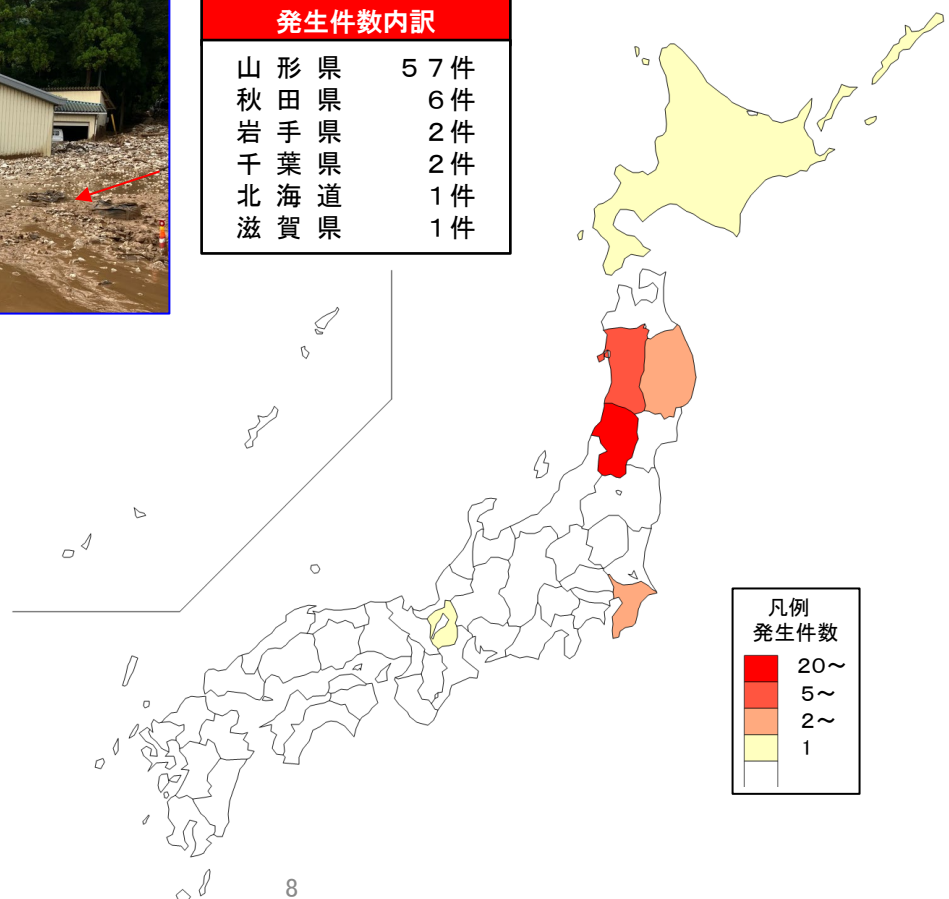
土石流等

 まいばらし いぶき
 滋賀県米原市伊吹

 全壊：2戸
 半壊：1戸
 一部損壊：3戸


発生件数内訳

山形県	57件
秋田県	6件
岩手県	2件
千葉県	2件
北海道	1件
滋賀県	1件


 凡例
 発生件数

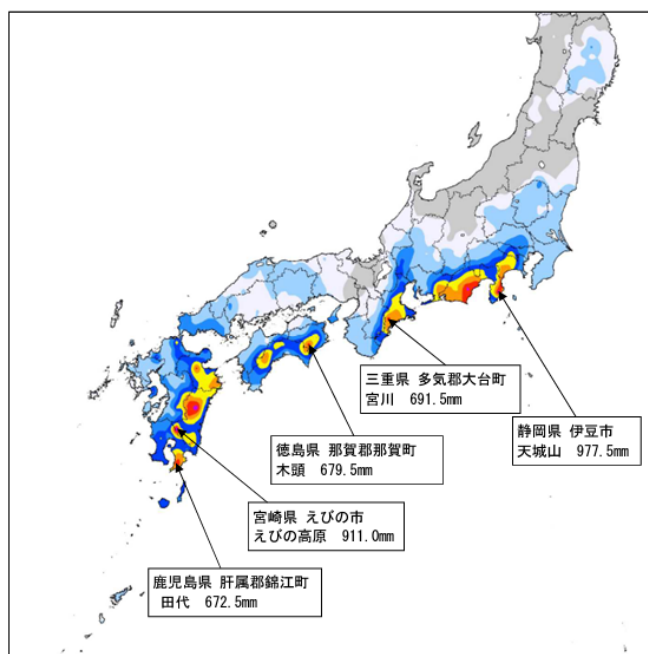
20～
5～
2～
1

我が国の水害リスクの現状

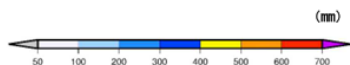
令和6年台風第10号による水害

概要

- 動きの遅い台風10号や太平洋高気圧の縁を回る暖かく湿った空気の影響が続いたため、西日本から東日本の太平洋側を中心に記録的な大雨となり、複数の観測地点で72時間降水量の観測史上1位の値を更新し、8月27日からの総雨量は、東海地方や九州南部で900ミリを超えるなど平年の8月の月降水量の2倍以上となった所があった。
- 国管理河川、都県管理河川あわせて43河川で、全国的に2,925棟(R7.3.24)の床上・床下浸水被害、157件の土砂災害が発生した。



※降水量の期間合計値の多い主な5地点

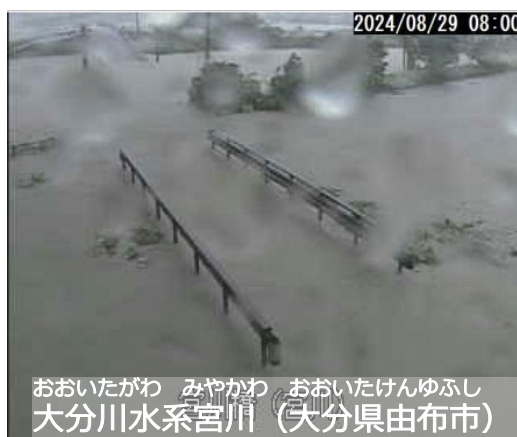


観測史上（年間・8月）1位の記録を更新した地点数

降水量	観測史上1位の値を更新した地点数	8月の1位の値以上を記録した地点数
1時間	19地点	35地点
3時間	11地点	40地点
6時間	7地点	33地点
12時間	6地点	45地点
24時間	6地点	48地点
48時間	7地点	50地点
72時間	18地点	48地点



詳細な気象情報はこちら



我が国の水害リスクの現状

令和6年台風第10号による土砂災害

土砂災害発生件数

157件

〔土石流等： 18件
がけ崩れ： 139件〕

【被害状況】

人的被害：死者 3名
負傷者 3名
人家被害：全壊 3戸
半壊 2戸
一部損壊 15戸

8/30

がけ崩れ

おだわらし しroyama
神奈川県小田原市城山

全壊：1戸



8/30

がけ崩れ

あつぎし おの
神奈川県厚木市小野

一部損壊：1戸



8/30

がけ崩れ

きつきし やまがまち
大分県杵築市山香町

半壊：1戸



8/29

土石流等

しずおかし あおいくしいのお
静岡県静岡市葵区慈悲尾

8/30

がけ崩れ

あたみし あたみ
静岡県熱海市熱海

半壊：1戸



8/29

がけ崩れ

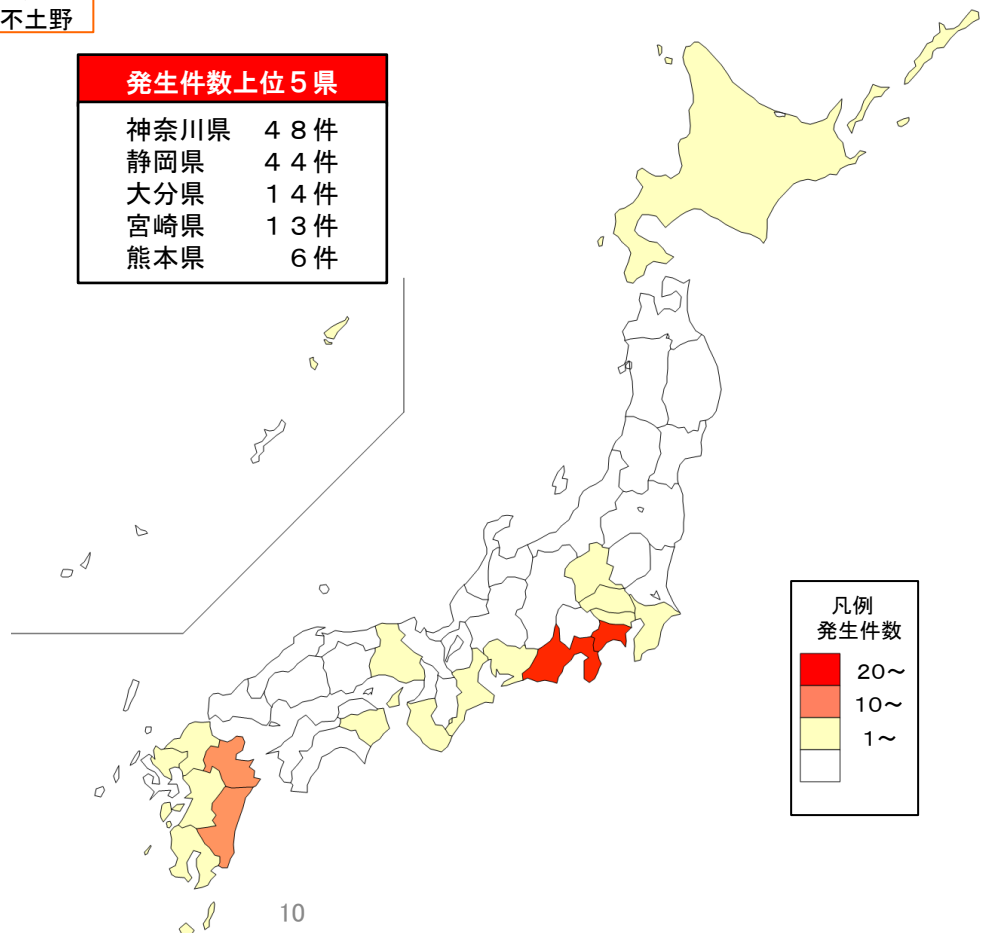
ひがしうすきぐんしいばそん ふどの
宮崎県東臼杵郡椎葉村不土野

一部損壊：1戸



発生件数上位5県

神奈川県 48件
静岡県 44件
大分県 14件
宮崎県 13件
熊本県 6件

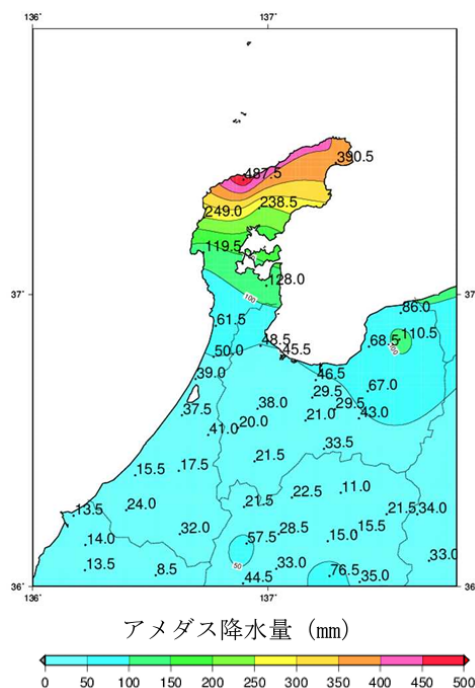
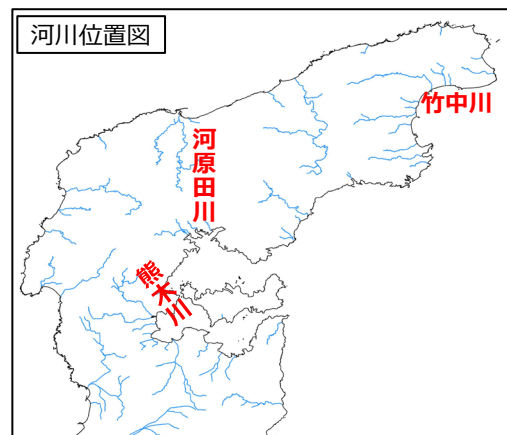


我が国の水害リスクの現状

令和6年9月20日からの大雨による水害

概要

- 9月20日頃から前線が日本海から東北地方付近に停滞し、22日には台風第14号から変わった低気圧が日本海から三陸沖へ進んだ。低気圧や前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で大気の状態が非常に不安定となり、東北地方から西日本にかけての広い範囲で雷を伴った大雨となった。
- 特に、秋田県では20日明け方、石川県では21日午前中に線状降水帯が発生した。石川県の多いところでは20日から22日までの総降水量が500ミリを超え、9月1か月間の平年の降水量の2倍を上回るなど、北陸地方や東北地方の日本海側では記録的な大雨となった。
- 国管理河川、県管理河川あわせて29河川で、日本海側で1043棟(R7.1.28時点)の床上・床下浸水被害、278件の土砂災害が発生した。



アメダス積算降水量分布図
(9月21日00時から9月23日24時)

観測史上（年間・9月）1位の記録更新した地点数

降水量	観測史上1位の値を更新した地点数	9月の1位の値以上を記録した地点数
1時間	3地点	21地点
3時間	4地点	26地点
6時間	3地点	21地点
12時間	2地点	18地点
24時間	5地点	13地点
48時間	8地点	27地点
72時間	14地点	43地点



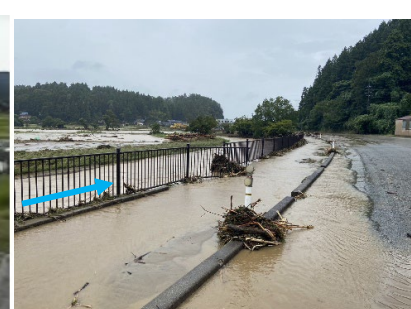
詳細な気象情報はこちら



かわらたかわ
河原田川(石川県輪島市)



くまきかわ
熊木川(石川県七尾市)



たけなかかわ
竹中川(石川県珠洲市)

我が国の水害リスクの現状

令和6年9月20日から大雨による土砂災害

土砂災害発生件数

278件

〔土石流等 : 84件
地すべり : 31件
がけ崩れ : 163件〕

【被害状況】

人的被害 : 死者 12名
負傷者 3名
人家被害 : 全壊 93戸
半壊 103戸
一部損壊 170戸

9/21

土石流等

すずし おおたにまち
③石川県珠洲市大谷町

死者 : 1名
全壊 : 17戸
半壊 : 1戸
一部損壊 : 12戸



9/21

がけ崩れ

すずしわかやままちひろぐり
④石川県珠洲市若山町広栗

死者 : 1名
全壊 : 1戸



9/21

土石流等

わじましまちのまちなみときくに
②石川県輪島市町野町南時国

死者 : 1名
全壊 : 1戸
半壊 : 2戸



9/21

地すべり

わじまし まちのましかわにし
⑤石川県輪島市町野町川西

9/21

土石流等

わじまし ふてがわまち
⑥石川県輪島市久手川町

死者 : 4名
全壊 : 4戸
半壊 : 6戸
一部損壊 : 8戸

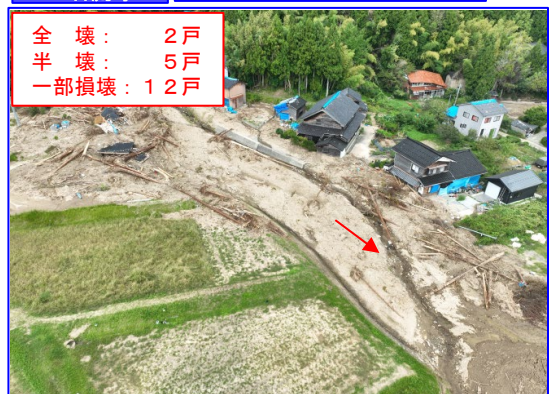


9/21

土石流等

わじまし やまもとまち
①石川県輪島市山本町

全壊 : 2戸
半壊 : 5戸
一部損壊 : 12戸



発生件数内訳

石川県 273件
新潟県 2件
宮城県 1件
山形県 1件
熊本県 1件





河川事業の 基本的な考え方

- 14 激甚化・頻発化する水災害等への防災対策の推進
- 15 治水対策の考え方
- 16 戦略的維持管理・更新
- 18 防災情報の収集・提供

II 河川事業の基本的な考え方

激甚化・頻発化する水災害等への防災対策の推進

気候変動のスピードに対応した水災害対策

概要 ・ 整備を超えるスピードで進行する気候変動に対応するため、気候変動適応型の水災害対策への転換が必要。

課題

- ・ 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、従来の管理者主体のハード整備だけでは安全度を向上させていくことは容易ではない。
- ・ 未だ治水施設の整備が途上であること、施設整備の目標を超える洪水が発生すること、さらに、今後の気候変動により水災害が激甚化・頻発化することを踏まえ、より一層のスピード感を持って効果の早期発現を図ることが必要。
- ・ 行政が行う防災対策を国民にわかりやすく示すことが必要。

対応

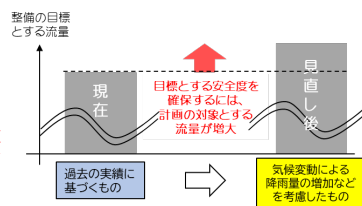
1st

- ・ 河道掘削、堤防整備、ダムや遊水地の整備などの河川整備の加速化を図るとともに、本川・支川、上流・下流など流域全体を俯瞰し、国・都道府県・市町村、地元企業や住民などあらゆる関係者が協働してハード・ソフト対策に取り組む「流域治水」の取組を強力に推進。
- ・ 令和3年3月には、河川整備と流域での対策を組み合わせた「流域治水プロジェクト」を全国109全ての一級水系で策定・公表しており、各水系で設置されている国の行政機関、都道府県、市町村、地元企業等からなる流域治水協議会を活用し、関係機関と連携を図りながら、現場レベルで、プロジェクトに基づくハード・ソフト一体の事前防災対策を推進。

対応

2nd

計画や基準等を「過去の降雨実績や潮位に基づくもの」から、「気候変動による降雨量の増加、潮位の上昇などを考慮したもの」へ。



気候変動による河川の流量増大の反映イメージ

気候変動の影響を受ける現象	施設整備の対象外力等の見直し
大雨の発生頻度や強度の増加	・河川整備の目標流量 ・下水道の計画雨水量 ・砂防計画で扱う土砂量 等
海面水位の上昇	・海岸保全等の目標とする潮位 ・港湾の施設の設計潮位 等
台風等の強大化	・水資源開発施設（ダム等）が供給できる水量
無降水日数の増加	
積雪量の減少 等	

気候変動の影響により見直し対象となる対象外力の例

気候変動による影響を反映した計画や基準に則り、**流域治水をはじめ、ハード・ソフト一体となった抜本的な対策に着手。**

気候変動を踏まえたハード・ソフト一体となった水災害対策の方向性

概要 ・ 近年の水災害による甚大な被害を受けて、施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える水防災意識社会の再構築を一步進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、流域治水への転換を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指す。

これまでの対策

施設能力を超過する洪水が発生することを前提に、社会全体で洪水に備える、水防災意識社会の再構築。洪水防御の効果の高いハード対策と命を守るための避難対策とのソフト対策の組合せ。

変化

気候変動の影響

（水災害の激甚化・頻発化）

従来の水災害対策では、安全度の早期向上に限界

⇒ 整備の加速、対策手法の充実

社会の動向

（人口減少や少子高齢化）

「コンパクト+ネットワーク」を基本とした国土形成による地域活力の維持

⇒ 水災害に強い安全・安心なまちづくり

技術革新

（デジタル化・スマート化等）

5GやAI技術やビッグデータの活用、情報通信技術の著しい進展

⇒ これら技術を選抜行動の支援や防災施策へスピーディーに活用

方向性

強靱性

甚大な被害の回避、早期復旧・復興までを見据えた事前の備え

包摂性

あらゆる主体が協力した取組

持続可能性

将来にわたり継続的に取り組み、社会や経済を発展させる

今後の対策

気候変動を踏まえた
計画や基準等の見直し

河川の流域全体のあらゆる関係者が協働して
流域全体で行う持続可能な治水対策「流域治水」の推進

➡ 「流域治水プロジェクト」に基づく事前防災対策の加速

II 河川事業の基本的な考え方

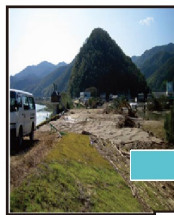
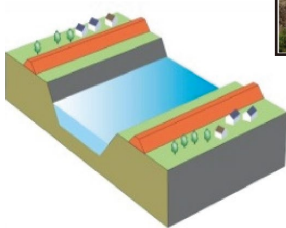
治水対策の考え方

洪水氾濫を未然に防ぐ対策

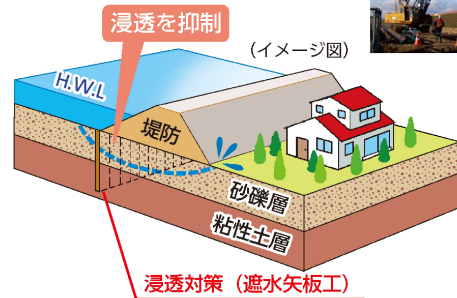
- 概要** 比較的発生頻度の高い洪水に対しては施設で守ることを基本とし、洪水を安全に流下させるために、
- ・ 洪水の流れる断面を大きくし、また、洪水に対して堤防を安全な構造とするための堤防整備を行います。
 - ・ 洪水を一時的に貯留し、河道への流下量を減らす洪水調節施設の整備などを実施しています。

堤防整備

堤防をつくり水の流れる断面を大きくする

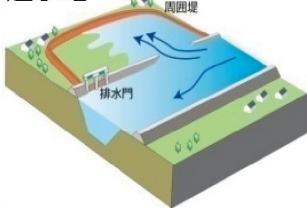


洪水等による堤防への浸透・侵食作用に対して、安全な構造とする

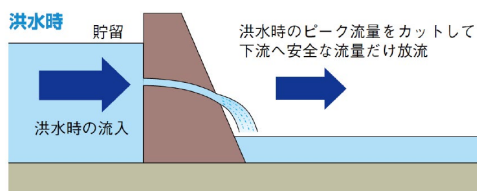
**洪水調節施設（遊水地、ダム）**

遊水地、ダムで水を一時貯め、洪水時の河川の水位を下げる

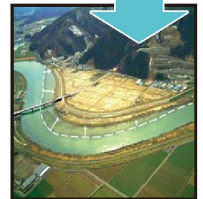
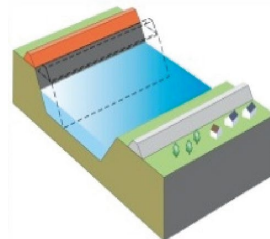
遊水地



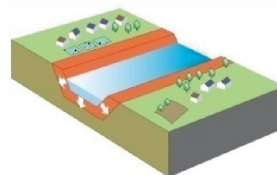
ダム

**引堤**

川幅を広げることでより河川の水の流れる断面を大きくし、水位を下げる

**河道掘削**

河川を掘削して水の流れる断面を大きくして水位を下げる



Ⅱ 河川事業の基本的な考え方

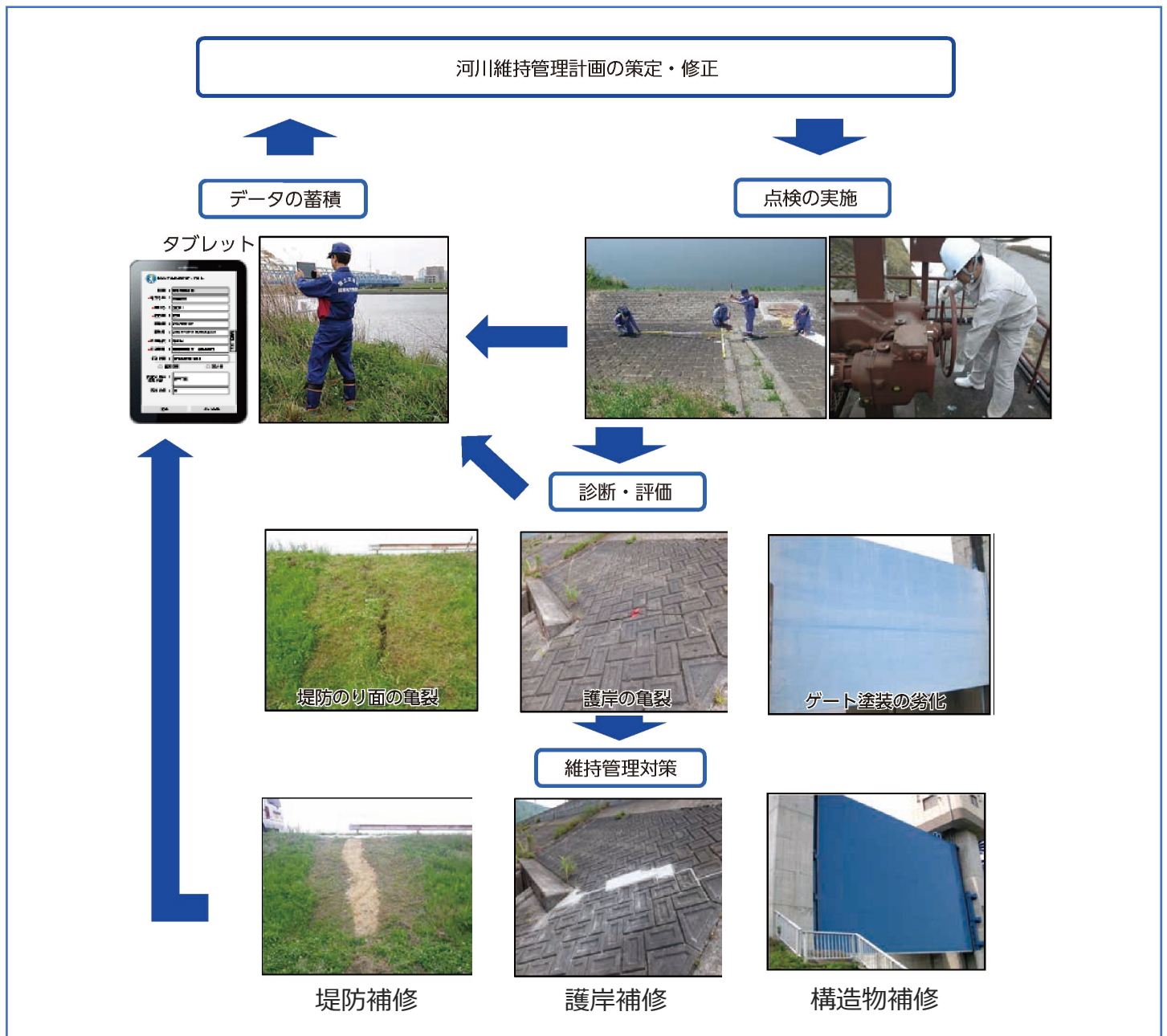
戦略的維持管理・更新

中長期的視点に立った維持管理計画

維持管理は長期的視点に立って計画的に取り組むことが重要であり、そのためには、点検・診断結果やこれらの評価結果を踏まえ、施設の長寿命化計画等の維持管理に係る中長期的な計画の策定や見直しを推進し、当該計画に基づき維持管理対策を実施します。

メンテナンスサイクルの構築

点検・診断・評価の結果に基づき、適切な時期に着実かつ効率的・効果的に必要な対策を実施するとともに、施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用します。



Ⅱ 河川事業の基本的な考え方

戦略的維持管理・更新

予防保全型の維持管理への転換

維持管理コストの最小化に向け、長寿命化計画に基づく「予防保全型」の維持管理への転換を進めています。

予防保全型維持管理

状態監視

- ・施設点検
- ・施設操作時の動作値

状態・傾向を把握

【水門等（扉体）】

点検メニュー

- ・ローラの回転状況
- ・塗装の状態
- ・給油脂 等



適切な時期に修繕・更新を実施



塗 装
塗 替 え

ポンプ
更 新



致命的な不具合を防止

施設の延命化

長寿命化対策と高度化・効率化の推進

河川管理施設について、耐久性のある部材を適用する等の長寿命化対策と合わせ、無動力化や遠隔監視・操作化を推進し、トータルコストの縮減や管理の高度化・効率化に取り組んでいます。



老朽化により機能低下した樋門ゲートの更新と合わせ、ゲート材質や開閉機構を変更



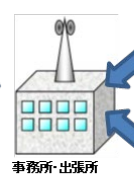
ゲートの材質を鉄からステンレスに変更



樋門操作の無動力化（フラップゲート化）



排水機場等の状態監視や操作を遠隔化



事務所・出張所



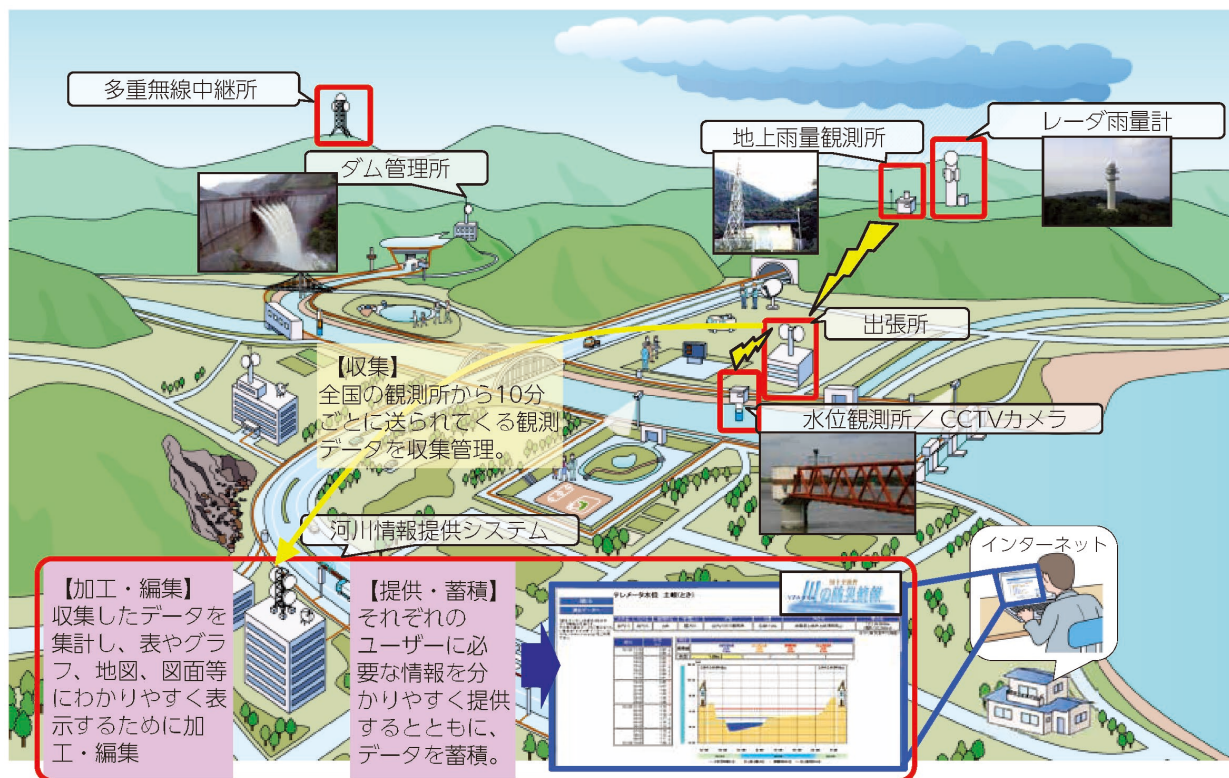
〇〇排水機場

防災情報の収集・提供



概要

- ・ 常時（24時間・365日）観測されている河川情報（雨量、水位、カメラ画像等）を収集、加工・編集し、インターネットサイト「川の防災情報」として、住民、市町村、河川管理者等に提供します。

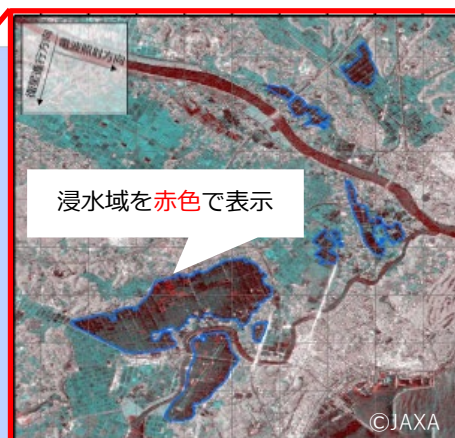


大規模な氾濫が発生した際には、昼夜問わず悪天候下においても浸水域を把握できる合成開口レーダ（SAR）等を搭載した人工衛星「だいち2号」等を活用して、浸水域を広域的に把握します。



衛星に搭載したSARからの、1度のレーダ照射により、浸水域を広域的に観測します。

茨城県ひたちなか市、水戸市、大洗町周辺の浸水状況を把握します。
（令和元年10月14日12時）





河川事業の 基本的な考え方

- 20 流域治水対策
- 21 流域治水の加速化・深化
- 22 気候変動の影響を踏まえた河川整備基本方針における外力設定
- 23 気候変動の影響や流域の取組等の基本高水や流量配分への反映
- 24 特定都市河川制度の活用による流域治水の推進
- 25 特定都市河川制度の活用による流域治水の取組推進
- 26 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策
- 27 流域治水の加速化・深化（流域治水プロジェクト2.0の展開）
- 28 流域治水プロジェクト2.0推進に向けた施策のベストミックス
- 29 流域総合水管理への展開
- 30 氾濫を防ぐ・減らす対策の加速化
- 31 地下空間の活用に向けた今後の取り組み（地下河川）
- 32 災害復旧の迅速化
- 33 激甚な水害に対する再度災害防止の加速化
- 34 下水道による浸水対策の推進
- 35 流域治水における砂防の取組
- 36 災害復旧事業による砂防堰堤等の緊急除石
- 37 直轄特定緊急地すべり対策事業の創設
- 38 ライフラインを保全する土砂災害対策の推進
- 39 気候変動・令和6年能登半島地震を踏まえた海岸事業の推進
- 40 水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方
- 41 高台まちづくり（高規格堤防等）の推進
- 42 持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現
- 43 災害リスク情報の多層的な展開による被害の最小化
- 44 水災害リスク情報の空白域の解消
- 45 地域ごとの浸水特性に係る時系列情報の充実
- 46 洪水予測の高度化（気象庁・都道府県・民間事業者との連携）
- 47 波のうちあげ高を考慮した新たな高潮情報について
- 48 水害リスクの自分事化（流域治水に取り組む主体を増やすための取組）
- 49 流域治水に取り組む主体を増やすための取組（具体的な施策の推進）
- 50 2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組
- 51 治水機能の強化と水力発電の促進を両立するハイブリッドダム の推進
- 52 流域における良好な自然環境の保全・創出
～2030年ネイチャーポジティブへの貢献～
- 53 流域関係者の連携・交流拡大による流域全体の地域活性化の推進
- 54 TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の活動
- 55 水防団の活動
- 56 利水ダム等の事前放流の推進
- 57 防災教育の普及啓発

Ⅲ 施策の紹介

流域治水対策

「流域治水」の基本的な考え方

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となつて行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」への転換を推進し、総合的かつ多層的な対策を行う。

流域治水：流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

堤防整備等の氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・堤防整備、河道掘削や引堤
- ・ダムや遊水地等の整備
- ・雨水幹線や雨水貯留浸透施設の整備
- ・利水ダム等の洪水調節機能の強化

まず、対策の加速化



加えて

被害対象を減少させるための対策

- ・より災害リスクの低い地域への居住の誘導
- ・水災害リスクの高いエリアにおける建築物構造の工夫
- 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策
- ・水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・中高頻度の外力規模（例えば、1/10, 1/30など）の浸水想定、河川整備完了後などの場合の浸水ハザード情報の提供

「流域治水」の施策のイメージ

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

① 氾濫をできるだけ防ぐ

雨水貯留機能の拡大 [国・市、企業、住民] 雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用

集水域

流水の貯留・遊水 [国・県・市・利水者] 治水ダムの建設・再生、利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用
[国・県・市] 土地利用と一体となった遊水機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上 [国・県・市] 河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす [国・県] 「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

河川区域

② 被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／住まい方の工夫

[県・市、企業、住民] 土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討

浸水範囲を減らす

[国・県・市] 二線堤の整備、自然堤防の保全

氾濫域

③ 被害の軽減、早期復旧・復興

土地のリスク情報の充実

[国・県] 水害リスク情報の空白地帯解消、多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

[国・県・市] 長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握経済被害の最小化

[企業、住民] 工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

住まい方の工夫

[企業、住民] 不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進

被災自治体の支援体制充実

[国・企業] 官民連携によるTEC-FORCEの体制強化

氾濫水を早く排除する

[国・県・市等] 排水門等の整備、排水強化

氾濫域



Ⅲ 施策の紹介

流域治水の加速化・深化

概要

- ・ 防災・減災、国土強靱化として、流域のあらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体となった流域治水の取組を推進するとともに、計画的・効率的なインフラの老朽化・耐震化等を実施してきたところ。
- ・ さらに、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、既存施設の徹底活用を図りつつ、河川整備基本方針や河川整備計画等の見直しや河川、ダム、砂防、海岸、水道、下水道の整備等を推進するとともに、災害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等の被害軽減対策に取り組むことにより、流域治水の加速化・深化を図る。

【取組】

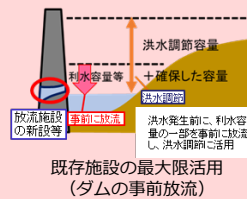
- ・ 根幹的な治水対策の加速化、既存施設の最大限活用・能力向上、河川整備基本方針等の見直し
- ・ 砂防関係施設の整備
- ・ 海岸保全施設の整備
- ・ 雨水排水・貯留浸透機能の強化のための下水道整備
- ・ 総合的な土砂管理
- ・ 水インフラの老朽化対策、耐震対策 等



堤防整備



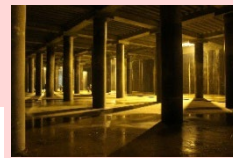
ダム建設・再生

既存施設の最大限活用
(ダムの事前放流)

海岸保全施設整備



下水道整備



地下空間の活用



砂防関係施設整備



氾濫をできるだけ防ぐ
・減らすための対策

あらゆる関係者の協働による
流域治水の加速化・深化



被害対象を減少
させるための対策



被害の軽減、早期復旧
・復興のための対策



災害危険区域設定



二線堤の保全・拡充

水害リスク情報の充実
(水害リスクマップ)

災害の自分事化
(NIPPON防災資産)

【取組】

- ・ 水害リスクの高い地域における建物等の構造規制
- ・ 土地利用の誘導等
- ・ 住まい方の工夫
- ・ 二線堤等の浸水範囲を減らす取組 等

【取組】

- ・ 水災害リスク情報の提供
- ・ 洪水・土砂災害・高潮等の予測情報充実
- ・ 災害の自分事化 等

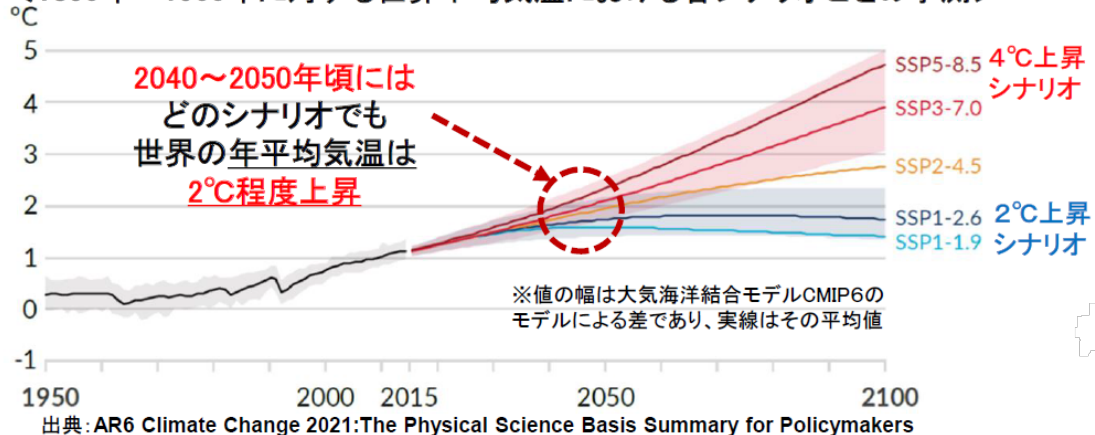
III 施策の紹介

気候変動の影響を踏まえた河川整備基本方針における外力設定

概要

- 気候変動影響を踏まえた治水計画の見直しにあたっては、「パリ協定」で定められた目標に向け、温室効果ガスの排出抑制対策が進められていることを考慮して、2℃上昇シナリオにおける平均的な外力の値を用いる。
- ただし、4℃上昇相当のシナリオについても減災対策を行うためのリスク評価、施設の耐用年数を踏まえた設計外力の設定等に適用。

<1850年～1900年に対する世界平均気温における各シナリオごとの予測>



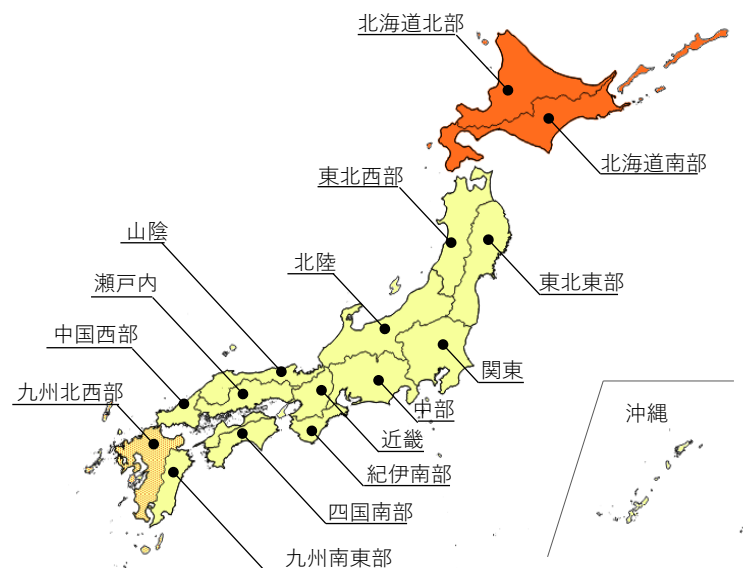
- 治水計画で目標とする規模（年超過確率1/100）の降雨については、2℃上昇した場合の現在気候と比較した降雨量変化倍率は、北海道で1.15倍、その他（沖縄含む）地域で1.1倍、4℃上昇した場合の降雨量変化倍率は、北海道・九州北西部で1.4倍、その他（沖縄含む）地域で1.2倍となると予測されています（d4PDF・d2PDFより分析）。

<地域区分毎の降雨量変化倍率>

地域区分	2℃上昇	4℃上昇	
		短時間	
北海道北部、北海道南部	1.15	1.4	1.5
九州北西部	1.1	1.4	1.5
その他（沖縄含む）地域	1.1	1.2	1.3

※ 2℃、4℃上昇時の降雨量変化倍率は、産業革命以前に比べて全球平均温度がそれぞれ2℃、4℃上昇した世界をシミュレーションしたモデルから試算

※ 4℃上昇の降雨量変化倍率のうち、短時間とは、降雨継続時間が3時間以上12時間未満のこと



出典：気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会

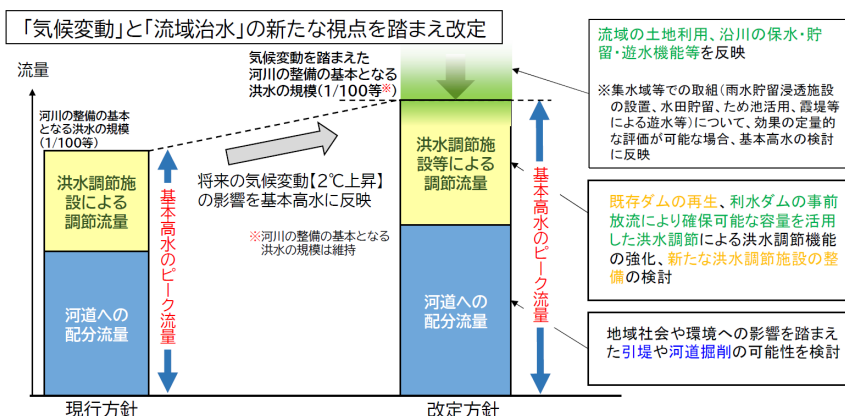
「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」提言（令和3年4月改訂）

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/chisui_kentoukai/

気候変動の影響や流域の取組等の基本高水や流量配分への反映

概要

- 科学技術の進展や現時点のデータの蓄積を踏まえ、将来の降雨量変化倍率、アンサンブル実験による予測降雨波形の活用など、気候変動の影響を考慮して基本高水のピーク流量を設定。
- 基本高水の設定においては、流域の土地利用、沿川の保水・遊水機能等について現況及び将来動向などを評価し、流域の降雨・流出特性や洪水の流下特性として反映。（集水域等での対策（水田貯留、ため池の活用等）については、取組が進み、効果の定量的評価が可能になった場合、基本高水の検討に反映）
- 河道と洪水調節施設等への配分については、改めて地域社会や環境への影響を踏まえた引堤や河道掘削の可能性の検討を行うとともに、既存ダムの洪水調節機能強化等の検討を行い決定。



基本高水のピーク流量の考え方

- 現行の河川整備基本方針における基本高水のピーク流量は、目標規模を確率規模で設定することを基本としたうえで、工事実施基本計画における基本高水のピーク流量を流量データや雨量データによる検証を踏まえて踏襲しているケース、雨量データに基づき基本高水のピーク流量を見直しているケースなどがある。
- 気候変動による降雨量の増加を踏まえた基本高水の見直しにおいては、全国统一した方法により、確率評価に気候変動による降雨量の増加（降雨量変化倍率）を加味して基本高水を設定。
- 基本高水を超過する洪水に対しては、流域治水を多層的に進めること等により、基本高水を超過する洪水に対してもさらなる水位低下や被害の最小化を図る

気候変動を踏まえた変更における考え方

- 河川の整備の目標となる洪水の規模に基づいた確率評価に気候変動による降雨量の増加（降雨量変化倍率）を加味して基本高水を設定

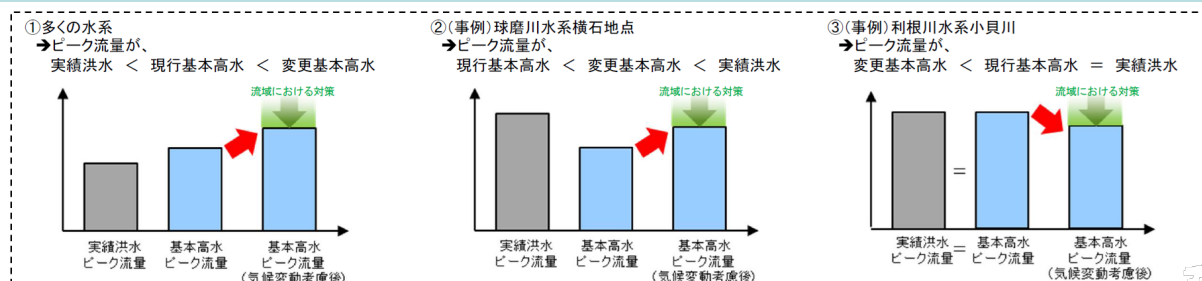
※工事実施基本計画、現行の基本方針で定められてきた基本高水のピーク流量は、気候変動影響を踏まえて見直す必要がある

※全国統一的方法を用いて行う

○雨量データに基づき、気候変動による降雨量増加（1.1倍、1.15倍の降雨量変化倍率）を考慮して設定（新たに設定）

□気候変動を踏まえた確率評価による基本高水のピーク流量より実績洪水の流量が大きい場合（球磨川水系、利根川水系小貝川）

- 雨量データ等に基づき、基本高水のピーク流量を、実績洪水（球磨川：令和2年7月洪水、小貝川：昭和61年8月洪水）の流量未滿の規模で設定
- 流域治水を多層的に進めること等により、基本高水を超過する洪水に対してもさらなる水位低下や被害の最小化を図る



特定都市河川制度の活用による流域治水の推進

概要

- 「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川の指定を拡大。
- 特定都市河川制度の活用により、河川管理者、流域都道府県及び市町村、下水道管理者による流域水害対策計画の策定、雨水浸透阻害行為の許可及び雨水貯留浸透施設整備計画の認定等を推進。

特定都市河川制度に関する新たな取組

特定都市河川指定に関する理解醸成

- 法制度をわかりやすく周知する特定都市河川パンフレットの作成
- 自治体等の実務担当者が参加する会議を開催し、特定都市河川指定に係る疑問の解消や先進事例の共有を図る

特定都市河川制度の活用推進

- 流域水害対策計画に基づく取組の実効性を高めるための取組支援
- 貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の延長

これまでの主な取組

特定都市河川に係る支援制度

- 流域水害対策計画に位置づけられたハード対策に予算を重点措置
- 雨水貯留浸透施設等の整備に係る個別補助事業創設、税制特例措置の延長【R6年度措置】
- 都道府県の流域水害対策計画作成を支援するための予算措置
- 貯留機能保全区域、浸水被害防止区域内における宅地かさ上げ等に係る支援の拡充【R6年度拡充】

特定都市河川改正法に係る制度の普及啓発

- 法施行に関するガイドラインの策定、支援制度等をまとめた流域治水施策集の策定
- 特定都市河川ポータルサイトの開設及び特定都市河川指定等に係るロードマップの公表

行政機関相互の緊密な連携・協力の強化

- 各地方ブロック等において関係省庁や都道府県・自治体等が参加した関係者会議を開催
- 全国各水系で流域の関係者が参加した流域治水協議会を開催

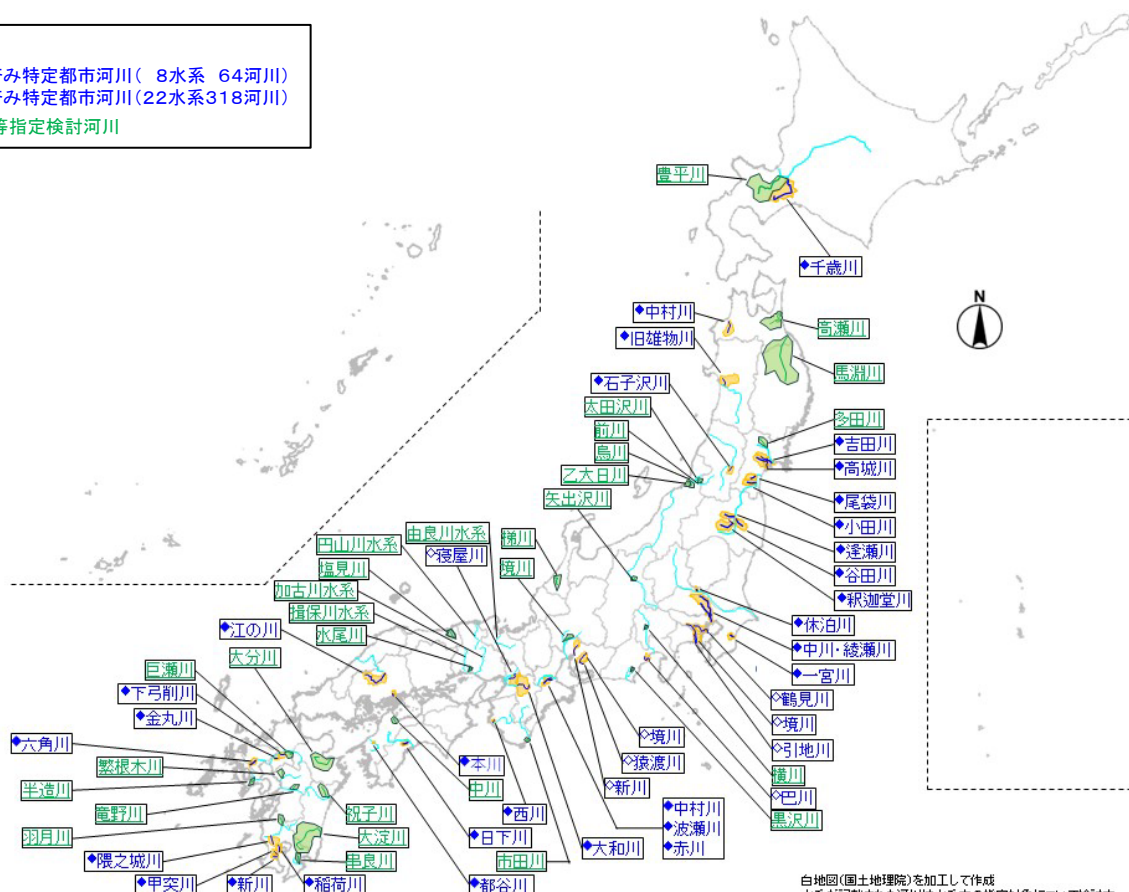
特定都市河川の指定状況(令和7年1月28日時点)

特定都市河川 30水系382河川

【凡例】

- ◇：法改正前 指定済み特定都市河川(8水系 64河川)
- ◆：法改正後 指定済み特定都市河川(22水系318河川)

下線：特定都市河川等指定検討河川



白地図(国土地理院)を加工して作成
水系が記載された河川は水系内の指定対象について検討中

特定都市河川制度の活用による流域治水の取組推進

概要

- 令和6年7月、大和川流域で全国初の貯留機能保全区域の指定がなされるなど、特定都市河川における流域の取組は、今後より一層期待されるところ。
- 流域治水の更なる推進を図るため、流域関係者による合意形成を進めながら、流域水害対策計画の実効性を高める取組に支援する。

背景・課題

- 令和6年7月に、奈良県が大和川流域において、全国で初めて特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域を指定。
- 流域の被害最小化に向けては、河川整備の加速化に加え、
 - ▶低平地の開発抑制による被害対象の減少
 - ▶対象沿川の土地が有する保水・遊水機能を保全・活用した流域における対策の推進など、流域の関係者が一体となった取組を全国で推進することが重要。
- 一方で、流域の関係者の更なる取組を促進するためには、地域における合意形成を進め、流域水害対策計画に基づく取組の実効性を高めることが必要。



R6. 7. 30 奈良県知事定例記者会見
(左) 川西町長 (右) 田原本町長 (中) 奈良県知事



貯留機能保全区域の記念碑
(奈良県川西町)

新たな制度による対応

対象事業

事業名: 特定都市河川浸水被害対策推進事業(補助)

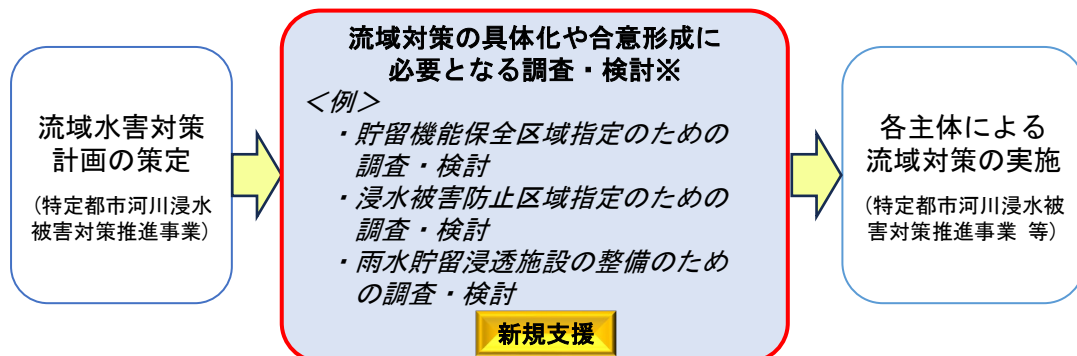
事業主体: 都道府県

国庫負担率: 1/2等

拡充内容

- 流域水害対策計画に基づく取組の実効性を高めるためには、計画策定後、目標達成に向けた対策の具体化や合意形成を進めることが重要であり、早期の関係者合意形成を図るため、これらの取組に対して計画策定から5年以内に限り、新たな支援を実施。

＜特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策実施の流れ＞



※流域対策と併せて実施することで効果が促進されるソフト対策についても支援

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策



概要

本対策は、気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や切迫する大規模地震、また、メンテナンスに係るトータルコストの増大のみならず、社会経済システムを機能不全に陥らせるおそれのあるインフラの老朽化から、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持することができるよう、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため、

- ・ 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策（26対策）
- ・ 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策（12対策）
- ・ 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進（15対策）

を柱として、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に53の対策を講じます。

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策

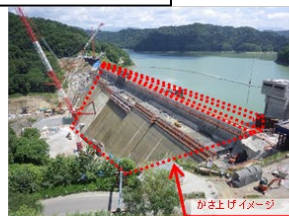
■流域治水対策（河川・砂防・海岸・下水道）

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の考え方にに基づき、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を加速化します。

堤防整備



ダム建設・ダム再生



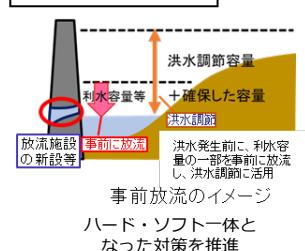
砂防関係施設整備



大規模地下貯留施設



既存ダムの治水活用



海岸保全施設整備



■下水道施設の地震対策

大規模地震の発生リスクが高まる中で、公衆衛生の強化等のため、下水道管路や下水処理場等の耐震化を実施します。



処理場の耐震化（躯体補強）

2 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

■河川・ダム・砂防・海岸・上下水道施設の老朽化・長寿命化等対策

早期に対策が必要な施設の修繕・更新を集中的に実施し、予防保全型のインフラメンテナンスへの転換を図ります。



対策前



対策後

老朽化したポンプ設備の修繕・更新により、災害のリスクを軽減



対策前



対策後

常時流水の影響による摩耗の進行

高耐久性材料を活用した改築

3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

■河川、砂防、海岸分野における施設維持管理、操作の高度化対策

適切な施設維持管理や施設操作の高度化のため、排水機場等の遠隔化や、3次元データ等のデジタル技術を活用した維持管理・施工の効率化・省力化を図ります。



監視・操作



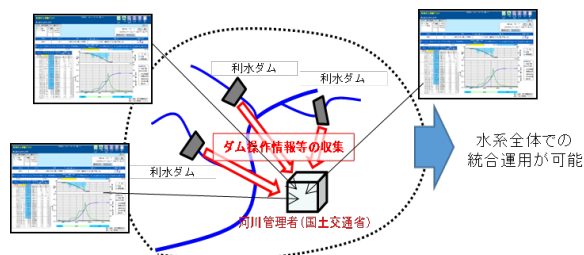
事務所・出張所



河川管理施設の遠隔化（監視・操作）イメージ

■河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策

住民の避難行動等を支援するため、降雨予測の精度向上を踏まえ、河川・ダムの諸量データの集約化やダムや河川等とのネットワーク化を図るとともに、水害リスク情報の充実や分かりやすい情報発信、迅速な被災状況把握等を行うためのシステム強化等を実施します。



利水ダムのネットワーク化により、流出入量をリアルタイムに把握

Ⅲ 施策の紹介

流域治水の加速化・深化(流域治水プロジェクト2.0の展開)

概要

- 気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させる。このために必要な取組を反映し『流域治水プロジェクト2.0』に更新する。

現状・課題

- 2℃に抑えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算
現行の河川整備計画が完了したとしても治水安全度は目減り
- グリーンインフラやカーボンニュートラルへの対応
- インフラDX等の技術の進展

必要な対応

- 気候変動下においても、目標とする治水安全度を早期に確保するため、あらゆる関係者による、様々な手法を活用した、対策の一層の充実を図る

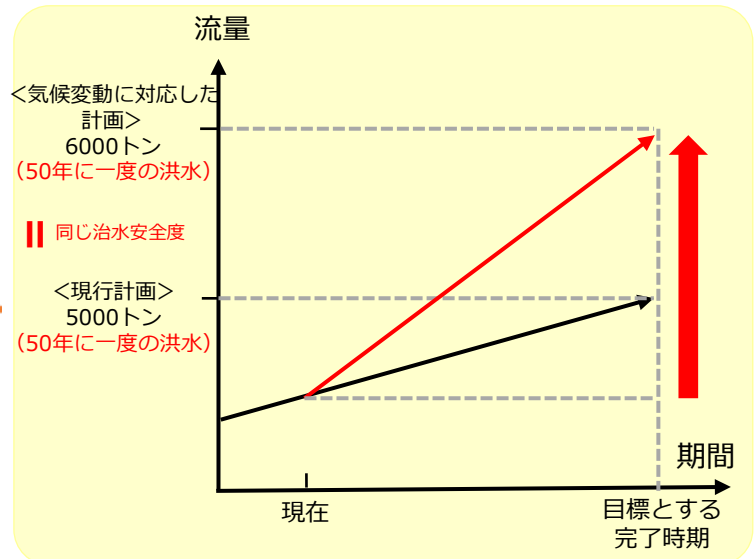
必要な対応のイメージ

気候変動シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模)
2℃上昇	約1.1倍

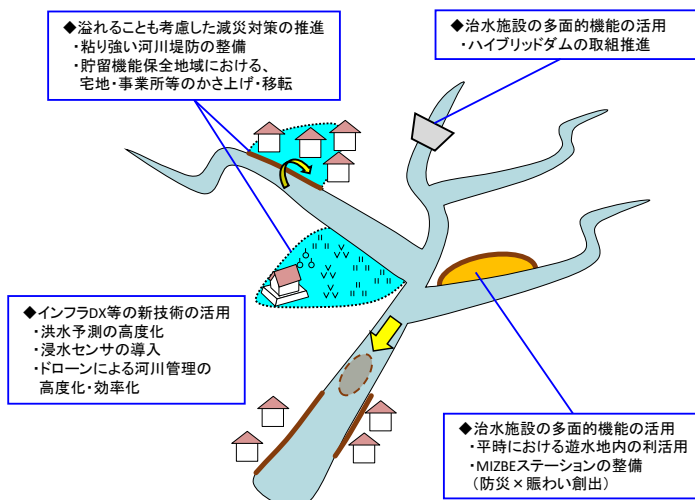
↓ 降雨量が約1.1倍となった場合

全国の平均的な傾向【試算結果】	流量
	約1.2倍

同じ治水安全度を確保するためには、
目標流量を1.2倍に引き上げる必要



様々な手法の活用イメージ



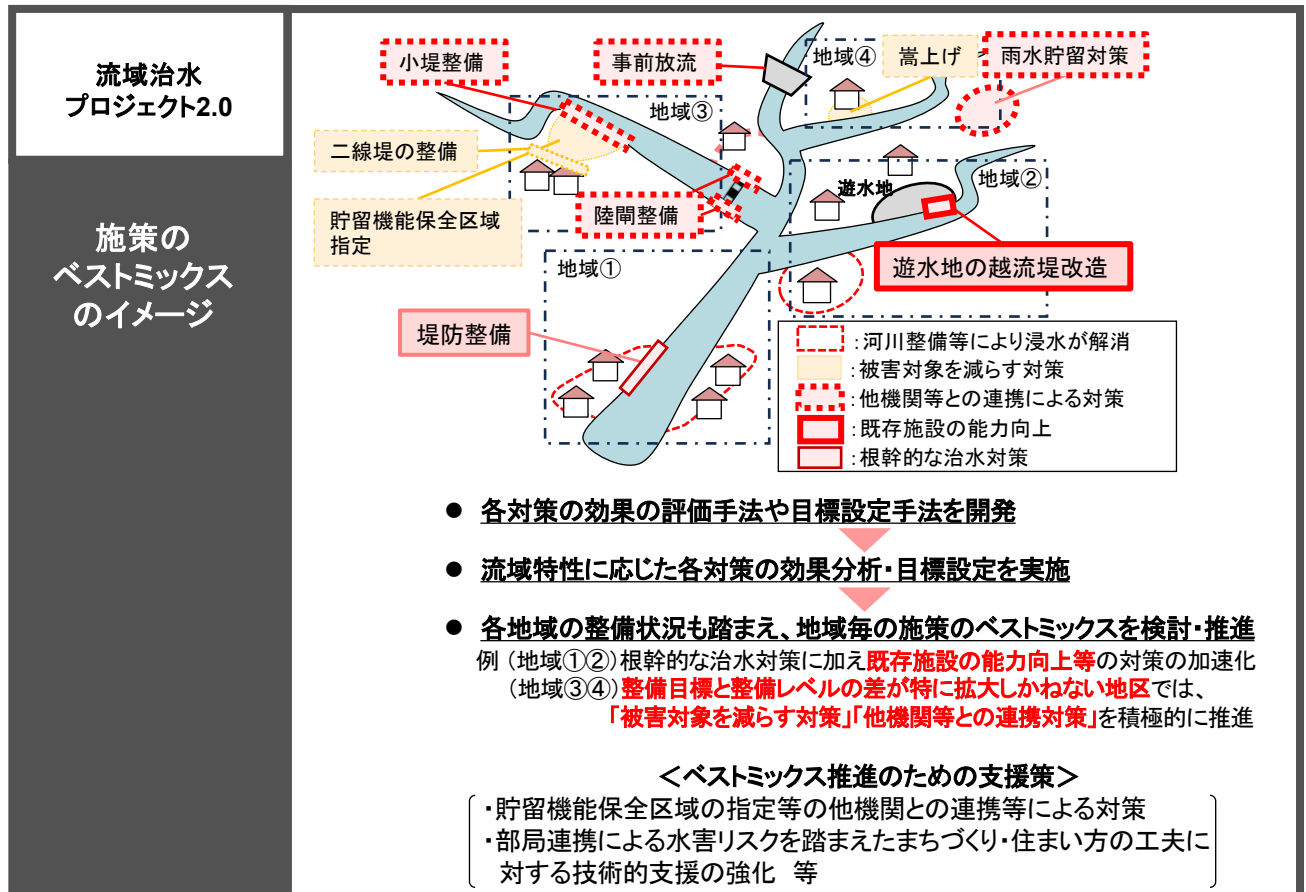
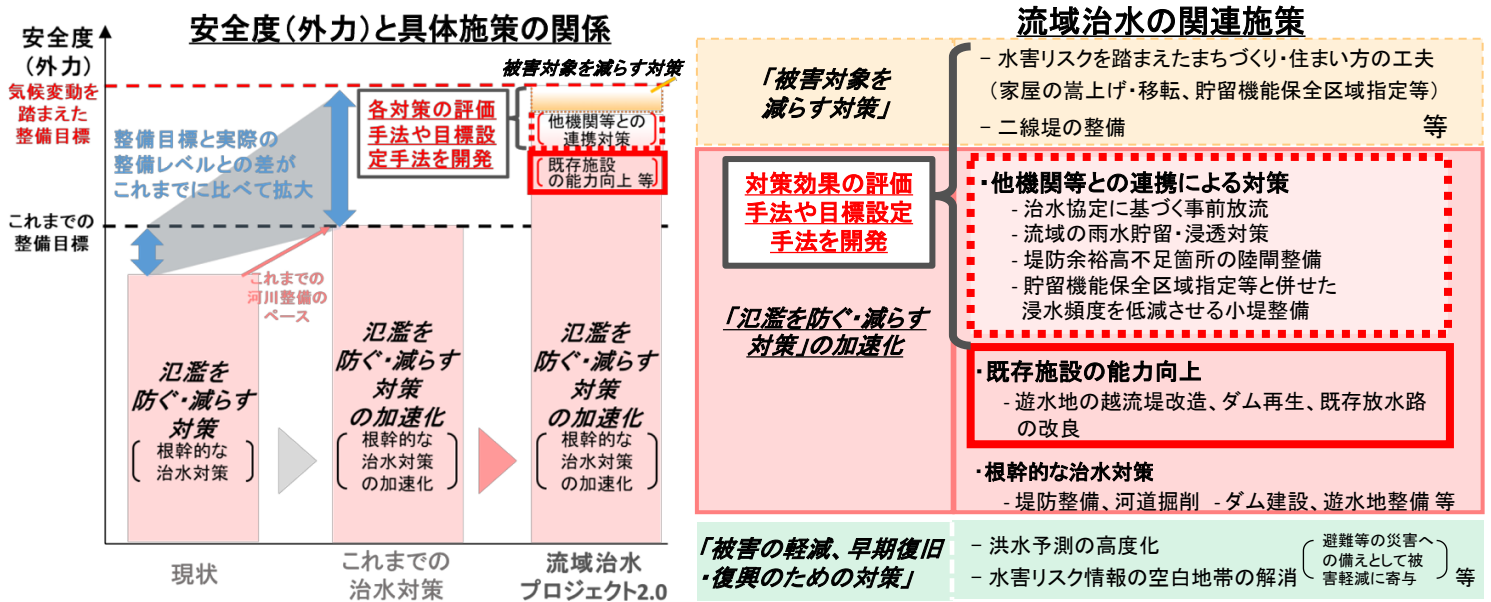
※気候変動の影響を踏まえた目標の見直しを行うとともに、目標とする治水安全度の早期確保に向け、様々な手法を活用した整備を進めることが必要

⇒全国109水系で、上記の対策内容を反映した『流域治水プロジェクト2.0』に順次更新する

III 施策の紹介

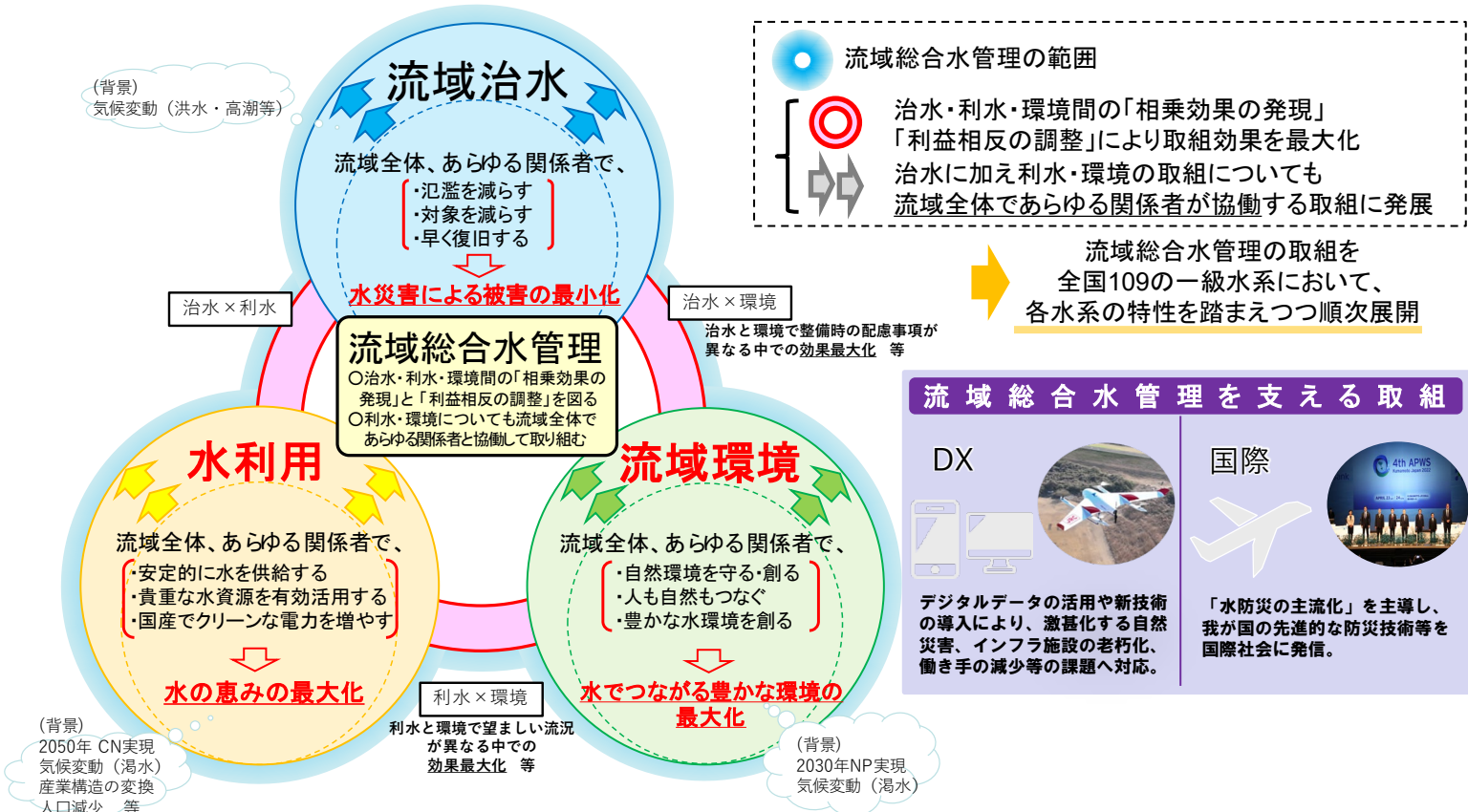
流域治水プロジェクト2.0推進に向けた施策のベストミックス

- 概要**
- 気候変動により外力が増大し、これまでの河川整備のペースでは整備目標と実際の整備レベルとの差が拡大。
 - この差を早期に埋めるため、氾濫を防ぐ・減らす対策である根幹的な治水対策に加え、既存施設の能力向上等の対策を加速化するとともに、「他機関等との連携による対策」（＝氾濫を防ぐ・減らす対策）や、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等の「被害対象を減らす対策」について 効果の評価手法や目標設定手法を開発し、流域特性に応じた各対策の効果分析・目標設定を行い、流域毎の施策のベストミックスを検討・推進

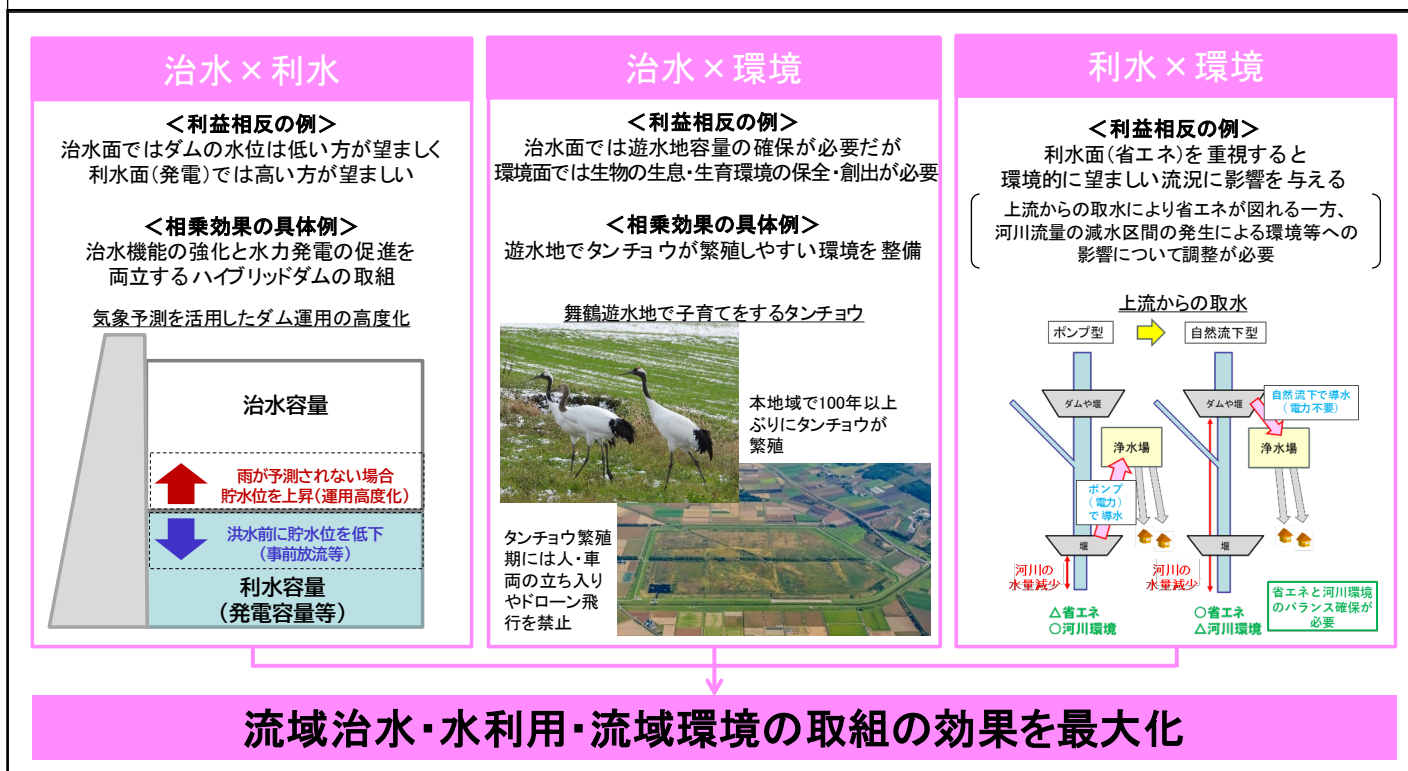


流域総合水管理への展開

- 概要**
- 治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者と協働して取り組むとともに、治水・利水・環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図るなど、流域治水・水利用・流域環境の一体的な取組を進めることで「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を推進する。



治水・利水・環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」の例



III 施策の紹介

氾濫を防ぐ・減らす対策の加速化

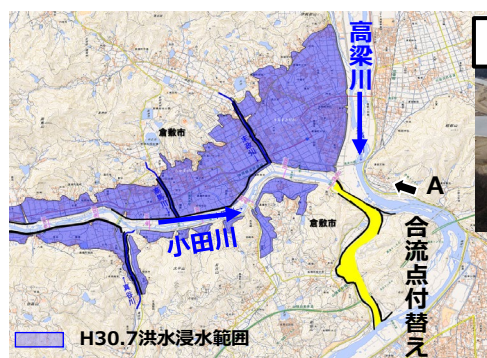
概要

- 気候変動により外力が増大し、これまでの河川整備のペースでは整備目標と実際の整備レベルとの差が拡大。この差を早期に埋めるため、氾濫を防ぐ・減らす対策である河川改修やダム整備等の「根幹的な治水対策」や「既存施設の能力向上」等を加速させるとともに、「他機関等との連携による対策」を実施していくことが必須。

根幹的な治水対策の加速化

例：小田川合流点付替え事業

平成30年7月豪雨を安全に流下させるために、小田川合流点付替えや堤防整備を実施し、令和5年度末に事業が完了。



例：立野ダム建設事業

白川の氾濫により熊本市街部に大きな被害をもたらした昭和55年8月出水を上回る雨量を令和5年7月に白川上流域で観測したが、立野ダム建設等の治水対策により、浸水被害ゼロを実現。



平常時



R5.7 出水時



既存施設の能力向上

➤ 遊水地の越流堤改造

下流河道の整備の進捗も踏まえ、ピークカット効果を高めるための越流堤の可動堰化、かさ上げ等を実施。

例：六角川水系牛津川
牟田辺遊水地

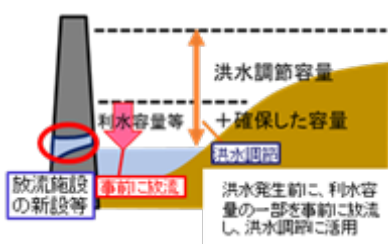
➤ ダム再生

流域の特性や課題に応じ、ソフト・ハード対策の両面から、既存ダムの有効活用を実施。

例：幾春別川総合開発事業
新桂沢ダム（桂沢ダムを嵩上げ）

他機関等との連携による対策

➤ ダムの事前放流



➤ 雨水貯留浸透施設の整備

例：大和川水系大和川 奈良県田原本町
社会福祉協議会駐車場他地下貯留施設整備

➤ 堤防余裕高不足箇所の陸閘整備



例：淀川水系淀川 淀川陸閘整備事例

➤ 既存放水路の改良

既設放水路(トンネル)の拡幅等を行い、更なる流量増への対応を図る。



例：狩野川水系狩野川 狩野川放水路

Ⅲ 施策の紹介

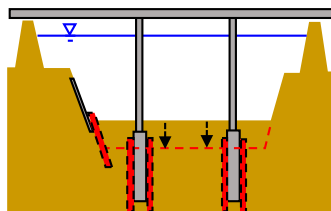
地下空間の活用に向けた今後の取り組み(地下河川)

概要

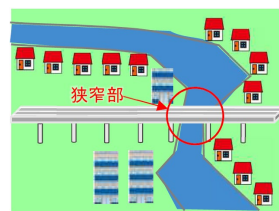
- 気候変動の影響等による災害の激甚化・頻発化に対応するため、浸水被害軽減に向けた地下空間活用勉強会からの提言も踏まえ、河川の地下空間の活用に向けた対策の加速化を図る。

背景・課題

- 今後、さらに気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化が予測されており、あらゆる治水対策が急がれる。
- 一方で、掘削や築堤などによる地上河川の流下能力の増加は、他の構造物への影響や地形的な条件等から一定の限界があることも想定される。



河床を深く掘削する場合、
多数の橋梁や護岸へ影響

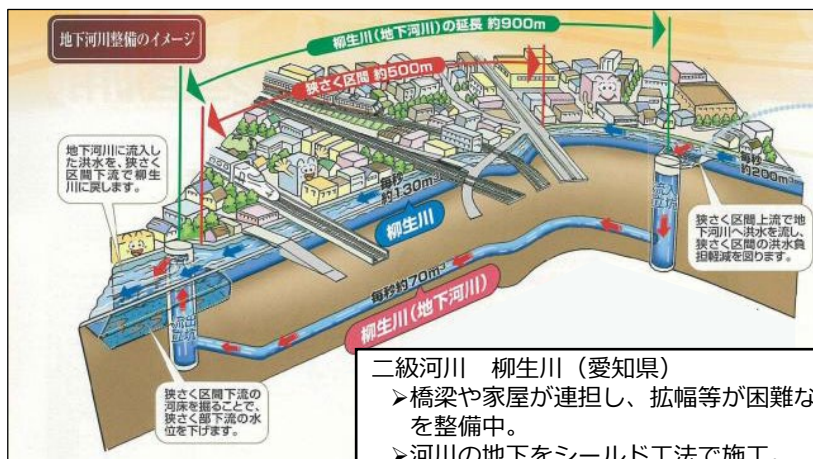


河道拡幅には、橋梁架替が
必要となることもある



都市部では
河川沿いに家屋が連担

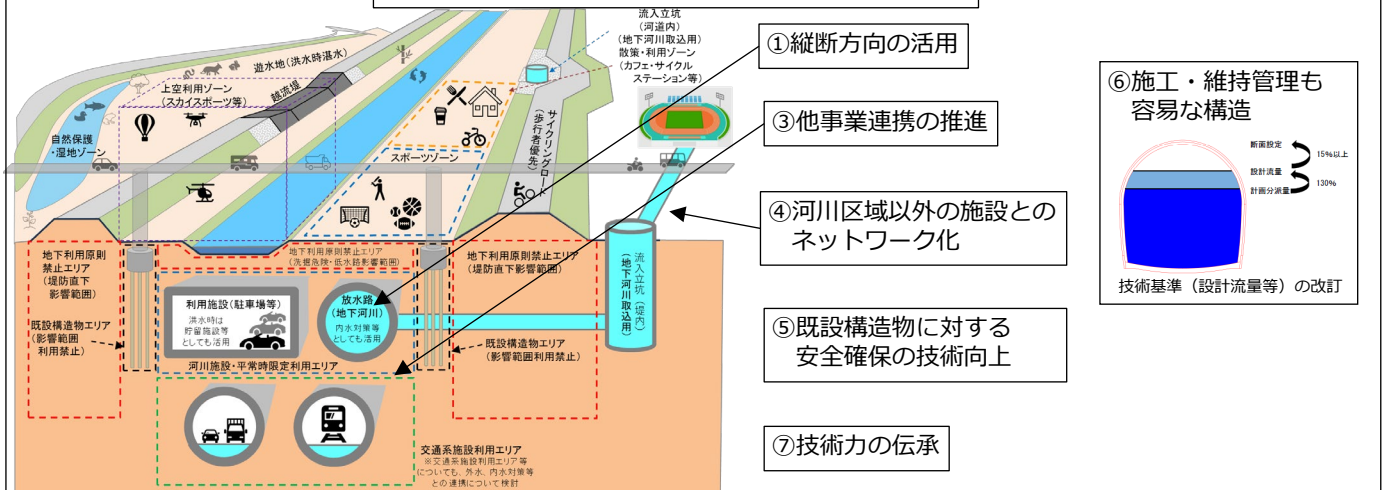
【地下空間の活用事例】



今後の取組

- 浸水被害軽減に向けた地下空間活用勉強会の提言も踏まえ、地下空間活用に向けた7つの対策により、河川の地下空間のより一層の活用を図る。

②河川地下空間利用のマネジメント



災害復旧の迅速化



概要

- ・ 令和6年における自然災害による公共土木施設の被害は約1.3万箇所、約1兆6207億円に上り、被災地域の方々の生活に大きな打撃を与えた。
- ・ 大規模災害時における公共土木施設の復旧については、自治体における土木職員の不足や災害復旧の経験不足、被災箇所数の増大に伴い事務手続きに時間を要するなど、迅速な復旧が困難な状況。
- ・ デジタル技術の活用等により、被害把握から災害復旧完了に至るまでの期間を短縮する「スマート災害復旧」を推進し、被災自治体の負担軽減・被災地域における早期の社会経済活動の回復を実現。

スマート災害復旧の推進に向けた主な取組

- ・ デジタル技術を活用し、被災状況調査や災害復旧事務手続き等の効率化。
- ・ TEC-FORCEが取得した三次元データ等を被災自治体に提供し、自治体が設計や査定資料の作成等に活用できる仕組みを構築。
- ・ 災害復旧に係る調査、測量、設計に加え※、工事等におけるデジタル技術を試行・検証し、新たに手引きを作成。

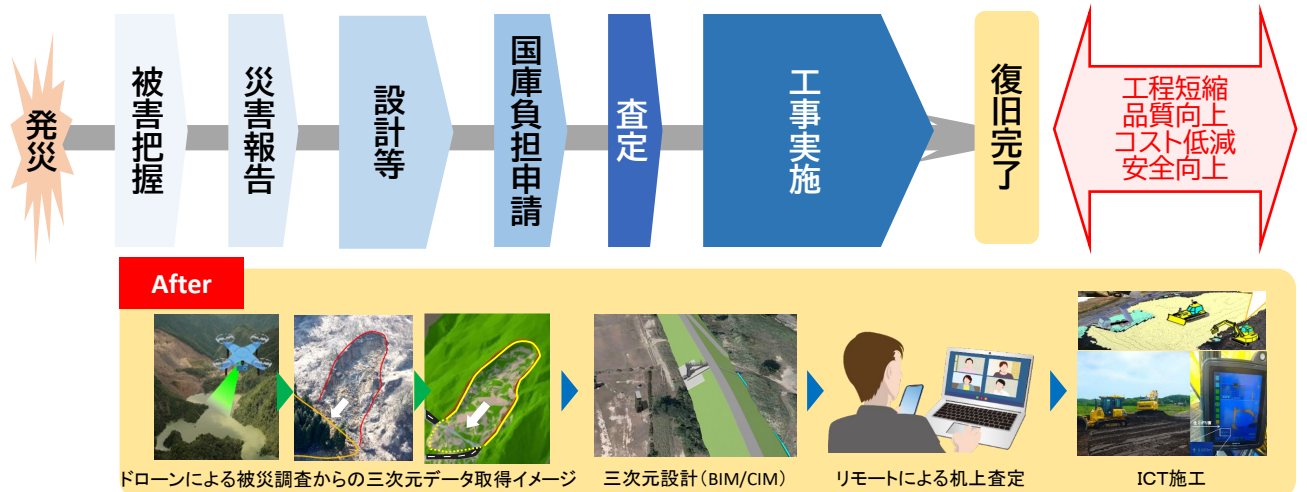
被災地域の早期復旧

- 被災自治体の負担軽減
- 災害復旧の早期完了

現状



将来



※ デジタル技術の活用による災害査定(リモート査定、ペーパーレス査定)等の災害復旧全般のスマート化を引き続き推進。

Ⅲ 施策の紹介

激甚な水害に対する再度災害防止の加速化

概要

- 近年、気候変動の影響により水害が激甚化・頻発化しており、毎年のように堤防の決壊や越水等による甚大な浸水被害が発生しているところ。
- 被災箇所の原形復旧のみでは再度災害防止が図られない場合、改良復旧の実施が必要となる。災害関連事業の総工事費に占める改良復旧の割合に関わらず事業を実施できるよう、基準等の見直しを実施することで、改良復旧工事を加速させ、早期の再度災害防止を図る。

背景・課題

- 近年、気候変動の影響により水害が激甚化・頻発化しており、毎年のように堤防の決壊や越水等による甚大な浸水被害が発生。
- 河川整備水準を大きく上回る大規模な洪水が発生した河川においては、再度災害防止のため、原形復旧に加え改良復旧を実施しているが、堤防が決壊した場合を除き、総工事費に占める改良復旧の工事費の割合は、9割程度を越えない範囲に限定している。

新たな制度による対応

対象事業

事業名：河川大規模災害関連事業
事業主体：国
国庫負担率：2/3等

拡充内容

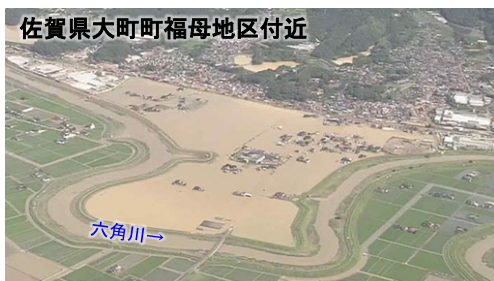
堤防決壊に至らずとも、堤防の欠損や越水等により家屋等の一般被害が激甚であった場合において、災害関連事業の総工事費に占める改良復旧の割合に関わらず事業を実施できるよう、基準等を見直し。

近年の大規模な災害

令和3年8月11日からの大雨

・被害状況(六角川水系 六角川、牛津川)

佐賀県大町町福母地区付近



六角川水系六角川及び牛津川では、越水等により、流域全体で床上浸水1,248戸、床下浸水2,059戸、浸水面積約5,400haの甚大な被害が発生。

令和5年7月10日からの大雨

・被害状況(筑後川水系 巨瀬川)

福岡県久留米市北野町付近



筑後川水系巨瀬川では、越水等により、床上浸水1,050戸、床下浸水2,131戸、浸水面積約1,690haの甚大な被害が発生。

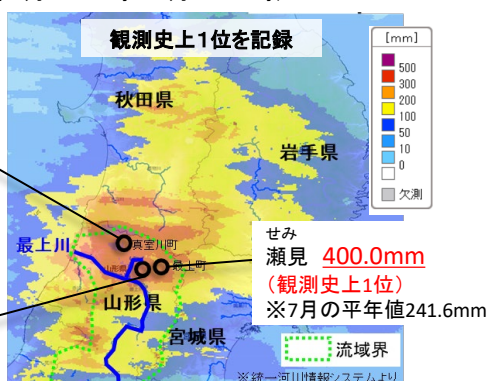
令和6年7月25日からの大雨

レーダー雨量(72時間)

(令和6年7月24日1時～7月27日1時)

さすなべ
差首鍋 **444.0mm**
(観測史上1位)
※7月の平年値339.7mm

しんじょう
新庄 **403.5mm**
(観測史上1位)
※7月の平年値219.6mm



・被害状況(最上川水系 最上川)

山形県戸沢村蔵岡地区付近



最上川水系最上川では、越水等により、床上浸水194戸、床下浸水196戸、浸水面積約1,640haの甚大な被害が発生。

Ⅲ 施策の紹介

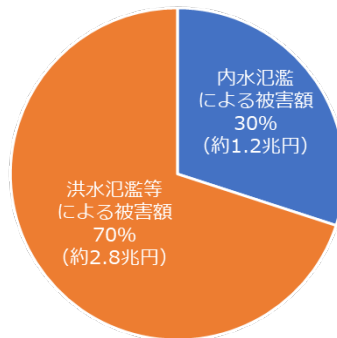
下水道による浸水対策の推進

概要

- 近年、気候変動による降雨量の増加や都市化の進展等に伴い、内水氾濫の被害リスクが増大。
- 流域治水の考え方を踏まえ、ハード・ソフトの両面から下水道による浸水対策やリスクの高い下水道施設の耐水化に取り組み、安全で安心なまちづくりを実現。

背景・課題

内水氾濫の被害リスクの増大



全国の浸水被害の発生状況
（平成24年～令和3年の10年間の合計）
【出典：水害統計より集計】

今後の取組

ハード対策の加速化

- 雨水幹線、ポンプ施設の整備
- 貯留浸透施設の整備
- 雨水貯留管の整備
- 下水道施設の耐水化 など

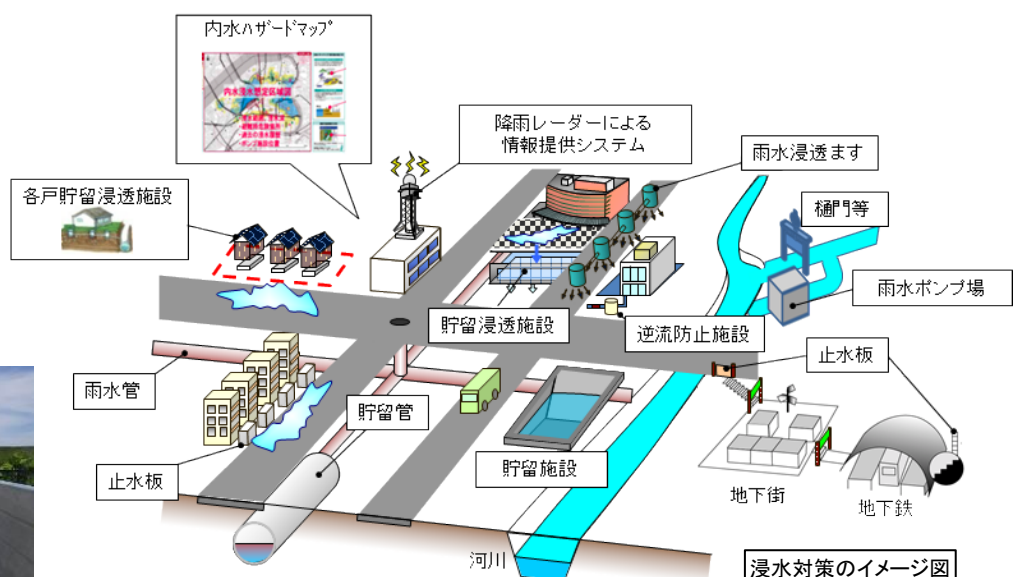
ソフト対策の充実

- 樋門等の操作規則の策定
- 内水ハザードマップの公表
- 水位情報等のリアルタイム情報提供の促進 など

○雨水貯留管



○止水壁の設置

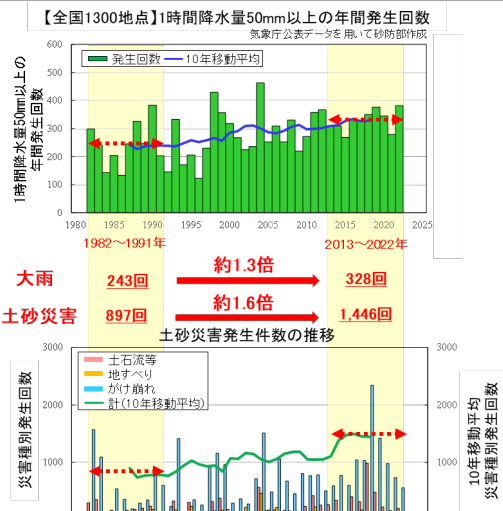


III 施策の紹介

流域治水における砂防の取組

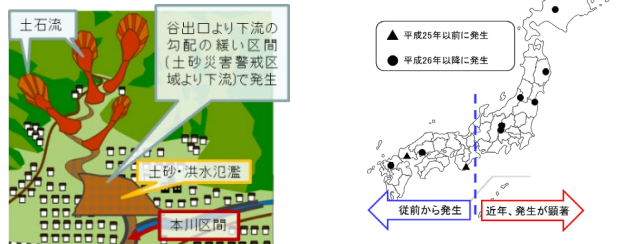
- 概要**
- 豪雨の増加に同調するように、近40年では土砂災害発生件数は増加傾向であり、土砂・洪水氾濫等の大規模な土砂災害も全国で発生している。こうした土砂災害に対して砂防事業ではハード・ソフト一体となった多層的な土砂災害対策を推進している。
 - 具体的には、河川、道路、上下水道、林野の各事業と連携した「土砂・洪水氾濫対策」、「インフラ・ライフライン保全対策」、「流域流木対策」を推進するとともに、「まちづくり計画」と連携した土砂災害対策等を実施していく。

近40年における豪雨と土砂災害の傾向



近40年の豪雨回数と土砂災害は増加傾向。

土砂・洪水氾濫の発生状況

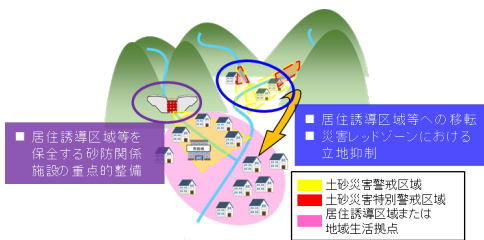


近年の土砂・洪水氾濫の発生状況

土砂・洪水氾濫は西日本だけではなく、全国で確認されるようになった。土砂・洪水氾濫対策等、気候変動に対応した土砂災害対策が必要。

流域治水における砂防の取組

被害対象を減らす

■ 防災まちづくりと連携した土砂災害対策
～まちづくり計画との連携～

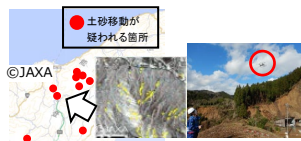
- 効率的なハード対策による土砂災害リスクの低減と、土砂災害警戒区域等からの移転支援による土砂災害リスクの回避を適切に組み合わせることで、まちづくり計画と連携した土砂災害対策を推進。

被害の軽減・早期復旧等

■ 警戒避難体制の構築支援
～市町村等との連携～

- ハザードマップの作成や避難訓練の実施などの市町村等による警戒避難体制構築を支援。

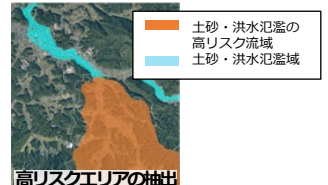
■ デジタル技術を活用した土砂災害の早期把握



- 人工衛星やドローン等を活用し、地震・豪雨・火山噴火等に伴う土砂災害把握の迅速化や調査の高度化・省人化を図る。

氾濫を防ぐ・減らす

■ 土砂・洪水氾濫対策 ～河川事業との連携～



- 土砂と河川水が相まって氾濫する土砂・洪水氾濫等による被害が頻発していることを踏まえ、土砂や流木を効果的に捕捉できる砂防施設の整備を推進。

■ インフラ・ライフライン保全対策
～各事業と連携した防災～

【新規事項】
事業間連携砂防等事業の拡充



- 道路事業による法面対策等や、上下水道施設の耐震化対策等の強化の取組に連携して交通インフラやライフラインの土砂災害対策を推進。

■ 砂防設備の維持・復旧

【新規事項】
災害復旧事業の拡充



- 砂防設備の機能を維持するために土砂・流木を捕捉した砂防設備の適切な除石を実施。

災害復旧事業による砂防堰堤等の緊急除石

- 概要**
- 気候変動等の影響により土砂災害が激甚化・頻発化しており、発災後は早期に再度災害の防止に備えることが重要。
 - 砂防堰堤等が土石流を捕捉した場合には、土砂・流木によって堆砂敷が埋塞し、砂防設備として必要な機能が失われることから、早期に機能を復旧させるため、災害復旧事業として緊急的な除石が可能な制度に拡充。

背景・課題

- 砂防堰堤等にて土石流を捕捉し、堆砂敷が土砂等で埋塞した場合は、速やかに除石を実施し、次期出水に伴う土石流に対して、捕捉機能を復旧する必要がある。
- 堆砂量が膨大な場合、施設管理者による費用負担が大きいことから、迅速な除石ができず、速やかな機能復旧が困難な状況となっている。
- 現行の災害復旧事業は、砂防堰堤が被災もしくは埋没した場合の計画堆砂線を超える埋そく土の掘削、または、砂防堰堤の新設もしくは嵩上げと一体的に実施される既存堰堤背面の掘削に限られている。



新たな制度による対応

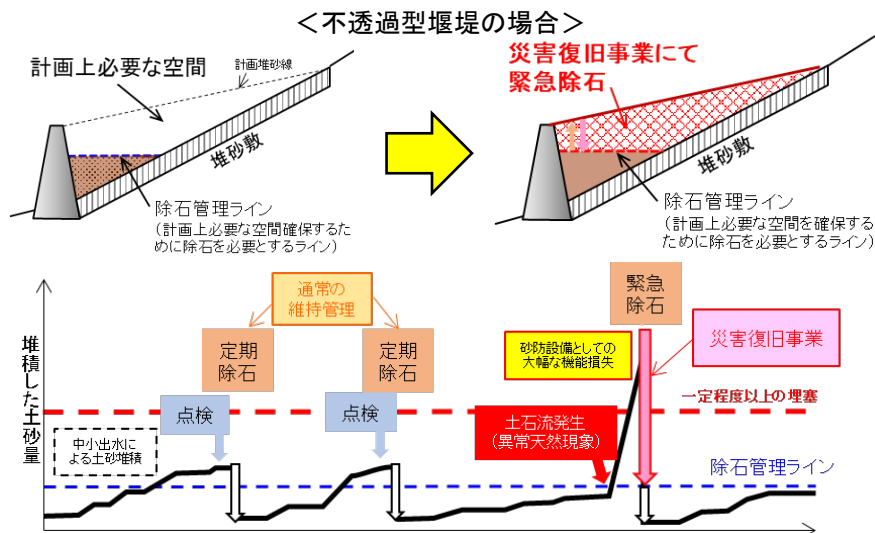
砂防堰堤等が土石流を捕捉した場合に早期に機能を復旧させるため、異常な天然現象により発生した土石流等については、平常時から砂防堰堤の適切な除石管理等を実施しているものに限り、災害復旧事業として緊急的な除石が実施可能とする。

対象事業

事業名: 河川等災害復旧事業
事業主体: 砂防設備管理者(国、都道府県)
国庫負担率: 2/3以上等

拡充内容

土石流の発生により砂防堰堤等の堆砂敷が土砂等で埋塞し、捕捉機能を阻害する場合に、当該土砂等の緊急除石を災害復旧事業の対象に追加。



直轄特定緊急地すべり対策事業の創設

- 概要**
- 令和6年能登半島地震では、多数の地すべり災害が発生し各所で甚大な被害が生じたため、国直轄の災害関連緊急事業による応急対策を実施している。
 - 地すべり災害箇所において、今後の豪雨や地震により再び地すべり被害が生じないよう、災害関連緊急事業に引き続き、短期的・集中的に地すべり対策工を整備する必要があることから、新たに直轄特定緊急地すべり対策事業を創設する。

背景・課題

- 災害関連緊急事業では当面の対策として、拡大崩壊による保全対象への被災防止を目的に、崩壊斜面の風化防止対策とすべり残りの土塊の移動抑制のための抑制工を最優先として実施する。
- 災害関連緊急事業は当面の応急対策であり、再度災害防止を図るためには、短期的・集中的な追加の施設整備が必要。
- 発災後の再度災害防止対策を実施する上で、直轄の地すべり対策については現行制度で実施することができない。

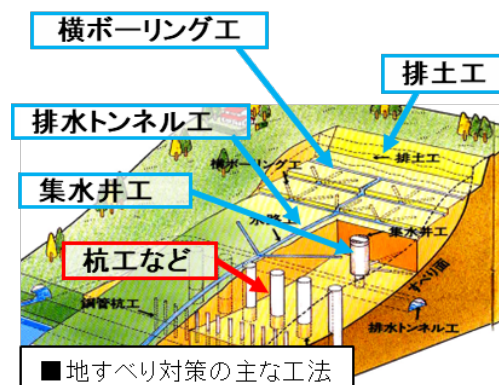


■ 国道249号沿岸部で発生した大規模な地すべり災害(直轄地すべり対策災害関連緊急事業実施箇所)

新たな制度による対応

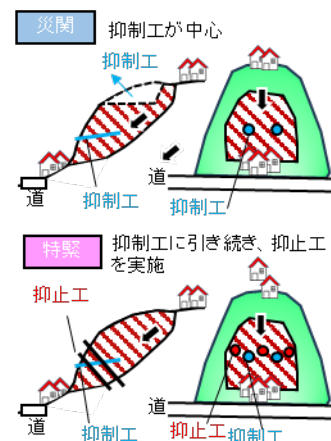
- 災害関連緊急事業では応急安全度を確保できない地すべり対策箇所において、国直轄による地すべりの再度災害防止対策を実施するために、新たに直轄特定緊急地すべり対策事業を創設する。

地すべり対策の事業メニュー	地すべり対策災害関連緊急事業	直轄特定緊急地すべり対策事業
対策における基本的な考え方	当該年発災の風水害、震災等により地すべり現象が活発となり、危険度が増し、経済上、民生安定上放置し難い場合で緊急的に施工を必要とする地すべり防止工事	災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき、地すべり被害が発生したブロックのみでなく、周辺のブロックの影響を加味した地域一体的な施工を必要とする地すべり防止工事(おおむね5年以内)
一般的な地すべり対策工法	抑制工 (崩壊斜面に残存している不安定土砂の排土工、横ボーリング等による地下水排除工など)	抑制工 (排土工、横ボーリング+集水井等による地下水排除工) 抑止工 (杭工、アンカー工等)



■ 土砂災害発災後の事業メニュー

		発災直後(災害復旧・改良復旧)	発災後(再度災害防止)
		発災直後の危険な状況に緊急に対処するための施設整備等を実施するもの	左記の対策に引き続き、再度災害防止を図るため短期的・集中的に施設整備を実施するもの
直轄	砂防	○ 砂防災害関連緊急事業 (国庫負担率: 2/3)	○ 特定緊急砂防事業 (国庫負担率: 2/3)
	地すべり	○ 地すべり対策災害関連緊急事業 (国庫負担率: 渓流にかかる分2/3等、その他の分 1/2等)	令和7年度新規創設 ○ 特定緊急地すべり対策事業 (国庫負担率: 渓流にかかる分2/3、その他の分1/2)
補助	砂防	○ 災害関連緊急砂防事業 (国庫負担率: 2/3等)	○ 砂防激甚災害対策特別緊急事業 (国庫負担率: 5.5/10等) ○ 火山砂防激甚災害対策特別緊急事業 (国庫負担率: 5.5/10等) ○ 特定緊急砂防事業(国庫負担率: 1/2等)
	地すべり	○ 災害関連緊急地すべり対策事業 (国庫負担率: 渓流にかかる分2/3等、その他の分 1/2等)	○ 地すべり激甚災害対策特別緊急事業(国庫負担率: 渓流にかかる分5.5/10等、その他の分1/2等) ○ 特定緊急地すべり対策事業(国庫負担率: 渓流にかかる分1/2等、その他の分1/2等)



ライフラインを保全する土砂災害対策の推進

- 概要**
- 令和6年能登半島地震では多数の斜面崩壊により多くの犠牲者が出たほか、交通インフラや上水施設等が被災し住民の避難行動や救助活動、復旧・復興の大きな支障となった。
 - 令和元年度創設の「事業間連携砂防等事業」を拡充することで、道路等の重要な交通インフラのみならず、上下水道等のライフライン施設も保全する事前防災としてのハード対策を推進し、災害に強いまちづくりの支援を図る。

背景・課題

- 令和6年能登半島地震では多数の斜面崩壊により、基幹道路である国道249号や上水施設等が複数箇所被災し、住民の避難行動や救助活動、被災地域の復旧・復興の大きな支障となっている。

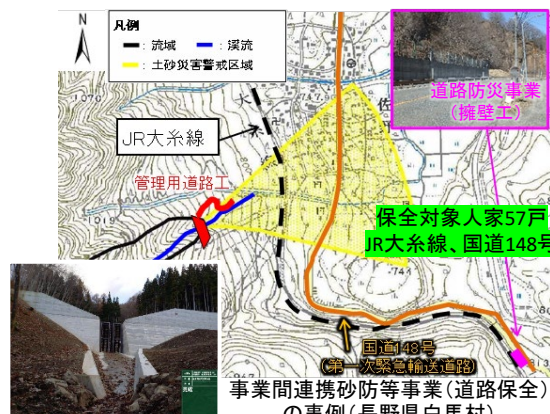


国道249号を寸断した地すべり災害



浄水場を機能停止にした河道閉塞

- 令和元年度以降、個別補助「事業間連携砂防等事業」を創設し、防災上重要性の高い道路のうち土砂災害によって寸断のおそれのある箇所への対策を重点的に支援してきたが、ライフライン施設の保全については当該事業の対象となっていない。

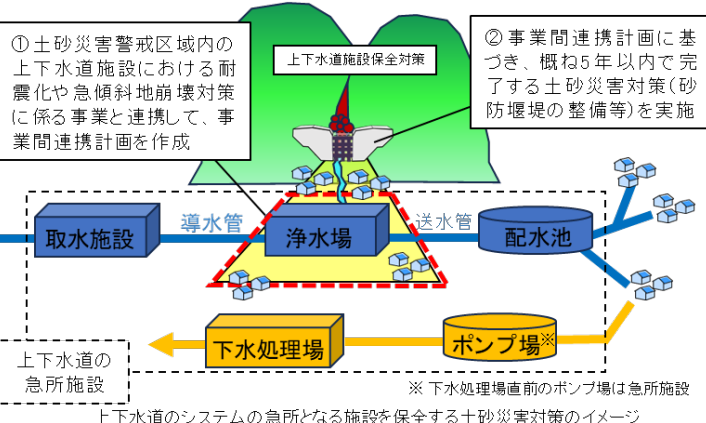


事業間連携砂防等事業（道路保全）の事例（長野県白馬村）

新たな制度による対応

対象事業

事業名：事業間連携砂防等事業
事業主体：都道府県
国庫負担率：1/2等（砂防・通常）、5.5/10等（砂防・火山）
1/2等（地すべり）、1/2（急傾斜）



拡充内容

機能が失われると広範囲かつ長期的に影響が及ぶシステムの急所となる上下水道施設のうち、土砂災害警戒区域内に位置する施設の耐震化や急傾斜地崩壊対策に係る事業と連携して実施する土砂災害対策について、新たに当該事業の対象に追加。

道路等の重要な交通インフラやシステムの急所となる上下水道等のライフライン施設を保全する事前防災としてのハード対策を推進

III 施策の紹介

気候変動・令和6年能登半島地震を踏まえた海岸事業の推進

概要

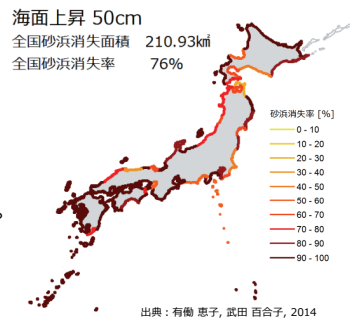
- 気候変動の影響による平均海面水位の上昇や台風の強大化等を踏まえ、防護・利用・環境の観点からハード対策やソフト対策を組み合わせた総合的な対策を推進する必要がある。
- 令和6年能登半島地震による津波の浸水被害を踏まえ、津波対策をより一層、推進する必要がある。

■ 気候変動

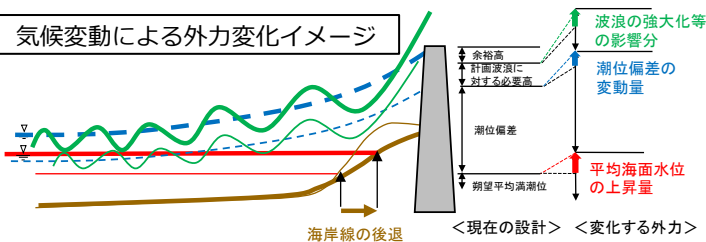
<背景>

- 気候変動の影響により平均海面水位の上昇、高潮時の潮位偏差及び波高の極値の増大が予測されている。
- 将来、砂浜の6～8割が消失するという研究があるなど、気候変動に伴う海面水位の上昇等による砂浜の消失が懸念。
- 気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するため、令和2年11月に海岸保全基本方針を変更。

砂浜消失率の予測結果



気候変動による外力変化イメージ



<今後の取組方針>

① 気候変動を踏まえた海岸事業の推進

<背景>

- 都道府県において、令和7年度末を目標に、気候変動の影響を考慮した海岸保全基本計画の変更を推進。
- これに基づき、堤防等のかさ上げや面的防護方式による整備等のハード対策、土地利用・まちづくり等のソフト対策を組み合わせた総合的な対策を実施。

② 次世代に引き継ぐべき砂浜の保全

- 防護面だけではなく環境・利用面から、海岸管理者と地域が一体となった取り組みを実施する場合、当該砂浜の侵食対策やモニタリングに対して支援する仕組みを検討。

千里浜なぎさドライブウェイ
出典：能登観光ポータルサイト

③ 高潮予測の高度化

- 新たに技術開発中の「波のうちあげ高予測」を活用し、沿岸に打ち寄せる波を考慮した「新たな高潮の防災気象情報」について、全国の海岸を対象に、関係機関が協力して発表する仕組み・体制を構築

■ 令和6年能登半島地震

<背景>

- 石川県珠洲市等において大規模な津波浸水被害が発生。
- 堤防が整備されていない地域では、堤防が整備されていた地域と比較して、甚大な浸水被害が発生。



津波による浸水被害

珠洲市宝立町

<今後の取組方針>

④ 令和6年能登半島地震を踏まえた津波対策の推進

- L1堤防が未整備の地域において、L1対応をまちづくりと連携して実施する場合、L1津波の浸水リスク情報を新たに作成。
- 津波の浸水リスクを踏まえ、海岸保全施設だけではなく、地域の実情等を考慮し、**まちづくり等の背後地の対策を組み合わせた津波対策**を推進。

Ⅲ 施策の紹介

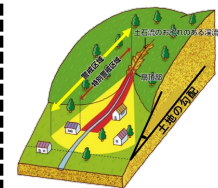
水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方

概要

- 災害発生時に、建築物等の損壊または浸水等の著しい危害を及ぼすおそれがある区域について、建築物の構造規制やまちづくりと連携した土地利用の誘導等を実施し、国民の生命・身体・財産の安全に寄与。

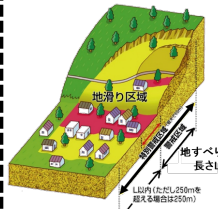
土砂災害防止法※1

土砂災害警戒区域等の指定



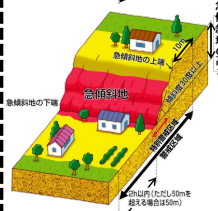
土石流

山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象
・土地の勾配2度以上



地滑り

土地の一部が地下水等起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象
・地滑りの長さの2倍以内※2
※2 ただし250mを越える場合は250m



急傾斜地の崩壊

傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象
・急傾斜地の上端から10m※3
・急傾斜地の下端から高さの2倍以内
※3 ただし50mを越える場合は50m

土砂災害警戒区域

(急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域)
・土砂災害ハザードマップの作成・配布 等

土砂災害特別警戒区域

(急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域)
・特定開発行為に対する許可制
・建築物の構造規制
・建築物の移転等の勧告

※1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

津波防災地域づくりに関する法律

津波災害警戒区域等の指定

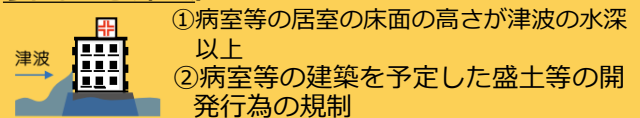


津波災害警戒区域

(津波が発生した場合には住民その他の者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域)
・警戒避難体制の整備(避難施設・避難路、津波避難訓練、情報伝達等)
・市町村による津波ハザードマップの作成 等

津波災害特別警戒区域

(津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域)



津波災害特別警戒区域のうち市町村長が条例で定めた区域



特定都市河川浸水被害対策法

浸水被害防止区域の指定



浸水被害防止区域

(洪水又は雨水出水が発生した場合に建築物が損壊し、又は浸水し、住民その他の者の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域)

- 住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為を対象に、洪水等に対する土地の安全上必要な措置が講じているか等の事前許可が必要。(あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。)
- 住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の事前許可が必要。

Ⅲ 施策の紹介

高台まちづくり(高規格堤防等)の推進

概要

- 人口・資産が多く集積するゼロメートル地帯等において、ひとたび大水害が発生すると広範囲で長期間の浸水が想定され、上層階に避難したとしても、水が引くまでの間、水道・電気・ガス・トイレが使えない生活に耐えることになります。
- このため、高規格堤防の整備、公園の高台化、建築物の上層階での避難スペースの確保等により高台の拠点を確保し、これらの拠点を想定される浸水深よりも高い位置にある道路や通路等で線的・面的につなぐことにより、命の安全・最低限の避難生活水準を確保し、さらには浸水区域外への避難を可能とする「高台まちづくり」を推進します。
- 「高台まちづくり」は、平時においても地域の賑わい空間として機能を発揮します。

高台まちづくりのイメージ

建築物等(建物群)による高台まちづくり

〔平常時〕賑わいのある駅前空間
〔浸水時〕避難スペース等を有する建築物とペデストリアンデッキ等をつないだ建物群により命の安全・最低限の避難生活水準を確保

平常時

浸水時

高台公園を中心とした高台まちづくり

〔平常時〕河川沿いの高台公園
〔浸水時〕緊急的な避難場所や救出救助等の活動拠点として機能。道路や建築物等を通じて浸水区域外への移動も可能

平常時

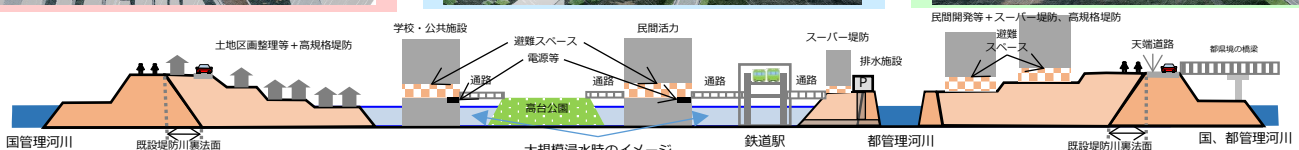
浸水時

高規格堤防の上面を活用した高台まちづくり

〔平常時〕良好な都市空間・住環境を形成
〔浸水時〕緊急的な避難場所や救出救助等の活動拠点として機能。浸水しない連続盛土等を通じて浸水区域外への移動も可能

平常時

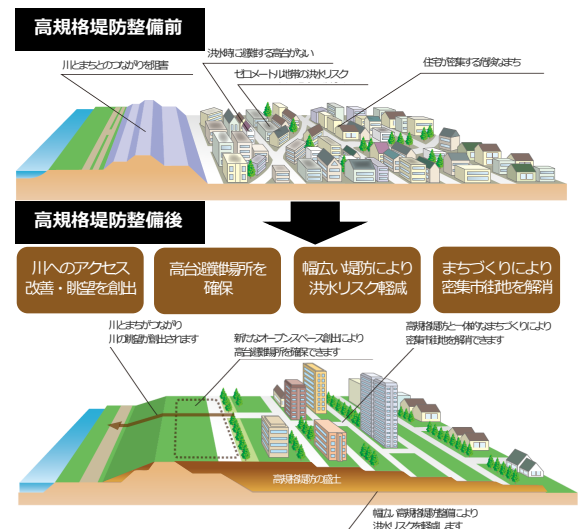
浸水時



出典：『災害に強い首都「東京」形成ビジョン』（令和2年12月）

高規格堤防整備の概要

- 首都圏、近畿圏の人口・資産等が高密度に集積したゼロメートル地帯等の低平地においては、堤防決壊による壊滅的な被害を回避することを目的として、通常の堤防と比較して幅の広い高規格堤防を整備しています。
- 高規格堤防の整備にあたってはまちづくりと一体となって事業を進めており、緊急的な高台避難場所の確保や密集市街地の解消、川へのアクセスの改善・眺望の創出など、良好な都市空間の形成など、多面的な効果を発揮します。

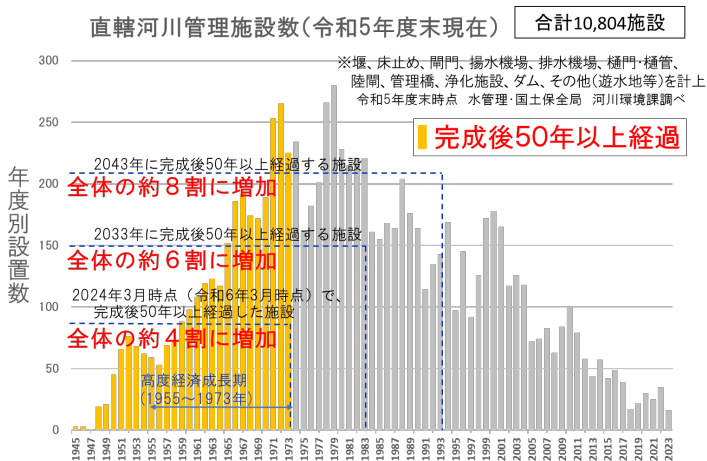


III 施策の紹介

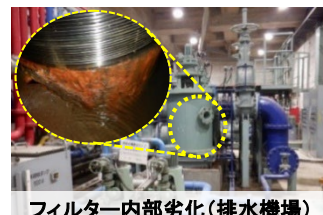
持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

- 概要** 老朽化した施設が今後急増する状況に対応するため、維持管理に関する新技術の開発・導入や、汎用品の活用による効率化等を図りつつ、施設の計画的な維持管理・更新を推進する。

・完成後50年以上経過する施設数の推移



・保全限界を迎える河川管理施設等



■計画的な施設の維持管理・更新

●樋門操作の無動力化、耐久性向上



小規模な樋門等の
無動力化
31%(令和2年度)

↓

全国で普及拡大
41%(令和7年度)

●診断技術者による総合診断



●ダム施設の計画的な施設管理



建設後30年以上が経過した
ダム管理施設における
予防保全段階の解消率
81%(令和元年度)

↓

予防保全段階の解消
96%(令和7年度)

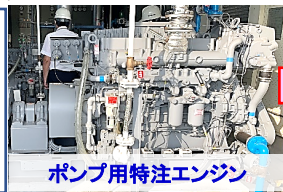
■部品の規格・仕様標準化や汎用品の活用

- 排水ポンプ等の機械設備における部品の規格・仕様の標準化、汎用品の活用等により、コスト縮減及び故障時の冗長性確保等を図る。

●マスプロダクツ型排水ポンプの活用

大容量・少台数
ポンプ配置のイメージ

合計 10m³/s
(5m³/s × 2台)



小容量・多台数(冗長性確保)
ポンプ配置のイメージ

合計 10m³/s + α
(1m³/s × 10台 + α)

余裕の確保

令和5年度に出水期を
踏まえた現場実証を開始

↓

令和7年度に維持管理性
検証、技術指針(案)の作成

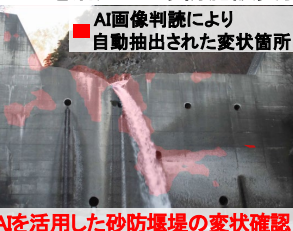
↓

令和8年度より
国・自治体で普及拡大

■新技術の開発・導入による効率化・省人化

- AIやドローン等の新技術の活用による維持管理の高度化により、多様な現場作業の効率化・省人化等を図る。

●AIを活用した砂防施設変状の自動検出



令和4~5年度でモデル地域に
おける実証実験・検証を開始

↓

令和6年度よりモデル地域
での現場運用を開始

↓

令和7年度より全国への
普及拡大に向けマニュアル案作成

●樋門等の自動化を図り、効率化・省人化の推進



南海トラフ地震・首都直下地震・日本海溝・
千島海溝周辺海溝型地震等の大規模
地震が想定されている地域等における
水門・陸間等の安全な閉鎖体制の確保率
77%(令和元年度)

↓

普及拡大
85%(令和7年度目標)

III 施策の紹介

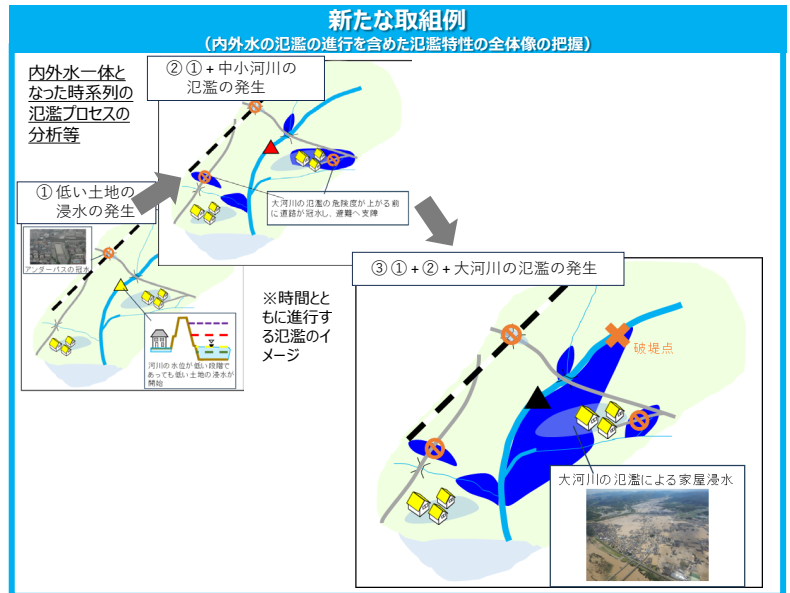
災害リスク情報の多層的な展開による被害の最小化



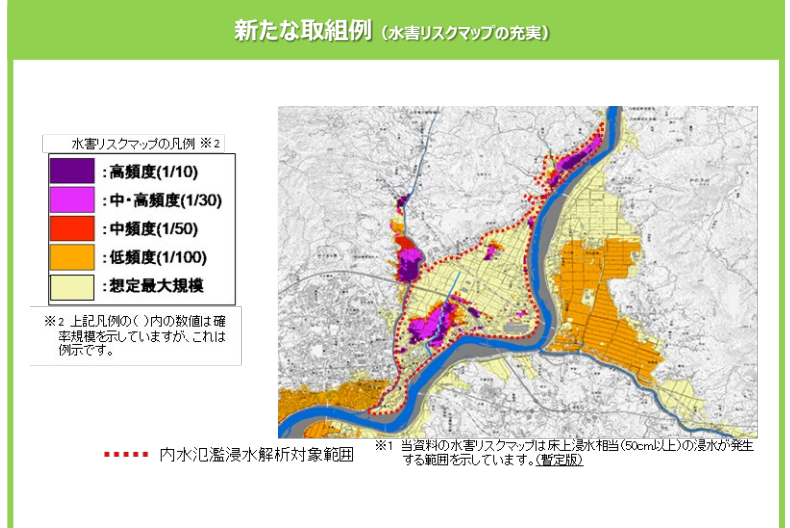
概要

- ・ 時々刻々変化しながら迫り来る危機から「人命」を守り「社会経済被害の最小化」を図るため、事前の 防災体制をあらゆる関係者により多層的に展開するための新たな取組を推進。

【国・都道府県(河川管理者等)としての取組】		
国・都道府県(河川管理者等)	1 リスク情報の充実	✓ 水害リスク情報の充実 ✓ 内外水統合型の水害リスクマップの整備 ✓ 土砂災害警戒区域等の高精度化
	2 トリガー情報の充実	✓ 洪水予測の高度化と長時間化 ✓ 波のうねり高を踏まえた高潮予測 ✓ 内水も含めた浸水把握、予測技術の開発 ✓ 小規模河川、準用河川、普通河川の水位観測等の整備
	3 情報提供手段の充実	✓ 流域タイムラインの運用・見直し ✓ 洪水予警報ツールの改良 ✓ カーナビや地図アプリ（Googleマップ等）と連携し、位置情報に基づいた旅行者・移動者への伝達 ✓ 各種災害情報の発表の自動化



【地域・コミュニティ・企業としての取組】		
地域・コミュニティ・企業	1 民間事業者によるきめの細かい洪水予報の促進	✓ オープンデータ化による民間事業者の洪水予報業務の効率化（参入拡大） ✓ 最新の洪水予測技術に係る情報プラットフォームの作成などによる予測高度化のための支援
	2 まちづくり・住まい方の工夫	✓ 水災害リスクコミュニケーションポータルサイトの活用 ✓ 水害リスクマップの活用 ✓ PLATEAU、不動産ID等との連携
	3 要配慮者の逃げ遅れゼロ	✓ 要配慮者利用施設等における避難確保計画・訓練等の支援
	4 企業における水害リスクの把握や洪水対策の促進	✓ 災害が発生した際のBCPマニュアルの準備 ✓ ハザードマップ等を活用した自社不動産の自然災害リスクの把握



【個人での取組】		
個人	1 水害リスク情報の理解を促す学びの機会の創出	✓ 出前講座、各種講習会、学校教育との連携等の体験して学ぶ機会の創出
	2 自分にとって必要な水害リスク情報の抽出	✓ 現在地を入力するだけで、その場所に必要様々な水害リスク情報が抽出でき、的確な避難行動につなげることができるアプリを開発。 ✓ 防災行動計画（マイ・タイムライン）の作成機能も装備。
	3 自分の生活にあった避難で逃げ遅れゼロ	✓ 地先レベルの水害リスクの危険度やとるべき避難行動の理解
	4 避難行動を後押しする取組の充実	✓ デジタルマイ・タイムラインによる通知



水災害リスク情報の空白域の解消



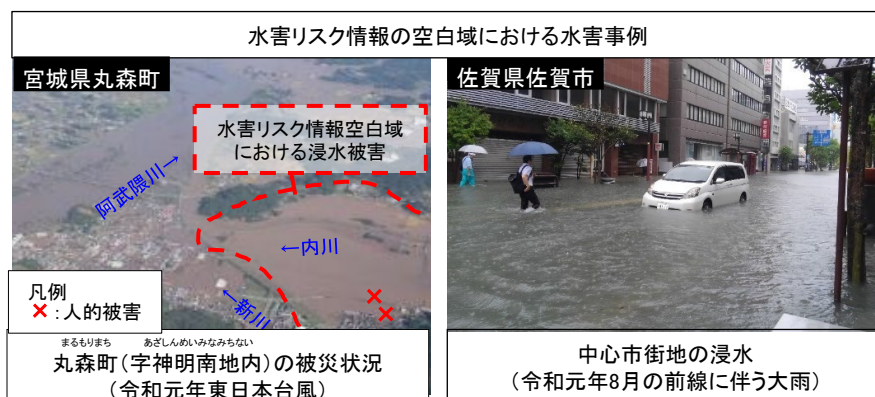
概要

- 近年、中小河川等の水害リスク情報の提供を行っていない「水害リスク情報の空白域」で多くの浸水被害が発生。
- 水害リスク情報の空白域を解消し、円滑かつ迅速な避難等を促進するため、水防法を改正し、浸水想定区域図及びハザードマップの作成・公表の対象を全ての一級・二級河川や海岸、下水道※に拡大。
- 洪水及び高潮浸水想定区域図は令和7年度までに完了を目指し、雨水出水浸水想定区域図は令和7年度までに約800団体完了を目指す。

※「全ての一級・二級河川や海岸、下水道」とは、住宅等の防護対象のある全ての一級・二級河川や海岸、浸水対策を目的として整備された全ての下水道のこと

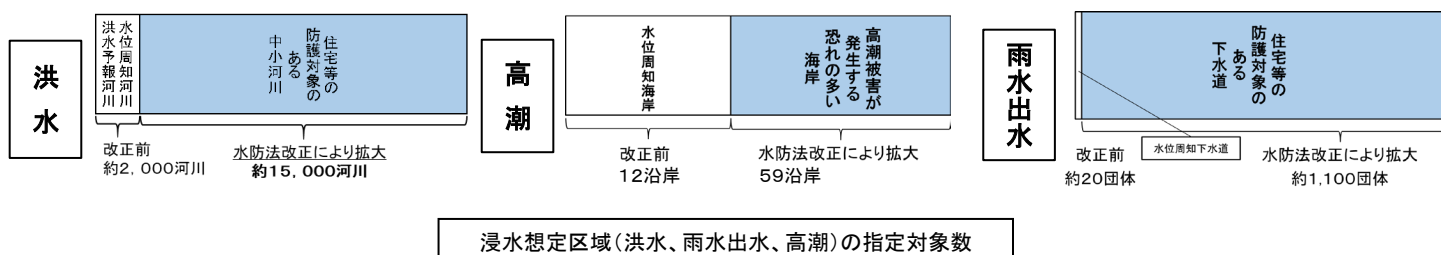
■水害リスク情報の空白域において浸水被害が多発

- 令和元年東日本台風では、堤防が決壊した71河川のうち43河川（約6割）、内水氾濫による浸水被害が発生した135市区町村のうち126市区町村（約9割）が水害リスク情報の空白域。



■水防法を改正し、浸水想定区域の指定対象を拡大

- 河川（洪水浸水想定区域）では約15,000河川、下水道（雨水出水浸水想定区域）では約1,100団体、高潮（高潮浸水想定区域）では59沿岸が新たに指定対象として追加。



	浸水想定区域図	ハザードマップ
洪水（河川）	令和7年度までに完了※	令和8年度までに完了目標
高潮（海岸）		浸水想定区域図作成後速やかに作成
雨水出水（下水道）	令和7年度までに約800団体完了※	

■今後の取組：地域ごとの浸水特性に係る時系列情報の充実

令和7年度より内外水一体となった時系列の氾濫プロセスの分析及びそれを踏まえたハザード情報の提示方法の調査・検討

III 施策の紹介

地域ごとの浸水特性に係る時系列情報の充実

- 概要** ・ 大・中小河川の氾濫や内水氾濫を反映した水害リスクマップや、時間とともに進行する氾濫を踏まえた浸水特性に関する情報を提供することで、的確な避難行動や災害対応、防災まちづくりを推進。

現状と課題

- 現在、水災害のリスク情報については、各河川の洪水浸水想定区域図や、下水道等の雨水出水浸水想定区域図等をそれぞれ作成し、周知。
 - 一方で、実際の災害発生時には、大河川の洪水時には既に中小河川や低い土地の浸水が発生している場合もあり、避難行動の遅れや適切な避難先の選択に支障を来すおそれがある。
- 内外水の氾濫の進行を含めた氾濫特性の全体像を把握することが重要。

今後の取組

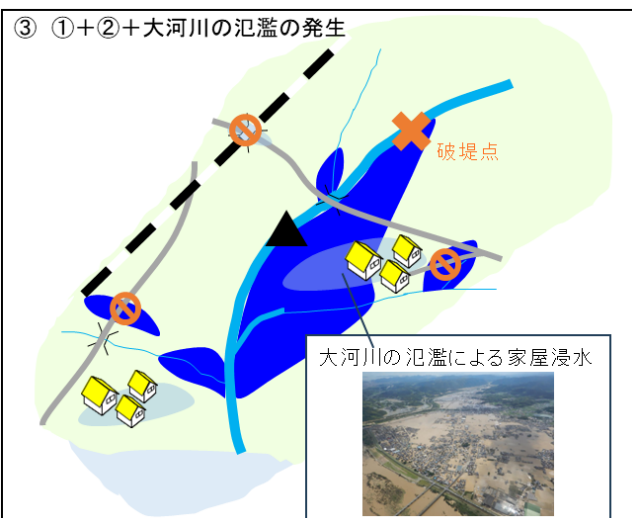
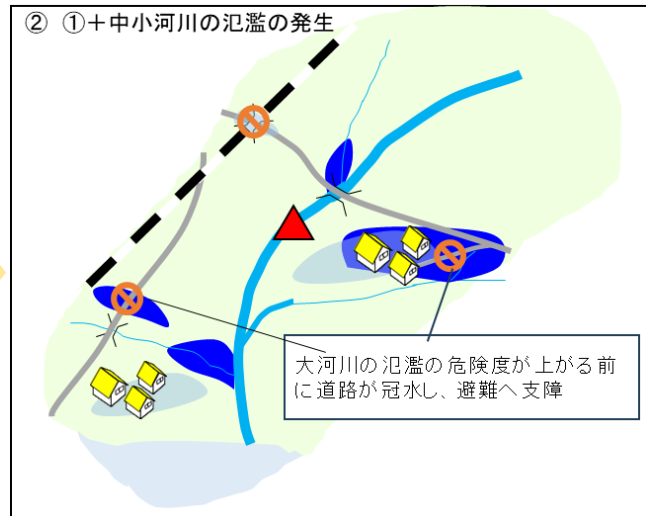
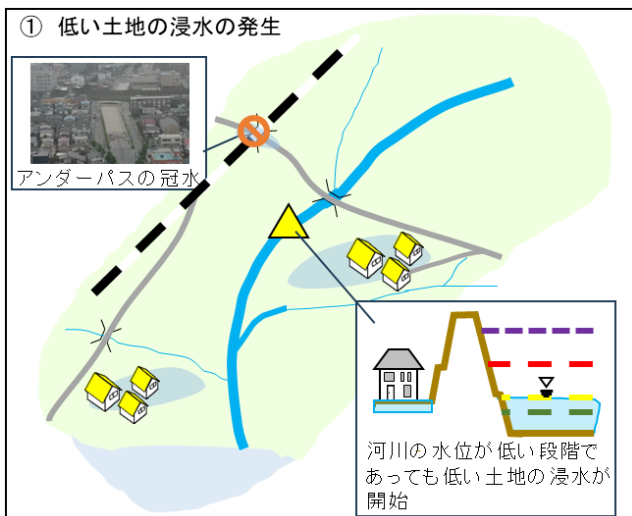
(R7年度)

- 内水氾濫も反映した水害リスクマップを一級水系内の代表地域で作成。
- 内外水一体となった時系列の氾濫プロセスの分析及びそれを踏まえたハザード情報の提示方法の調査・検討。
- 浸水範囲の把握のために衛星や浸水センサ等を活用。

(R8年度以降)

- 地域ごとの氾濫特性や取るべき行動の解説情報の提供。
- 浸水範囲をリアルタイムに把握する手法の充実。

時間とともに進行する氾濫のイメージ



成果の活用例

(行政)

- 地域の浸水特性を踏まえた適切な避難行動の呼びかけへの活用
- 〔 水防計画、地域防災計画や流域タイムライン等の改善 〕

(地域、コミュニティ、企業)

- 要配慮者施設の避難確保計画・訓練等に活用
- 企業の立地誘導・選択等に活用
- 企業の業務継続計画への活用

(個人)

- 地先レベルの水害リスクの危険度や取るべき避難行動の理解を促進
- 防災行動計画（マイ・タイムライン）の作成時に参考情報として活用

Ⅲ 施策の紹介

洪水予測の高度化(気象庁・都道府県・民間事業者との連携)

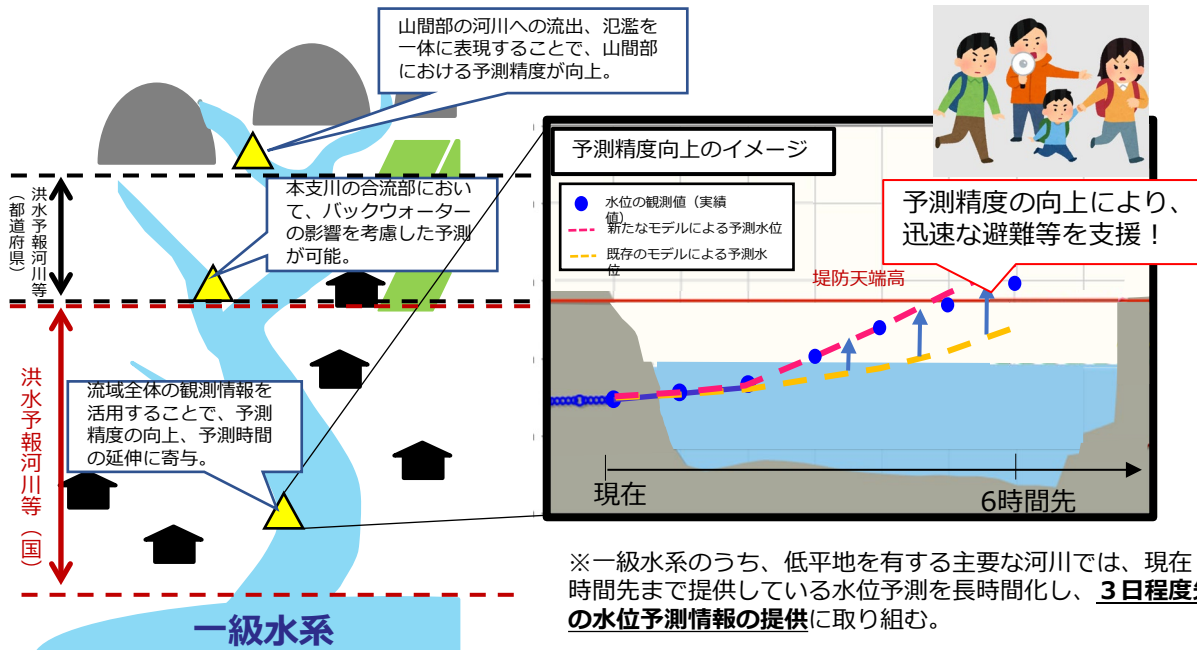
概要

- 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）の公布（令和5年5月31日）を踏まえ、一級水系において、国が実施する本川・支川が一体となった洪水予測情報の都道府県への提供を推進する。
- また、改正法に基づく民間事業者による洪水予報業務の許可申請に対する審査を進め、高度な予測技術を用いた民間事業者による多様なニーズに応じた予報の提供を推進する。

本川・支川が一体となった洪水予測による予測情報の高度化

- 改正法の施行により、**本川・支川一体の水位予測によって取得した都道府県管理区間の予測水位情報の提供が可能となった**ことから、情報提供に関する協定の締結を進め、都道府県指定洪水予報河川の洪水予測の高度化を推進。
- また、一級水系について、国が実施する本川・支川が一体となった洪水予測において、更なる**水位予測精度の向上や予測の長時間化**を行い、**災害対応や避難行動の支援を強化**。

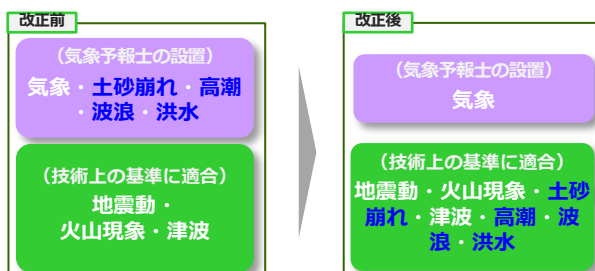
＜令和5年5月から順次実施。国の水位予測情報の提供に係る協定を28都道府県と締結済（令和6年12月現在）＞
 ＜全ての一級水系で令和7年度からの実装開始に向け順次着手＞



民間事業者による予報の高度化

- 改正法により、**洪水等について高度な予測技術を用いた民間事業者による多様なニーズに応じた予報の提供を可能とする仕組みが構築**。 ※令和5年11月30日施行
- 民間事業者による予報業務の許可申請に対する審査を進め、参入する民間事業者の増加を図る。

予測手法に係る許可基準



シミュレーションによる高度な予測技術を審査



波のうちあげ高を考慮した新たな高潮情報について

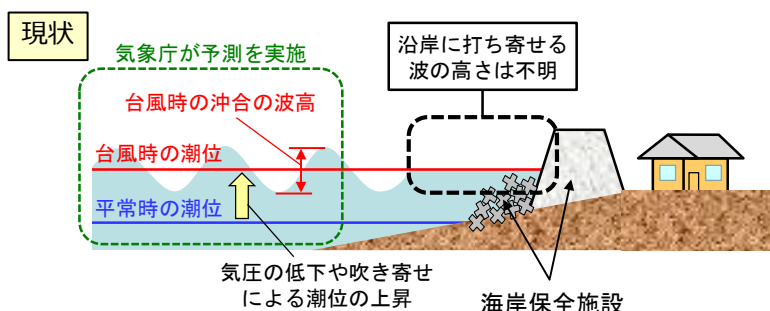
概要

- ・ 現行の潮位・波浪予測に加え、新たに技術開発中の「波のうちあげ高予測」を活用し、沿岸に打ち寄せる波を考慮した「新たな高潮の防災気象情報」について、全国の海岸を対象に、関係機関が協力して発表する仕組み・体制を構築。

背景・課題

- 現状の高潮情報は、潮位のみに基づき運用され、沿岸に打ち寄せる波の影響を考慮していない。
- 警戒レベルによって発表主体や発表基準が異なり、防災気象情報の受け手にとってわかりにくい情報体系となっている。

潮位・波浪予測の現状



警戒レベルと高潮に関する情報の現状

警戒レベル	情報名称	発表基準	発表主体
5相当	高潮氾濫発生情報*	潮位	都道府県
4相当	高潮特別警報 高潮警報	潮位	気象庁
3相当	高潮警報に切り替える可能性に 言及する高潮注意報	潮位	気象庁
2	高潮注意報	潮位	気象庁

* 水位周知海岸に指定され、高潮特別警戒水位が設定されている海岸で発表。現在7都道府県で運用中。(R5.2末時点)

高潮特別警報と高潮警報が同じレベル4相当情報

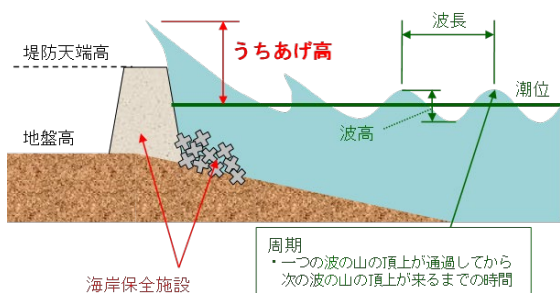
情報によって発表主体が異なる

発表指標は潮位のみに基づき運用され、沿岸に打ち寄せる波は考慮されていない。高潮氾濫発生情報は、実況のみに基づき運用されている。

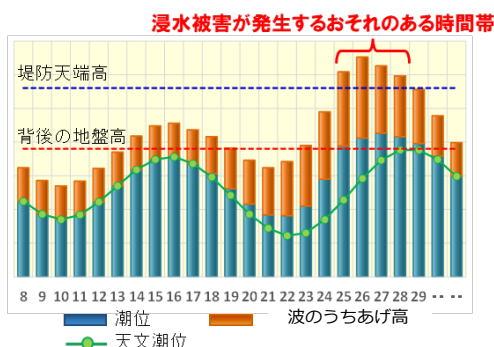
今後の取組

新たに技術開発中の海岸保全施設の整備状況や地形に応じて沿岸に打ち寄せる波の影響を考慮した波のうちあげ高予測を活用し、予測精度向上を図るとともに、関係機関が協力して発表する仕組み・体制を構築することで、防災体制の強化を図る。

波のうちあげ高予測（イメージ）



波のうちあげ高予測のアウトプット（イメージ）



新たな高潮の防災気象情報（イメージ）

警戒レベル	新たな防災気象情報（イメージ）
5相当	情報名称：高潮レベル5相当情報 発表基準：実況水位（潮位+波のうちあげ高）等に基づき発表 発表主体：関係機関が協力して発表
4相当	情報名称：高潮レベル4相当情報 発表基準：概ね〇時間後の予想水位（潮位+波のうちあげ高）等に基づき発表 発表主体：関係機関が協力して発表
3相当	情報名称：高潮レベル3相当情報 発表基準：概ね〇時間後の予想水位（潮位+波のうちあげ高）等に基づき発表 発表主体：関係機関が協力して発表
2	情報名称：高潮レベル2情報 発表基準：概ね〇時間後の予想水位（潮位+波のうちあげ高）等に基づき発表 発表主体：関係機関が協力して発表

引き続き具体的な運用方法等の検討を進め、令和8年出水期からの運用開始を目指す。

水害リスクの自分事化

(流域治水に取り組む主体を増やすための取組)

概要

- 住民や民間企業等のあらゆる関係者が、流域治水の取組を持続的・効果的に進めるための普及施策について検討するため、様々な専門分野の有識者による「水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす流域治水の自分事化検討会」を設置し議論。
- 流域治水の推進に向けた普及施策及び行動計画を令和5年8月にとりまとめ。

背景と課題

【背景】

水災害リスクの自分事化

住民や企業などが自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え主体的に行動する。

流域全体の水災害への取り組みへ

水災害から自身を守ることからさらに視野を広げて、地域、流域の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進する。

【課題】

- 水災害のリスクを知り、行動につなげていく上では、それを自分のこととして捉える「自分事」が課題。
- さらにその視野を流域に広げ、流域治水に取り組む主体を増やしていくことが重要。



検討会を設置して議論、とりまとめ

【検討経過】

- 第1回：令和5年4月28日（金）10時-12時
・流域治水の自分事化に向けた論点整理、取組事例の紹介、今後の進め方について
- 第2回：令和5年5月25日（木）13時-15時
・委員からの取組事例紹介、とりまとめ骨子（施策の体系化、行動計画、新規施策）
- 第3回：令和5年6月19日（月）15時-17時
・とりまとめ案（施策の体系化、行動計画、新規施策）
提言とりまとめ公表：令和5年8月30日（水）

【検討会の開催状況】

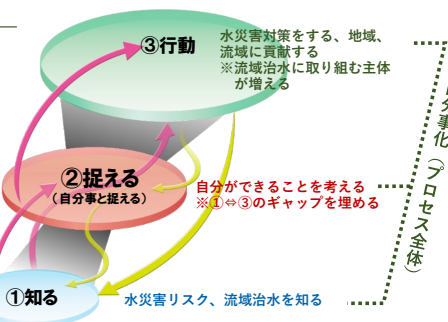


今後の取組

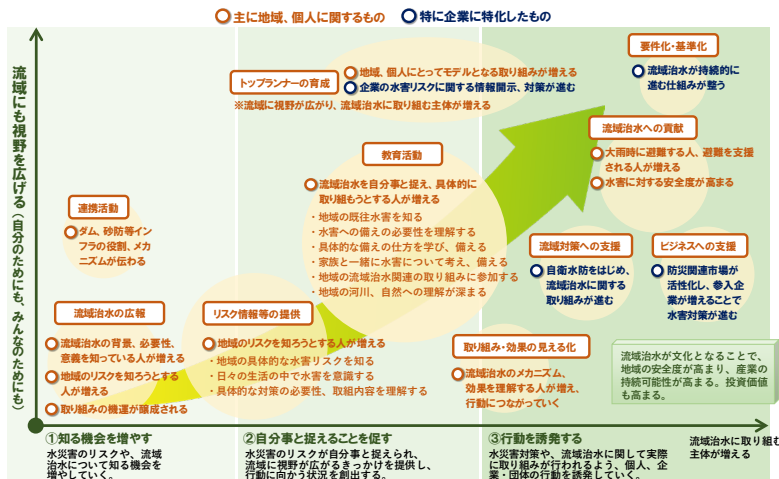
【自分事化の取組方針】

取り組みの例

- 要件化・基準化
- ・トップランナーの育成
- ・流域治水への貢献
- ・ビジネスへの支援
- ・流域対策への支援
- ・取り組み、効果の見える化
- ・連携活動
- ・教育活動
- ・流域治水の広報
- ・リスク情報等の提供



【普及施策体系】



流域治水に取り組む主体を増やすための取組 (具体的な施策の推進)

概要

- 流域治水の推進に向けた普及施策の行動計画に基づき、「NIPPON防災資産」の認定、オフィシャルサポーター制度、ダイナミックSABOプロジェクトなどを通じて、流域治水に取り組む主体を増やし、災害リスクの自分事化に向けた取組を引き続き推進する。

これまでの取組と今後の取組

■流域治水ロゴマークの普及促進

流域のみんなが水害対策に取り組むきっかけに

- 一人でも多くの方々に「流域治水」への理解や親しみをもっていただくことを目的に、公募作品の中から、流域治水のシンボルとなるロゴマークを決定（令和6年3月）。



流域治水

- 全国各地で流域治水を広く周知・PRするための広報活動に活用していく。

■水防協力団体による水防活動支援の促進

企業等による水防活動の支援

- 地域の水防活動を担う水防団員の減少・高齢化に伴う地域防災力の低下に対応するため、水防活動の後方支援や平時における普及啓発活動に協力していただける企業等を水防協力団体に指定。
- 令和5年度には、多様な事業を展開するスーパーマーケットや自動販売機事業など新たな業種を含む13企業が指定。引き続き指定を促進するとともに、これら企業と連携して水防活動を支援していく。

■流域治水オフィシャルサポーター制度の普及促進

企業・団体等による新たな流域治水の普及・啓発の始動

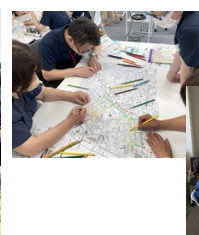
- 流域治水に取り組む企業等や流域治水の取組を支援する企業等を幅広く周知するとともに、流域治水に資する取組を促進するため、オフィシャルサポーター制度を創設（令和5年3月）。
- 令和6年度流域治水オフィシャルサポーターとして111の企業・団体等を認定。



サポーター同士の交流会



社内研修・外部向けセミナー開催



地域住民等に向けた災害時の避難経路を検討するワークショップの実施



NIPPON防災資産
のロゴマーク

■「NIPPON防災資産」の認定制度の創設

災害伝承に関する良質な施設や活動の普及・拡大

- 内閣府、国土交通省では、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動※などを「NIPPON防災資産」として認定する制度を新たに創設（令和6年5月）。

〔内閣府特命担当大臣（防災担当）、国土交通大臣が認定〕 ※活動：語り部、防災に係る催事、防災ツアー等

- 本制度の創設後初めて、22件（優良認定：11件、認定：11件）を認定。【令和6年9月5日公表】

- 認定された防災資産を通じて、住民の方々が過去の災害の教訓や今後の備えを理解することで、災害リスクを自分事化し、主体的な避難行動や地域に貢献する防災行動につなげていく。



社内での普及啓発ポスター掲示

＜流域治水オフィシャルサポーター取組例（令和6年度）＞

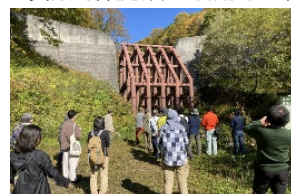
■ダイナミックSABOプロジェクトの普及促進

防災意識の自分事化×地域活性化の推進

- より多くの住民、観光客などに、土砂災害のおそろしさや砂防の役割を効果的に伝え、正しく理解していただくために「ダイナミックSABOプロジェクト」と銘打って、砂防関係施設を観光資源として活用した防災啓発・地域活性化の取組を支援。
- 行政・民間が連携し、防災啓発・地域活性化がうまく図られた取組の事例集を作成し、発信・共有することで、防災意識の自分事化と地域活性化の推進に向けて、効果的に横展開を図る。



＜砂防関係施設を活用した防災啓発・地域活性化の取組例＞



観光連盟主体の砂防ダムツアー
【長野県小谷村(砂防堰堤)】



多くの観光客が訪れる青い池
【北海道美瑛町(砂防堰堤)】



体験・体感を主とした防災啓発
【大阪府・奈良県(地すべり)】

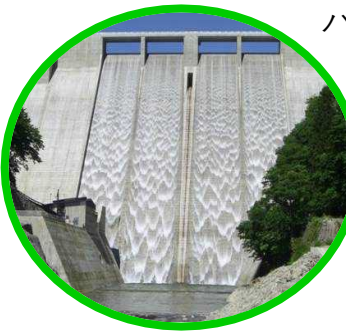
III 施策の紹介

2050年カーボンニュートラル実現に向けた取組

- ダムや砂防堰堤における水力発電、下水処理場における創エネ・再エネ技術等の導入、伐採木等を活用したバイオマス発電等の再生可能エネルギーによる電力創出、河川管理施設の無動力化、上下水道施設の再編等による消費エネルギーの削減など、流域全体における水の恵みの最大化に取り組むことで2050年カーボンニュートラル実現に貢献。

再生可能エネルギーによる電力創出に向けた取組

ハイブリッドダム



官民連携の新たな枠組みにより、ダムの洪水調節と水力発電の両機能を最大限活用

グリーンイノベーション下水道



下水処理場における省エネ・創エネ・再エネ技術の導入を促進し、下水道の脱炭素化を推進

伐採木等を活用した
バイオマス発電

流下能力を維持・確保するために伐採した河道内樹木や、ダム・砂防堰堤で捕捉した流木等を活用したバイオマス発電を推進

砂防堰堤を活用した
小水力発電

発電ポテンシャルを有する既設砂防堰堤を活用した小水力発電の普及・拡大を推進

消費エネルギーの削減に向けた取組

上下水道施設の再編



施設配置の最適化（上流からの取水や汚水処理の集約、施設の統廃合）による省エネの推進

河川管理施設の無動力化



河川管理施設において、操作員不足・安全確保等のため操作に動力を要さないフラップゲートへの転換等により無動力化を推進

Ⅲ 施策の紹介

治水機能の強化と水力発電の促進を両立するハイブリッドダムへの推進

概要

- 気候変動への適応・カーボンニュートラルへの対応のため、治水機能の強化と水力発電の促進を両立させる「ハイブリッドダム」の取組を推進。

ハイブリッドダムとは

治水機能の強化、水力発電の増強のため、気象予測も活用し、ダムの容量等の共用化など※ダムをさらに活用する取組のこと。

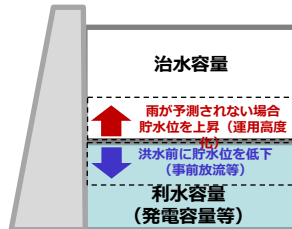
※「ダムの容量等の共用化」としては、例えば、利水容量の治水活用（事前放流等）、治水容量の利水活用（運用高度化）など。単体のダムにとどまらず、上下流や流域の複数ダムの連携した取組も含む。ダムの施設の活用や、ダムの放流水の活用（無効放流の発電へのさらなる活用など）の取組を含む。

取組内容

(1) ダムの運用の高度化

気象予測も活用し、治水容量の水力発電への活用を図る運用を実施。

〔・洪水後期放流の工夫
・非洪水期の弾力的運用〕
など



令和6年度までの取組

国土交通省、水資源機構管理の76ダムで試行。
運用高度化に伴うルール化の検討。

※運用の高度化の試行による増電量

○令和4年度実績

6ダムで試行し、**215万kWh（一般家庭約500世帯の年間消費電力に相当）を増電**

○令和5年度実績

73ダムで試行し、**1,162万kWh（同約2,800世帯同）を増電**

○令和6年度試行

76ダムで試行中。

令和7年度以降

国土交通省、水資源機構管理の全ての可能なダムで試行を継続し、運用の高度化の本格実施を目指す。
単体のダムにとどまらず、複数ダムの連携運用を検討・実施。

発電

(2) 既設ダムの発電施設の新増設

既設ダムにおいて、発電設備を新設・増設し、水力発電を実施。



発電設備のイメージ

国土交通省管理の3ダム（湯西川ダム、尾原ダム、野村ダム）で、ケーススタディを実施し、事業スキーム等を検討。

「事業者公募の手引き及び公募要領」をR6.6にとりまとめ。

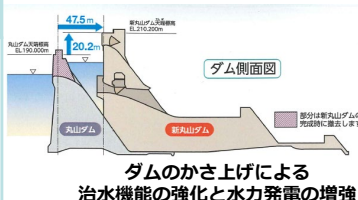
モデルダムにおいて、民間事業者等からの意見聴取や公募手続きを実施。

発電施設の新設・増設を行う事業の**事業化**（新たに参画する民間事業者等の公募）を目指す。併せて、地域振興への支援にも取り組む。

発電

(3) ダム改造・多目的ダムの建設

堤体のかさ上げ等を行うダム改造や多目的ダムの建設により、治水機能の強化に加え、発電容量の設定などにより水力発電を実施。



治水と発電、地域振興を両立させる事業内容を検討。

ダム改造、多目的ダム建設と合わせて増電を検討。

治水

発電

◎上記について官民連携で地域振興への支援にも取り組む

治水

ダム改造、多目的ダム建設の推進により、治水機能を強化するとともに水力発電の促進を目指す

発電

ダム運用高度化等の水力発電増強に関する事例集を作成・周知し増電を促進するとともに、条件の整ったダムより試行運用から本格運用を実施し、全国の実施可能なすべてのダムで取組を実施

Ⅲ 施策の紹介

流域における良好な自然環境の保全・創出 ～2030年ネイチャーポジティブへの貢献～

- 概要** ・ 多自然川づくりの更なる推進による良好な河川環境の保全・創出や、流域のあらゆる関係者が積極的に参画する生態系ネットワークの取組を推進することで「2030年ネイチャーポジティブ」へ貢献し、水でつながる豊かな環境の最大化を目指す。

これまでの取組

- ・平成9年の河川法改正により、河川環境の整備と保全が目的に位置づけられたことをはじめ、河川水辺の国勢調査、多自然川づくり、多自然川づくりアドバイザー制度、河川協力団体制度など、様々な河川環境施策を進めてきた。
- ・近年では、河川環境管理シートを用いた河川環境の定量的な把握、河川を基軸とした生態系ネットワークの取組による流域の多様な関係者との連携も行われている。

今後のあり方

- ・ 今後は、従来の河川環境施策に加え、近年の社会経済情勢等の変化（気候変動による影響、ネイチャーポジティブに向けた国際的な動きなど）を踏まえた充実が必要。

※「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会」（委員長：中村太士 北海道大学大学院農学研究院 名誉教授）により、河川における取組と流域における取組の両面から、「今後の河川整備等のあり方」が提言された（令和6年5月）。

これからの取組

令和6年度

令和7年度以降

（1）河川環境の定量的な目標の設定

「生物の生息・生育・繁殖の場」に関する定量的な目標の河川整備計画への位置付けに向けて、目標設定手法の検討を開始

順次、河川整備計画へ位置づけるとともに、整備とその応答を確認しつつ、長期的・広域的に評価

（2）多自然川づくりの一層の推進、河川のダイナミズムを考慮した河川管理

- ・ 自然の営力を活かした段階的施工に努め、工事後も場の変動の有無をモニタリングし、必要に応じて追加施工
- ・ 河川のダイナミズムを考慮した順応的な河川管理や施設操作等を検討

（3）災害復旧における多自然川づくり

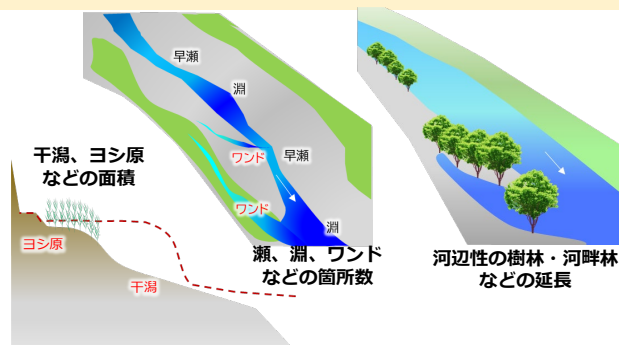
Web会議システムによる迅速な対応や計画的な人材育成などによる多自然川づくりアドバイザー制度の充実

多自然川づくりアドバイザーの助言を踏まえた、その後の河川環境の変化など知見を蓄積し、更なる制度の充実を実現

（4）流域のあらゆる関係者との連携、関係者が参画する仕組みづくり

- ・ 流域治水プロジェクト2.0におけるグリーンインフラの取組の作成・公表
- ・ ネイチャーポジティブの実現の動きや民間企業の環境意識の高まりを踏まえ、流域治水の取組にあわせた生態系ネットワークの形成等、あらゆる関係者が参画した取組を推進する仕組みを検討

- ・ 河川環境の保全・創出に取り組む企業等を認証する制度の創設
- ・ 各地域での生態系ネットワークの形成促進



定量的な目標設定に用いる指標の例



民間企業による河川環境の保全・創出の取組



第1回「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会」資料から抜粋

Ⅲ 施策の紹介

流域関係者の連携・交流拡大による流域全体の地域活性化の推進

概要

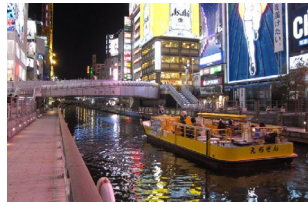
- 流域治水の推進を通じた「流域が連携して取り組む機運の高まり」を踏まえ、河川空間の利活用に、流域のあらゆる関係者が自ら参画したくなる仕組みづくりを行うことで、流域のさらなる交流拡大が期待できる。
- 河川空間へ民間事業者が参入しやすい環境を整備することで、新たな民間投資を創出するとともに、流域関係者が連携することにより、流域全体の地域活性化と河川管理の効率化の両立を実現。

背景

○民間事業者等のアイデアや地域の特徴を活かし、流域の関係者が連携して行う地域活性化の取組が全国各地で行われている。



高水敷を活用した「街なかキャンプ」等のイベントの実施（北上川）



沿川の民間事業者等と連携した水辺空間整備・活用（道頓堀川）



流域に飛来するタンチョウをモチーフにしたソフトクリーム、お酒などの物産品の開発・販売（千歳川流域）

河川空間への民間事業者の参入促進

- 貴重なオープン空間である河川の特徴を活かし、民間事業者と連携して背後のまち空間と一体となった河川空間の整備を推進することが重要。
- 河川敷地占用許可準則に基づく社会実験を活用した更なる規制緩和（RIVASITE）に、より多くの民間事業者が参画できるよう、活用可能な河川敷地の情報をポテンシャルリストとして整理し、周知に取り組む。



流域全体の地域活性化の推進

○流域関係者の連携により、上流から下流まで流域全体で地域活性化を推進。



III 施策の紹介

TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)の活動

- 概要**
- 大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるよう、平成20年4月にTEC-FORCEを創設し、本省災害対策本部長等の指揮命令のもと、全国の地方整備局等の職員が活動。
 - TEC-FORCEは、大規模な自然災害等に際し、被災自治体が行う被災状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施。
 - 南海トラフ巨大地震や首都直下地震をはじめ、大規模自然災害の発生が懸念されている中、令和6年4月には隊員数を約1万7千人に増強（創設当初約2,500人）、創設以来のべ169※災害に派遣し、約17万2千人・日※を超える隊員が活動。※ R6年12月末時点
 - 近年の自然災害の激甚化・頻発化、被災自治体からの支援ニーズの高まりなどに伴い、TEC-FORCEの活動規模は大きくなる傾向。
 - 今後の更なる災害に備え、官民の連携強化や、資機材・装備品等の充実強化により、TEC-FORCE等の災害支援体制・機能の充実・強化を図る。

TEC-FORCEの活動内容

自治体のニーズを把握(リエゾン)



【令和6年9月20日からの大雨】
(石川県輪島市)

被災状況調査(防災ヘリ)



【令和6年7月25日からの大雨】
(山形県戸沢村)

被災状況調査(ドローン)



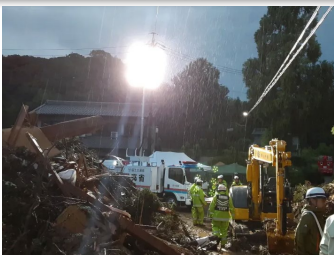
【令和6年台風第10号】
(愛知県蒲郡市)

排水ポンプ車による排水活動



【令和6年7月25日からの大雨】
(秋田県大仙市)

照明車による救命活動の支援

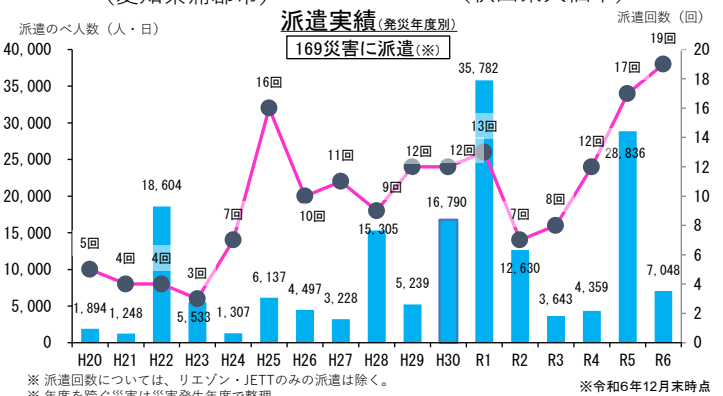


【令和6年台風第10号】
(愛知県蒲郡市)

給水機能付き散水車による給水支援



【令和6年9月20日からの大雨】
(石川県珠洲市)



災害対応力の強化に向けた今後の取組

①迅速・的確な情報収集・共有・発信

- 地方支分部局・リエゾン等から現地対策本部・本省等への情報の迅速・的確な収集・集約・共有のための体制・システムを強化。
- 公衆通信網等の通信途絶に備え、通信ネットワークの強化、衛星通信設備等の導入・活用。

②TEC-FORCE等の災害支援体制・機能の充実・強化

- 高度な専門性を有する多様な主体と一体となった被災地の支援など、新たな体制の整備による官民連携を強化。
- 大規模災害時の被災自治体支援の強化に向け、TEC-FORCE等の活動の迅速性・安全性・継続性を向上させるための資機材や装備品等を充実・強化。

③国交省の資機材等を活用した被災者支援

- 緊急時に日本水道協会及び関係機関と給水支援活動の予定・実績を共有、給水ニーズや浄水の補給点情報を集約し共有するとともに、必要なスペックの給水車確保を含め応急給水支援を行う体制を構築。
- 可搬式浄水施設・設備利用による代替性・多重性確保を推進。
- 資機材については、災害時の活用を見据え平時から利活用を推進。

Ⅲ 施策の紹介

水防団の活動

洪水時、越水や漏水などによる堤防の決壊を防ぐため、各地の水防団などが水防活動を実施。

水防団とは

- ・ 水防法第5条の規定により設置される水防に関する防災組織で、地域の河川の氾濫や洪水等による堤防の決壊を防ぐための水防工法や地域住民の避難誘導など、人命の安全確保と被害の軽減等を目的に活動（水防団を設置していない市町村では、消防団が担っている）。
- ・ 全国の水防団・消防団数は2,235団体（水防団70団体、消防団2,165団体）、団員数は749,835人（水防団員12,038人、消防団員737,797人）
＜令和6年4月1日現在＞。



概要

- ・ 令和6年は、7月25日から大雨及び、台風第10号、9月20日から大雨等により、各地で堤防の決壊や内水氾濫などの水害が発生。
- ・ そのような状況の中、水防団は水防工法（「積み土のう工」など）、ポンプ等による排水活動、地域住民の避難誘導、ボート等による人命救助などを行って、地域の人命・財産の被害の防止・軽減に大きく貢献。

主な水防活動



しまだし
静岡県島田市消防団 積み土のう工
（令和6年8月31日～9月1日）
とうこうじやがわ きしちょう
東光寺谷川（岸町地先）



だいせんし
秋田県大仙市消防団 排水活動
（令和6年7月25日）
おおまがり
大曲地区



いけだちよう
岐阜県池田町消防団 住民の避難誘導・救出
（令和6年8月31日）
かたやまみなみ
片山南地区



わじまし
石川県輪島市消防団 人命救助
（令和6年9月21日）
わじましにしやままち
輪島市西山町

Ⅲ 施策の紹介

利水ダム等の事前放流の推進

概要

- 令和6年は、全国の、のべ184ダムで事前放流を実施したことにより約5.7億m³の容量を確保し、洪水に備えた。（令和6年5月27日～令和6年11月9日）
- そのうち、利水ダムではのべ83ダムで事前放流を実施したことにより約3.0億m³の容量を確保。
- なお、台風第10号による出水では、全国のダムで事前放流の実施体制を整えた令和2年以降、一出水で過去最多となり、のべ136ダムにおいて事前放流を実施し、洪水に備えた。

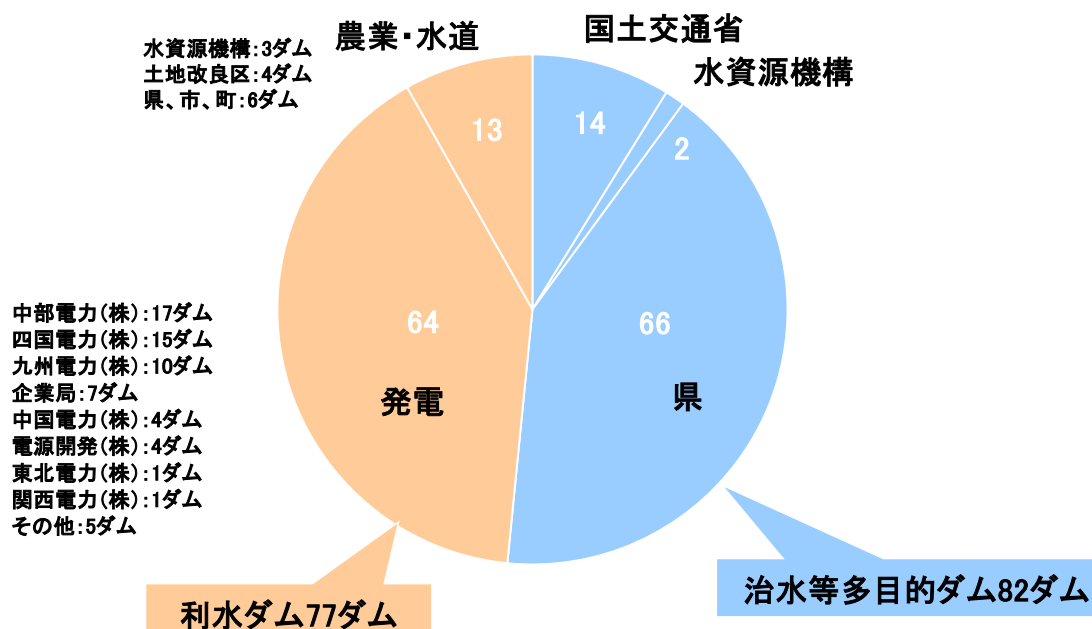
令和6年に事前放流を実施したダム数と確保容量の内訳

令和6年12月末時点

名称	区分	令和6年度の主な降雨										合計 (ダム数の括弧書きは重複除きの数)
		5月27日からの大雨	6月17日からの大雨	6月21日からの大雨	7月10日からの大雨	7月25日からの大雨	台風第5号(8月9日～)	台風第7号(8月16日～)	台風第10号(8月26日～)	9月20日からの大雨	その他	
治水等多目的ダム	ダム数	4	3	4	4	2	4	5	68	1	6	101 (82)
	確保容量(万m ³)	2,700	700	400	100	100	100	300	19,100	100	2,500	26,100 【約2.6億m ³ 】
利水ダム	ダム数	4	1	3	2	0	2	1	68	0	2	83 (77)
	確保容量(万m ³)	2,300	20	100	200	0	100	10	24,400	0	3,300	30,430 【約3.0億m ³ 】
合計	ダム数	8	4	7	6	2	6	6	136	1	8	184 (159)
	確保容量(万m ³)	5,000	720	500	300	100	200	310	43,500	100	5,800	56,530 【約5.7億m ³ 】

※上記の、のべ184ダム、約5.7億m³に加え「すでに事前放流の容量を確保し、水位が低下していたダム」が全国で、のべ383ダムで容量を確保（約19.5億m³）

令和6年に事前放流を実施した159ダム（重複除き）の管理者



防災教育の普及啓発

概要



- 一人一人が自らの命は自らが守るという意識を持ち、災害時に自発的な避難行動をとることができるよう、学校や地域における防災教育の推進が必要。
- 平成30年3月より防災教育に活用できる素材を掲載した「防災教育ポータル」を開設し、学校や地域における防災教育を支援。
(令和6年4月に「防災学習ポータルサイト」としてリニューアル)
- 教育現場のニーズに合った教材の提供、防災教育に関する広報の実施により広い世代における災害の自分事化を推進。

防災学習ポータルサイトについて

- 「防災学習ポータルサイト」では、児童、生徒が自ら防災を学ぶことができる動画をはじめ、楽しみながら防災行動を学べるカードゲーム等、数多くのコンテンツや教材を掲載
- 今後も、様々な災害に関する写真、動画といった素材や最新の教育現場の実態に即した教材等を随時追加予定

災害時の危険な状況や気をつけるべきポイントをまとめた「カードゲーム」や授業を補完する「動画」、防災教育を行う教員のための「ガイドブック」もこのポータルに！！



▲防災カードゲーム
「このつぎなにがおきるかな？」
～水害編、津波編、土砂災害編、地震編、台風編を公開しています～



小学生向け動画 「小学校5年理科 流れる水の動きと土地の変化」

▲子ども向け動画
「流れる水の動きと土地の変化」



▲教員のためのガイドブック
「いのちを守る 教員のためのブックレット」

【令和6年4月のリニューアル内容】

- ◆子どもの主体的な学習を支援するため、教材・素材の紹介文を分かりやすく記載した子ども向けページの作成
- ◆ユーザーインターフェースの改良により教材の見やすさ改善、検索の利便性向上
- ◆全国各地の災害に関する写真・動画を追加



▲子ども向けページ（左上）と教員向けページ（右下）



▲全国各地の災害に関する写真・動画の検索ページ

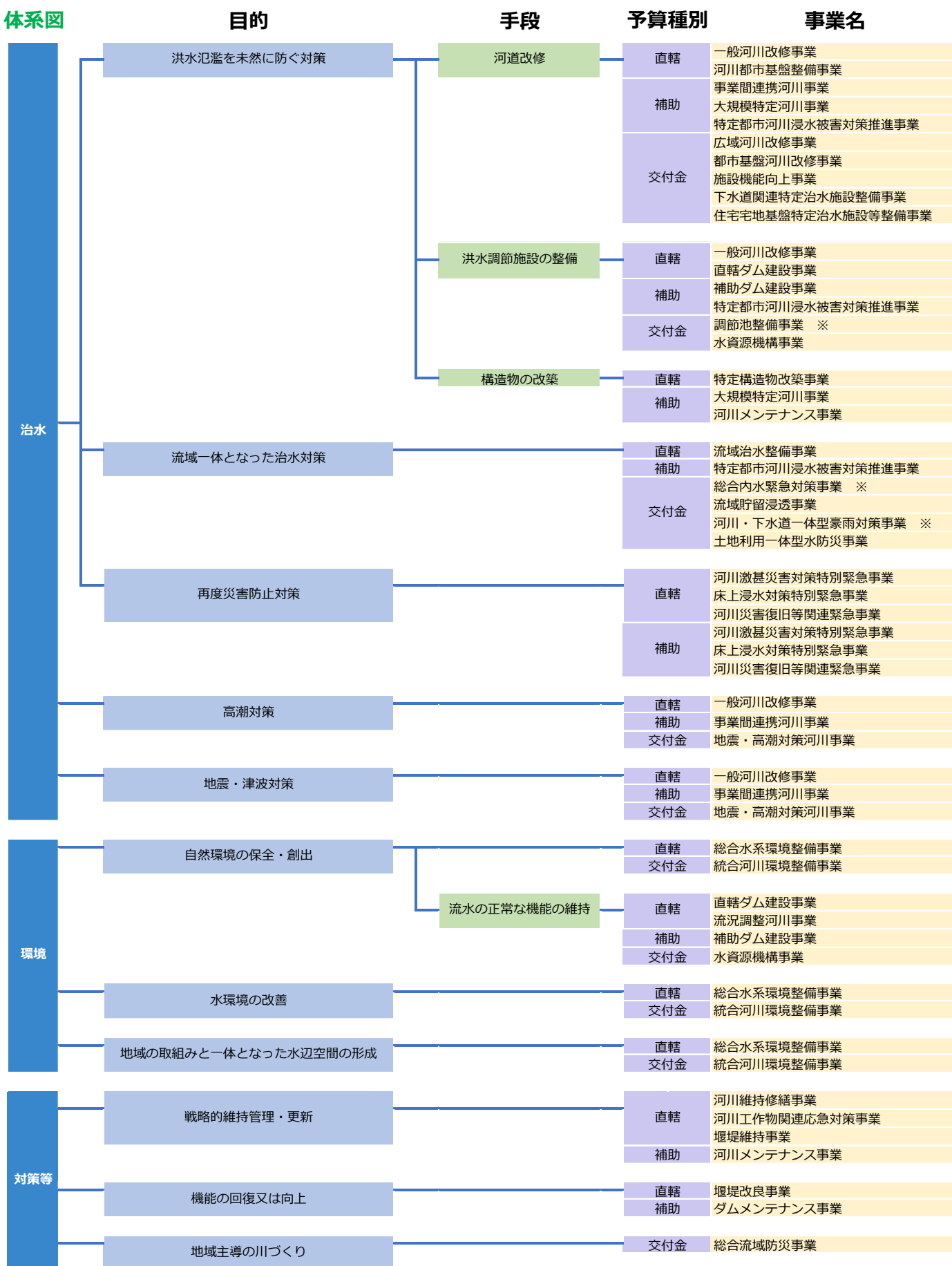
IV

河川事業の 基本的な考え方

- 59 事業の体系図
- 60 洪水氾濫を未然に防ぐ対策
- 64 流域一体となった治水対策
- 66 再度災害防止対策
- 67 高潮対策、地震・津波対策
- 68 自然環境の保全・創出
- 69 流水の正常な機能の維持
- 70 水環境の改善、地域の取組と一体となった水辺空間の形成
- 71 戦略的維持管理・更新
- 72 機能の回復又は向上
- 73 地域主導の川づくり
- 74 税制

事業の体系図

体系図



※ 令和3年度までに採択された事業のみを対象とする。令和4年度以降の新規事業は補助：特定都市河川浸水被害対策推進事業として実施が可能。

IV 事業の紹介

洪水氾濫を未然に防ぐ対策〔河道改修〕

直轄

一般河川改修事業、河川都市基盤整備事業

概要

一般河川改修事業

洪水による災害の発生を防止するため、堤防整備や河道掘削等の河道改修を実施します。

河川都市基盤整備事業

都市部の沿川において、良好な水辺環境の整備及び都市部の浸水被害の解消等の水環境の改善を図るため、まちづくりと一体となって堤防整備等の河川改修を実施します。

負担率・補助率

直轄

一般河川改修事業

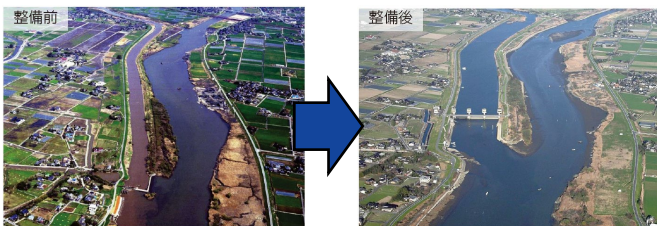
一級河川2/3（大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10）

河川都市基盤整備事業

一級河川2/3（大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10）

事例

かせ
加勢川（熊本県）



かけはし
梯川（石川県）



あら こまつ
荒川小松川地区（東京都）

住宅、都立公園と一体となって整備を実施

防災公園として高台化された都立大島小松川公園は、震災時、洪水時の避難場所※として指定されています。

※：東京都震災対策条例の避難場所、江戸川区洪水ハザードマップの避難場所



※ 令和3年度までに採択された事業のみを対象とする。令和4年度以降の新規事業は補助：特定都市河川浸水被害対策推進事業として実施が可能。

IV 事業の紹介

洪水氾濫を未然に防ぐ対策〔河道改修〕

補助

- 事業間連携河川事業
- 大規模特定河川事業

交付金

- 広域河川改修事業、都市基盤河川改修事業
- 施設機能向上事業、下水道関連特定治水施設整備事業
- 住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

概要

事業間連携河川事業、大規模特定河川事業

平成30年7月豪雨及び平成30年台風第21号の甚大な被害を受け、事業間連携による事業効果の早期発現や最大化を図るとともに、特に優先度の高い都道府県の大規模事業等を計画的・集中的に推進します。

広域河川改修事業

水系、大支川等を単位として、水系一貫とした計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業に限定し、また重点整備箇所を設けて整備を実施します。

都市基盤河川改修事業

河川管理者との協議により市が事業主体となって改良工事を実施します。

施設機能向上事業

同一の洪水氾濫域を有する区間において、既存の河川管理施設の機能向上を重点的に実施します。

下水道関連特定治水施設整備事業

下水道事業による雨水対策効果を上げるための治水事業及び公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して治水事業を実施します。

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

住宅・建築物の保全を図るため、治水施設等の整備を実施します。

負担率・補助率

補助

事業間連携河川事業、大規模特定河川事業

一級河川 1/2、1/3※（北海道 2/3、1/3※）
二級河川 1/2、1/3※（北海道 5.5/10、1/3※）
沖縄 9/10、1/3※ 離島 1/2、6/10、1/3※
準用河川 1/3

交付金

広域河川改修事業

一級河川 1/2（大規模 5.5/10、北海道 2/3）
二級河川 1/2（北海道 5.5/10、沖縄 9/10、離島 1/2、奄美 6/10）

都市基盤河川改修事業

一級河川 1/3
二級河川 1/3

※：補助率1/3事業は次の事業をいう（準用河川を除く）

- 河川法（昭和39年法律第167号）第16の3に基づき河川管理者との協議により市又は特別区が事業主体となって改良工事を実施する事業
- 流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため貯留浸透施設の設置を実施する事業

施設機能向上事業

一級河川 1/2（大規模 5.5/10、北海道 2/3）
二級河川 1/2（北海道 5.5/10、沖縄 9/10、離島 1/2、奄美 6/10）

下水道関連特定治水施設整備事業

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業

一級河川等同種の治水施設の整備事業等に係る
交付割合と同じ割合

事例

広域河川改修事業



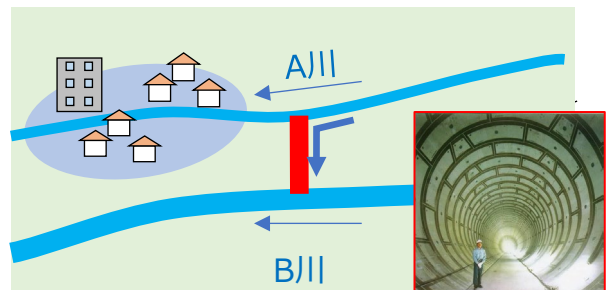
都市基盤河川改修事業



大規模特定河川事業

【例：大規模事業等の計画的・集中的な整備】

＜対策イメージ図（放水路等の整備）＞



放水路の整備により、浸水被害が発生している下流の水位を低下させます。

浸水被害の解消を図ります。

IV 事業の紹介

洪水氾濫を未然に防ぐ対策〔洪水調節施設の整備〕

直轄

・ 一般河川改修事業、直轄ダム建設事業

補助

・ 補助ダム建設事業

交付金

・ 調節池整備事業、水資源機構事業



概要

洪水による災害の発生を防止するため、ダムや調節池等の洪水調節施設を整備します。

負担率・補助率

直轄

一般河川改修事業
直轄ダム建設事業

一級河川2/3（大規模 7/10、北海道 8.5/10、沖縄 9.5/10）

補助

補助ダム建設事業

一級河川1/2（大規模5.5/10、北海道2/3、北海道大規模7/10）

二級河川1/2（北海道5.5/10、奄美6/10、沖縄9/10）

交付金

調節池整備事業

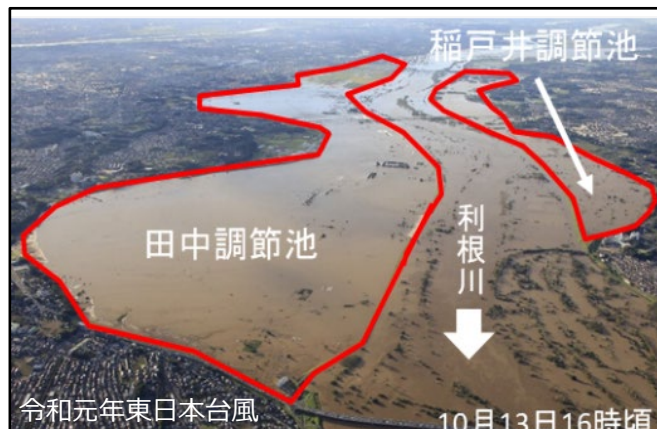
一級河川1/2（大規模 5.5/10、北海道 2/3）

二級河川1/2（北海道 5.5/10）

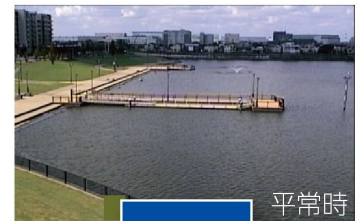
水資源機構事業

フルプラン水系 2/3（大規模 7/10）

事例

なるせ
成瀬ダム（秋田県）ひらせ
平瀬ダム（山口県）なんま
南摩ダム（栃木県）たなか
田中調節池（利根川：千葉県）

大相模調節池

もとあ
（元荒川：埼玉県） 元荒川

IV 事業の紹介

洪水氾濫を未然に防ぐ対策〔構造物の改築〕

直轄

・ 特定構造物改築事業

補助

- ・ 大規模特定河川事業
- ・ 河川メンテナンス事業



概要

洪水による災害の発生を防止するため、老朽化が著しい水門や、著しく河積を阻害している橋梁、堰等の大規模な構造物の改築を行い、その機能回復・向上を図ります。

負担率・補助率

直轄

特定構造物改築事業

一級河川2/3（大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10）

補助

大規模特定河川事業、河川メンテナンス事業

一級河川1/2（北海道 2/3）

二級河川1/2（北海道5.5/10、沖縄9/10、離島1/2、奄美6/10）

事例

橋梁の改築

黄瀬川橋（黄瀬川：静岡県）

整備前



整備後



水門の改築

日光川（愛知県）



堰の改築

行徳可動堰（江戸川：東京都・千葉県）
老朽化対策及び耐震補強対策を実施

整備前



整備後



IV 事業の紹介

流域一体となった治水対策

直轄

・ 流域治水整備事業

補助

・ 特定都市河川浸水被害対策推進事業

交付金

・ 総合内水緊急対策事業

概要

水害の発生を防止するため、河川改修の他に流域対策や土地利用規制等を組み合わせ、流域と一体となった治水対策を実施します。

流域治水整備事業

特定都市河川流域で地方公共団体等による流域対策と併せて河川の整備を計画的・集中的に実施することで、早期に治水安全度を向上させ浸水被害を軽減します。

特定都市河川浸水被害対策推進事業

特定都市河川に指定済み又は指定予定である河川において、流域水害対策計画の策定及び変更を行い、特定都市河川流域で河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備、土地利用規制と併せた二線堤の築造や排水施設整備等を計画的・集中的に実施することで、早期に治水安全度を向上させ浸水被害を軽減します。

総合内水緊急対策事業

内水により浸水被害が生ずるおそれがある河川において、排水機場整備等のハード対策及び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を河川管理者と地方公共団体等が連携して実施します。

事例

流域治水整備事業

やまと やまと
大和川遊水地等（大和川：奈良県）



負担率・補助率

直轄

流域治水整備事業

一級河川2/3（大規模7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10）

補助

特定都市河川浸水被害対策推進事業

・ 計画の策定、河川改修
一級河川1/2（大規模5.5/10、北海道2/3）
二級河川1/2（北海道5.5/10、沖縄9/10、離島1/2、奄美6/10）
・ 雨水貯留浸透施設等
一級河川1/2
二級河川1/2

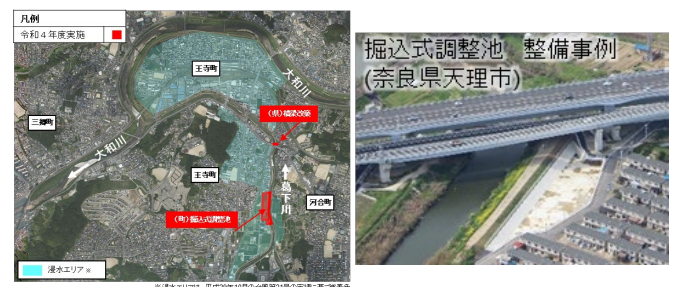
交付金

総合内水緊急対策事業

一級河川1/2（大規模5.5/10、北海道2/3）
二級河川1/2（北海道5.5/10）

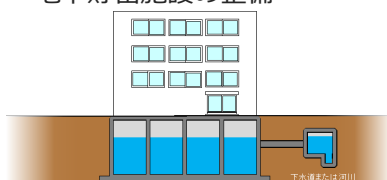
特定都市河川浸水被害対策推進事業

掘込式調整池等（大和川：奈良県）



雨水貯留浸透施設の整備イメージ

地下貯留施設の整備



既設調整池、湖沼、ため池の改良



貯留機能保全区域の指定と併せた二線堤及び排水施設の整備イメージ



IV 事業の紹介

流域一体となった治水対策

交付金

- ・流域貯留浸透事業
- ・河川・下水道一体型豪雨対策事業
- ・土地利用一体型水防災事業

概要

流域貯留浸透事業

近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、流域における保水・遊水機能を計画的に確保するため、地方公共団体又は地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う貯留浸透施設の設置を推進します。

河川・下水道一体型豪雨対策事業

洪水氾濫対策を受け持つ洪水調節施設と内水氾濫対策を受け持つ下水道を出水特性や規模に応じて融通利用し、一体的な運用を推進します。

土地利用一体型水防災事業

上下流バランス等の関係から長期間河川改修の実施が困難な地域において、住宅・宅地等を洪水被害から守るために住宅地の嵩上げや輪中堤等の築堤を実施することで短期間、かつ経済的に家屋浸水の対策を実施します。

事例

流域貯留浸透事業

学校の校庭を利用した流域貯留施設（神奈川県横浜市）



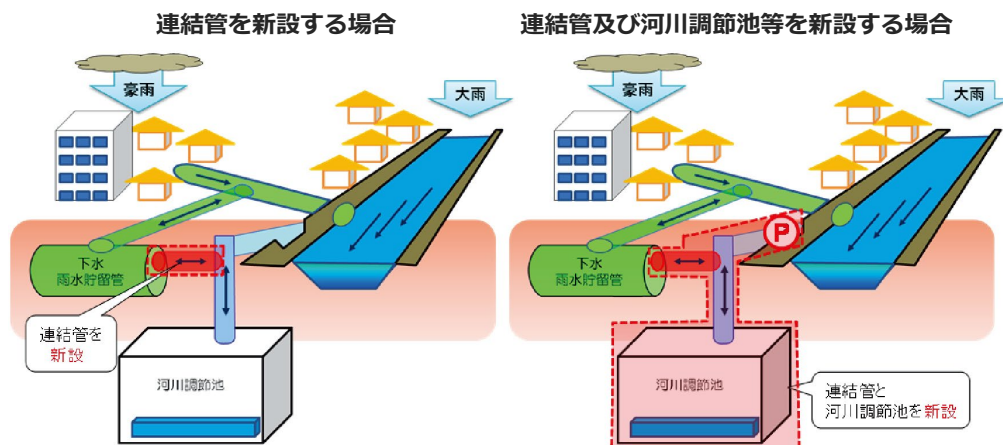
施設整備状況



整備後

河川・下水道一体型豪雨対策事業

時間的・空間的に雨が偏在することに注目し、施設の容量を効率的に活用するため、河川及び下水道の既存施設を接続する連結管や兼用の貯留施設等の整備を推進します。



負担率・補助率

交付金

流域貯留浸透事業

一級河川1/3

二級河川1/3

（民間企業等が施工する場合は、全体事業費の1/3を上限とし、地方公共団体が助成する額の1/2を負担）

河川・下水道一体型豪雨対策事業

都市基盤河川改修事業、流域治水対策河川事業、流域貯留浸透事業、総合治水対策特定河川事業、総合内水緊急対策事業又は総合流域防災事業で該当する事業に準ずる

土地利用一体型水防災事業

一級河川 1/2

二級河川 1/2

土地利用一体型水防災事業

イメージ



家屋の移転が必要となるなど完成までには多大な費用と期間が必要です。



輪中堤や宅地嵩上げを効率的に短期間で実施することにより、家屋の浸水被害を解消します。

IV 事業の紹介

再度災害防止対策

直轄

- ・ 河川激甚災害対策特別緊急事業
- ・ 床上浸水対策特別緊急事業
- ・ 河川災害復旧等関連緊急事業

補助

- ・ 河川激甚災害対策特別緊急事業
- ・ 床上浸水対策特別緊急事業
- ・ 河川災害復旧等関連緊急事業

概要

近年、水害が発生した地域において、再度災害防止のための対策を緊急的に実施します。

河川激甚災害対策特別緊急事業

洪水・高潮等により激甚な被害が発生した河川について、概ね5ヶ年を目途に改良事業を実施することにより、再度災害の防止を図ります。

- ・ 概ね5年間で緊急的に改修工事を実施
- ・ 全体事業費は10億円以上、かつ、一般的被害総額に相当する額を上限
- ・ 以下のいずれかの項目に該当するもの
 1. 流出または全壊家屋数50戸（25戸）以上
 2. または浸水家屋数が2,000戸（1,000戸）以上
- （ ）書きは高齢世帯の率が全国平均の概ね2倍以上である場合

床上浸水対策特別緊急事業

被災後、通常生活への復帰に多大な労力を要し、経済的・身体的に大きな負担となる床上浸水が頻発している地域において、特に対策を促進する必要がある河川を対象として、概ね5ヶ年で再度災害防止を図るべく重点的、緊急的かつ総合的に治水対策を進めます。

- ・ 概ね5年間で事業完了させるもの
- ・ 過去概ね10年間の河川の氾濫による被害が以下に該当するもの
 1. 延べ床上浸水家屋数が50戸以上であるもの
 2. 延べ浸水家屋数が200戸以上であるもの
 3. 床上浸水回数が2回以上であるもの
 4. 内水対策として排水機場を整備する場合は、総合内水対策計画を策定し、実施するものであること

河川災害復旧等関連緊急事業

上流部における災害復旧事業、または改良復旧事業による下流部での流量増加への対応が必要な区域について、概ね4年で緊急的かつ集中的に事業を実施することにより、再度災害の防止を図ります。

- ・ 概ね4年間で事業完了させるもの
- ・ 以下に該当するもの
 1. この事業の上流において災害復旧事業等が採択されること
 2. 上記事業により5%以上の流量増加が見込まれること
 3. 全体事業費が10億円以上であること

負担率・補助率

直轄

河川激甚災害対策特別緊急事業

一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道8/10、北海道大規模8.5/10）

床上浸水対策特別緊急事業

一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10）

河川災害復旧等関連緊急事業

一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10）

補助

河川激甚災害対策特別緊急事業

一級河川 5.5/10（北海道 7/10）
二級河川 1/2（北海道 5.5/10）

床上浸水対策特別緊急事業

一級河川 1/2、1/3（北海道 2/3）
二級河川 1/2、1/3（北海道 5.5/10、沖縄 9/10、離島 1/2、奄美 6/10）

河川災害復旧等関連緊急事業

一級河川 1/2（大規模 5.5/10）
二級河川 1/2

事例

河川激甚災害対策特別緊急事業

たかはし

平成30年7月豪雨：高梁川（岡山県）



平成30年7月撮影

床上浸水対策特別緊急事業

平成27年9月関東・東北豪雨

なるせ

よしだ

（鳴瀬川水系吉田川：宮城県）



河川災害復旧等関連緊急事業

平成29年7月九州北部豪雨

けいせん

（福岡県桂川町）



IV 事業の紹介

高潮対策

直轄

・ 一般河川改修事業

補助

・ 事業間連携河川事業

交付金

・ 地震・高潮対策河川事業



概要

台風によって高潮被害が発生するおそれのある地域において、高潮堤防、防潮水門等の整備を実施します。

負担率・補助率

直轄

一般河川改修事業

一級河川 2/3

(大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10)

補助

事業間連携河川事業

※P49

事業間連携河川事業

参照

交付金

地震・高潮対策河川事業

一級河川 1/2 (北海道 2/3)

二級河川 1/2 (北海道 5.5/10)

事例

高潮堤防の整備

整備前

しらかわ
白川 (熊本県)

整備後



地震・津波対策

直轄

・ 一般河川改修事業

補助

・ 事業間連携河川事業

交付金

・ 地震・高潮対策河川事業



概要

南海トラフ地震や首都直下地震等の発生が危惧されていることも踏まえ、地震による堤防の沈下等による堤内地への浸水を防ぐため、堤防の耐震対策等を実施します。

負担率・補助率

直轄

一般河川改修事業

一級河川 2/3

(大規模 7/10、北海道 8/10、北海道大規模 8.5/10)

補助

事業間連携河川事業

※P49

事業間連携河川事業

参照

交付金

地震・高潮対策河川事業

一級河川 1/2 (北海道 2/3)

二級河川 1/2 (北海道 5.5/10)

事例

河川堤防の耐震対策

きゅうよしの なると
旧吉野川 (鳴門市)にっこう
日光川 (愛知県)

IV 事業の紹介

自然環境の保全・創出

直轄

・ 総合水系環境整備事業

交付金

・ 統合河川環境整備事業

概要

河道の整備や湿地の再生などにより、生物の多様な生息・生育・繁殖環境の確保、良好な景観形成に向けた自然環境の保全・創出を図ります。

負担率・補助率

直轄

総合水系環境整備事業 1/2

交付金

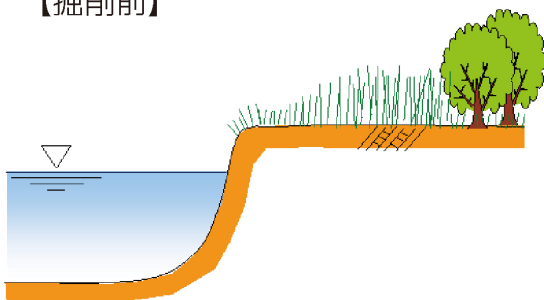
統合河川環境整備事業 1/3
(北海道1/3、沖縄1/2)

事例

湿地再生（^{まるやま}円山川：兵庫県）

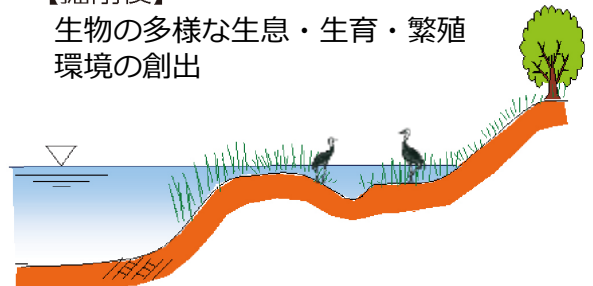
河川の河岸の部分を通常の水位よりも低く掘削することで、湿地を再生しました。

【掘削前】

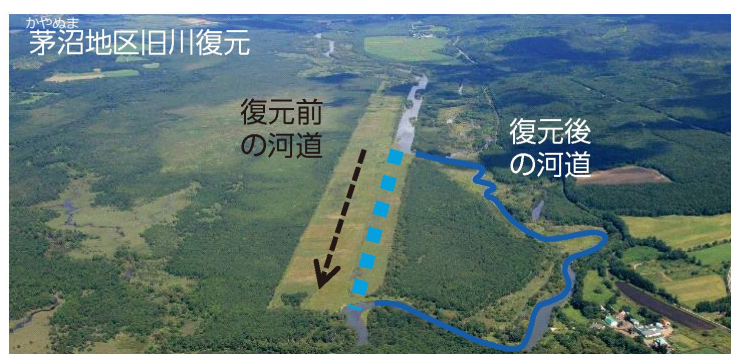


【掘削後】

生物の多様な生息・生育・繁殖環境の創出

自然河川の再生（^{くしろ}釧路川：北海道）

旧川復元により、土砂流入を抑制、地下水位上昇や冠水頻度が増加し、湿地環境が回復しました。



湿原の景観を楽しむ観光の様子

IV 事業の紹介

流水の正常な機能の維持

直轄

・ 直轄ダム建設事業、流況調整河川事業

補助

・ 補助ダム建設事業

交付金

・ 水資源機構事業

概要

渇水時においても、流水の正常な機能を維持するため、ダムや導水路等の施設を整備します。

流水の正常な機能の維持：本来河川が持っている機能（舟運、漁業、観光、塩害防止、河口閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水の維持、動植物の保護、流水の清潔の保持、既得用水等流況調整河川事業の安定取水）を正常に維持するために、渇水時においてもダムからの流水の補給を行い、これらの機能の維持を図る

補助率

直轄

直轄ダム建設事業、流況調整河川事業

一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8.5/10、沖縄 9.5/10）
一級河川 2/3（大規模 7/10、北海道 8.5/10、沖縄 9.5/10）

補助

補助ダム建設事業

一級河川 1/2（大規模 5.5/10、北海道 2/3、北海道大規7/10）
二級河川 1/2（北海道 5.5/10、奄美 6/10、沖縄9/10）

交付金

水資源機構事業

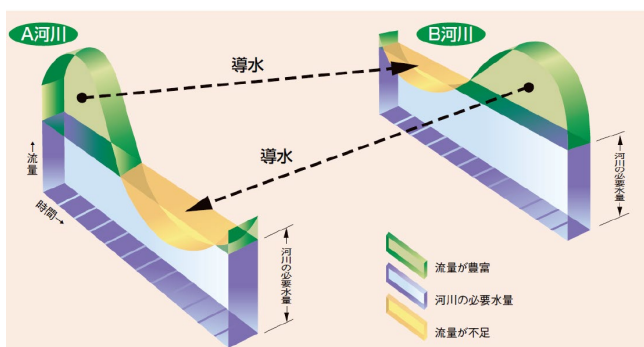
フルプラン水系2/3（大規模7/10）

事例

さめうら
早明浦ダム（高知県）



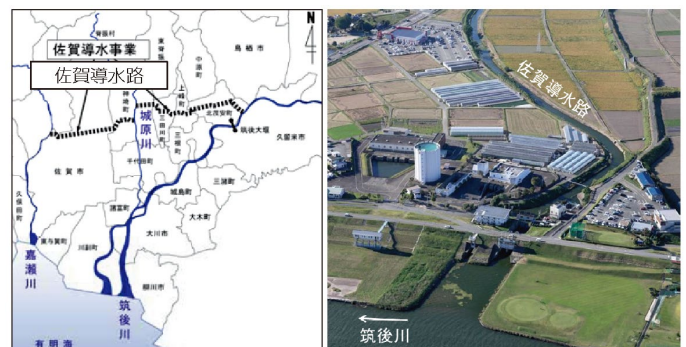
流況調整河川事業（イメージ）



あいがわ
安威川ダム（大阪府）



さが
佐賀導水路（佐賀県）



流水の正常な機能の維持等を目的とし、筑後川
じょうばら か せ りゅうきょうちょうせいかせん
と城原川及び嘉瀬川を結ぶ流況調整河川

IV 事業の紹介

水環境の改善

直轄

・ 総合水系環境整備事業

交付金

・ 統合河川環境整備事業

補助率

直轄

総合水系環境整備事業 1/2

交付金

統合河川環境整備事業 1/3

(北海道1/3、沖縄1/2)

概要

底泥浚渫や自然の浄化機能を向上させる植生帯の整備などにより、水環境の改善を図ります。

事例

底泥の浚渫



すみだ 隅田川（東京都）

水質汚濁対策として底泥の浚渫を行い、水質の改善を図ります。

植生浄化



しんじこ 穴道湖（島根県）

汚濁の著しい河川、湖沼において植生による浄化を行い、汚濁負荷の削減を図ります。

地域の取組と一体となった水辺空間の形成

直轄

・ 総合水系環境整備事業

交付金

・ 統合河川環境整備事業

補助率

直轄

総合水系環境整備事業 1/2

交付金

統合河川環境整備事業 1/3

(北海道1/3、沖縄1/2)

概要

景観・歴史・文化等の河川が持つ資源を活かし、市町村や民間事業者等と連携しながら、良好な水辺空間を形成するための親水護岸等の整備を行い、賑わいの創出に貢献します。

事例

ごう 江の川水系 江の川（広島県安芸高田市）



なとり 名取川水系 名取川（宮城県名取市）



IV 事業の紹介

戦略的維持管理・更新

直轄

- ・ 河川維持修繕事業
- ・ 河川工作物関連応急対策事業
- ・ 堰堤維持事業

補助

- ・ 河川メンテナンス事業

概要

河川維持修繕事業

河道や河川管理施設の機能を確保するため、点検・診断を実施し、その結果に基づいて維持管理対策を実施します。

河川工作物関連応急対策事業

樋管等の河川工作物について、構造が不十分または老朽化が著しいため、その前後の施設に比べて機能が劣る場合に、応急的に改良工事を実施します。

堰堤維持事業

ダム の 操作 及び ダム 本体、貯水池や関連施設等の管理及びその機能を維持します。

河川メンテナンス事業

河川管理施設の老朽化対策を計画的に実施するため長寿命化計画の策定・変更を行い、更新や改築、応急的な改良を行い、施設機能を確保します。

事例

河川維持修繕事業

堤防除草



河川管理施設等点検



繁茂した樹木の伐採



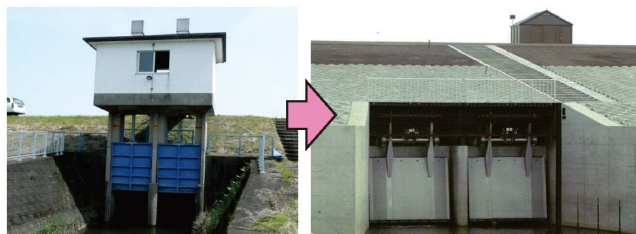
河川メンテナンス事業 排水ポンプの更新



戦略的維持管理・更新

河川工作物関連応急対策事業

ゲートのフラップ化



ポンプの羽根車のステンレス化



堰堤維持事業

巡視



堤体内点検



貯水池法面对策



機能の回復又は向上

直轄

・ 堰堤改良事業

補助

・ ダムメンテナンス事業

概要

管理ダムにおいて、大規模かつ緊急性の高い改良を行うことで、ダムの機能の回復又は向上を図ります。

事例

こしぶ 小渋ダム（長野県）に土砂バイパストンネルを整備しました。



負担率・補助率

直轄

堰堤改良事業

2/3（大規模7/10、北海道8/10、沖縄9.5/10）

補助

ダムメンテナンス事業

ダム施設改良事業

一級河川 1/2（大規模5.5/10、北海道2/3、北海道大規模7/10）

二級河川 1/2（北海道5.5/10、沖縄9/10、離島1/2、奄美6/10）

堰堤改良事業

改良事業 4/10

下流河道整備事業 1/3

ダム管理用水力発電設備設置事業 4/10

貯水池保全事業 1/3

長寿命化計画の策定又は変更 1/2

IV 事業の紹介

地域主導の川づくり

交付金

・ 総合流域防災事業



概要

流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を実施します。

補助率

交付金

総合流域防災事業

河川事業

一級河川1/2（北海道2/3）

二級河川1/2（北海道5.5/10、離島1/2、奄美6/10）

準用河川1/3

洪水氾濫域減災対策事業

一級河川1/3

二級河川1/3

情報基盤総合整備事業

一級河川1/2（北海道2/3）

二級河川1/2（北海道5.5/10、離島1/2、奄美6/10）

事例

河川事業

河道改修（古川：富山県）

整備前



整備後



洪水氾濫域減災対策事業

輪中堤整備（佐用川：兵庫県）



情報基盤総合整備事業



CCTVカメラの整備



水位計の整備



雨量計の整備

IV 事業の紹介

税制

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る課税標準の特例措置

対象地域	特定都市河川流域、浸水被害対策区域
特例措置の対象	流域内の浸水被害を防止・軽減させるため、特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の計画認定制度に基づき民間事業者等により設置された雨水貯留浸透施設
特例措置の内容	固定資産税の課税標準を1/3を参酌して1/6～1/2の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和9年3月31日まで）

高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る課税標準の特例措置（不動産取得税）

対象地域	高規格堤防整備事業のために使用された土地
特例措置の対象	高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、高規格堤防特別区域の公示があった日から2年以内に当該土地の上に従前の家屋に代わり取得した家屋
特例措置の内容	不動産取得税の課税標準から従前家屋の価格を控除（令和8年3月31日まで）

高規格堤防整備事業に伴い取得する建替家屋に係る税額の減額措置（固定資産税）

対象地域	高規格堤防整備事業のために使用された土地
特例措置の対象	高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該土地の上に当該家屋に代わり取得した家屋
特例措置の内容	従前権利者が新築する家屋の固定資産税について新築後5年間、従前権利者居住用住宅については2/3、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋については1/3を減額（令和8年3月31日まで）

浸水防止用設備に係る課税標準の特例措置

対象地域	洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域
特例措置の対象	上記区域内の地下街等の所有者又は管理者が、水防法の避難確保・浸水防止計画に基づき取得する浸水防止用設備（防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機等）
特例措置の内容	固定資産税の課税標準を、設備の取得から5年間、2/3を参酌して1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和8年3月31日まで）

浸水被害軽減地区の指定に係る課税標準の特例措置

対象地域	洪水浸水想定区域
特例措置の対象	浸水の拡大を抑制する効用があると認められる輪中堤防や自然堤防等の盛土構造物
特例措置の内容	盛土構造物を水防管理者が水防法に基づき浸水被害軽減地区として指定した場合、当該資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を、指定後3年間2/3を参酌して1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和8年3月31日まで）

津波避難施設に係る課税標準の特例措置

対象地域	津波災害警戒区域
特例措置の対象	指定／協定避難施設の避難の用に供する部分、施設に附属する一定の償却資産
特例措置の内容	指定避難施設関連部分：固定資産税の課税標準を、津波避難施設の指定後又は償却資産取得後5年間、2/3を参酌して、1/2～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和9年3月31日まで） 協定避難施設関連部分：固定資産税の課税標準を、津波避難施設の協定締結後又は償却資産取得後5年間、1/2を参酌して、1/3～2/3の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和9年3月31日まで）

事前放流のために整備される利水ダムの放流施設に係る非課税措置等

特例措置の対象	事前放流のために利水ダムに整備した放流施設
特例措置の内容	民間事業者等が事前放流のために整備した放流施設の治水に係る部分の償却資産について固定資産税を非課税 国または地方公共団体が事前放流のために整備した放流施設の治水に係る部分の償却資産について国有資産等所在市町村交付金の交付対象から除外

貯留機能保全区域の指定に係る課税標準の特例措置

対象地域	貯留機能保全区域
特例措置の対象	貯留機能保全区域の指定を受けている土地
特例措置の内容	洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を貯留機能保全区域として指定した場合、当該土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を、指定後3年間、3/4を参酌して2/3～5/6の範囲内で市町村の条例で定める割合に軽減（令和10年3月31日まで）

V

河川事業の 基本的な考え方

- 76 河川整備の効果
- 81 河川整備とダムによる治水効果
- 83 ダムの事前放流及び洪水調節による治水効果
- 85 砂防事業の効果
- 87 下水道事業による効果
- 88 渇水対策による効果
- 89 経済効果

み たね がわ

かつまたがわ

かつまたがわ

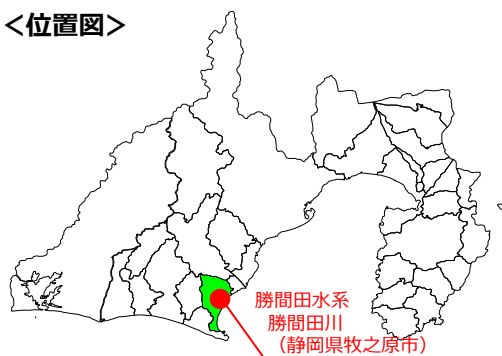
河川整備の効果(静岡県 勝間田川水系勝間田川)



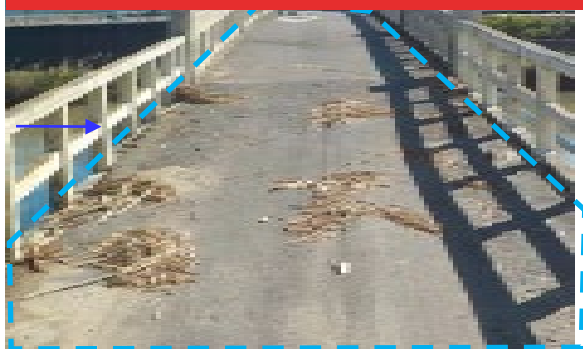
概要

- 静岡県牧之原市を流れる勝間田川は、平成10年、平成16年の出水により家屋浸水被害が発生した。静岡県は平成18年に河川整備計画を策定し、平成16年の出水（降雨規模1/3）に対し、溢水、破堤などによる家屋被害の発生を防止するため、勝間田川の河道掘削等の河川改修を実施している。
- 令和元年10月の台風第19号の出水では氾濫危険水位を超過し、床上4戸、床下31戸の家屋浸水が発生したことを受け、大規模特定事業の採択を受けるとともに5か年加速化対策を活用し、事業を推進している。
- 令和6年台風第10号による出水では、令和元年の出水を超える1時間雨量を記録し、氾濫危険水位を超過したが、家屋等の浸水被害の発生を防いだ。

<位置図>

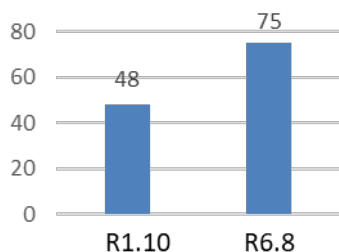


出水状況（令和元年台風時の溢水痕跡）



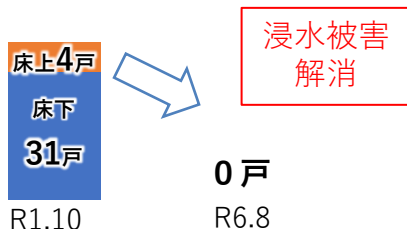
令和元年台風時との降雨量の比較

1時間降雨の比較（速報値）



※8/31 17時～18時

浸水戸数の比較（速報値）


浸水被害
解消

平面図



整備断面図

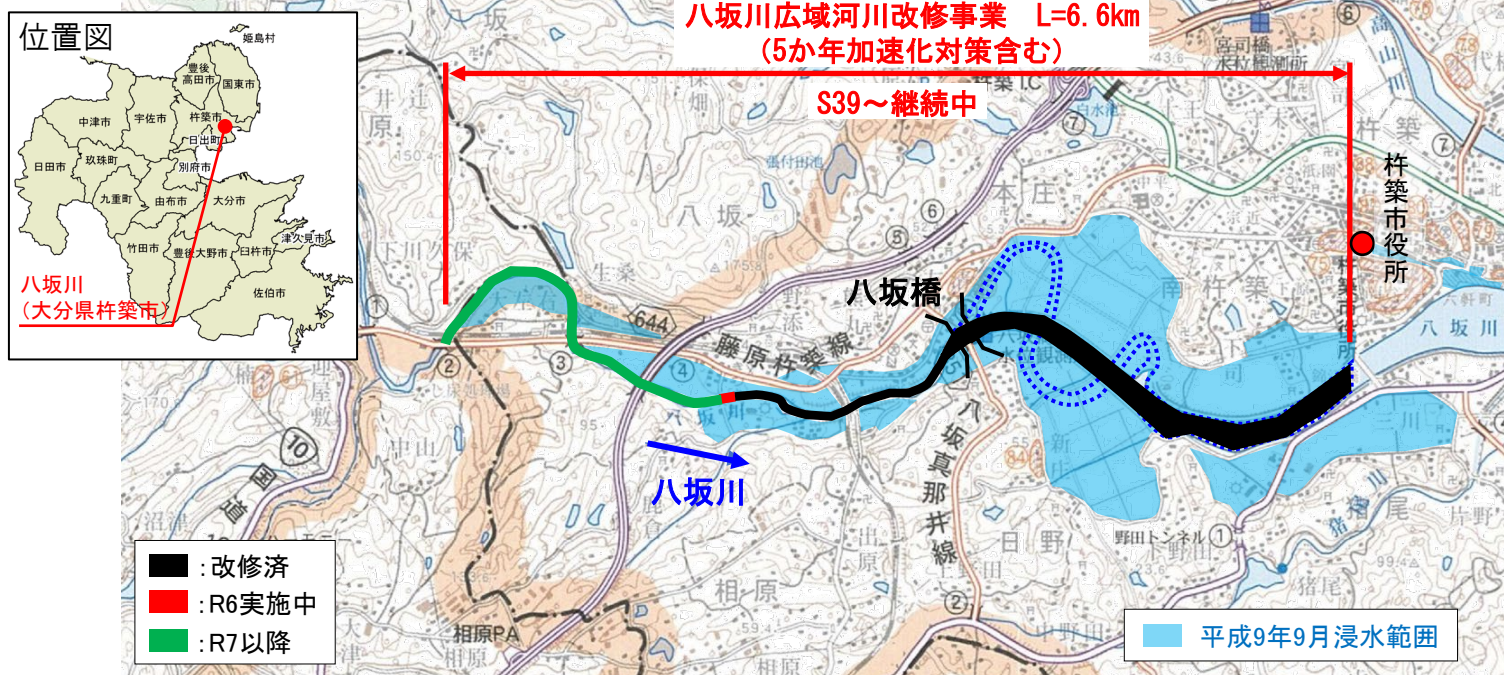


や さか がわ や さか がわ

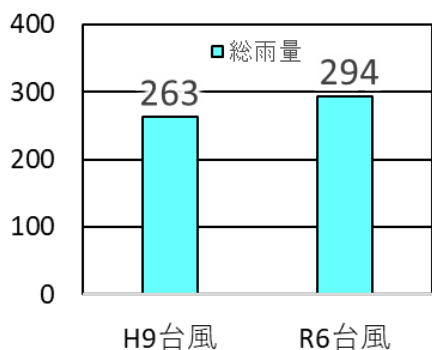
河川整備の効果(大分県 八坂川水系八坂川)

- 概要**
- 八坂川(大分県)では、平成9年9月の台風第19号において229戸の家屋浸水被害が発生。
 - 5カ年加速化対策等を活用して、治水対策を推進している。
 - 令和6年8月台風10号では、平成9年台風第19号を上回る総雨量を記録したが、治水対策による水位低下により、家屋浸水の発生を防いだ。

これまでの治水対策



過去との降雨量の比較

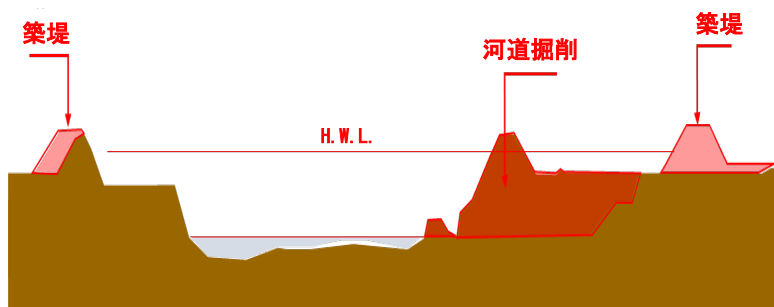


※杵築観測局での観測値

H 9.9 出水状況

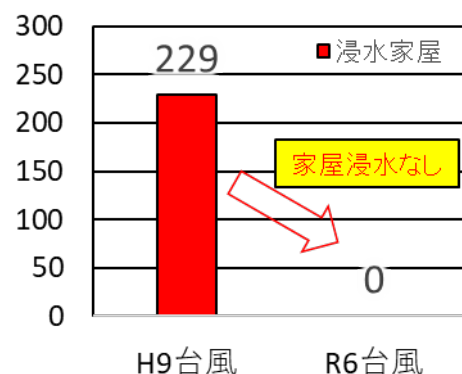


標準断面



※現時点の情報につき今後の調査等により変更となることがあります。

治水効果



も がみ がわ

ます がた がわ

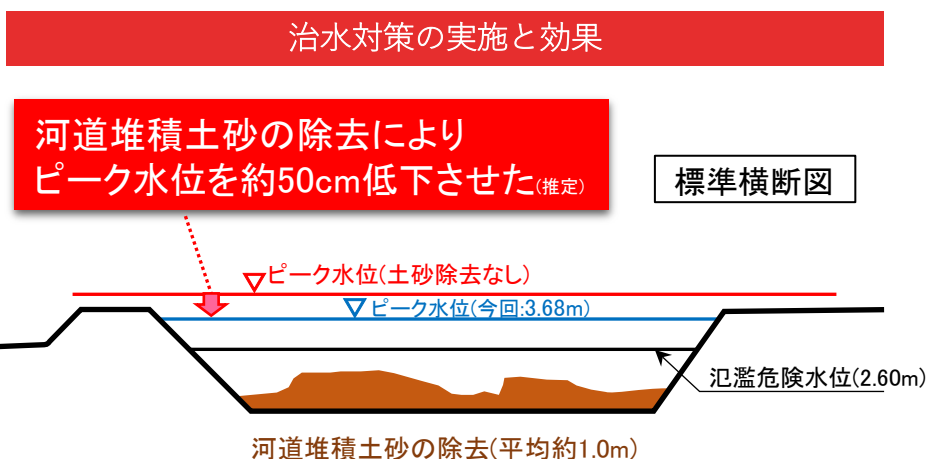
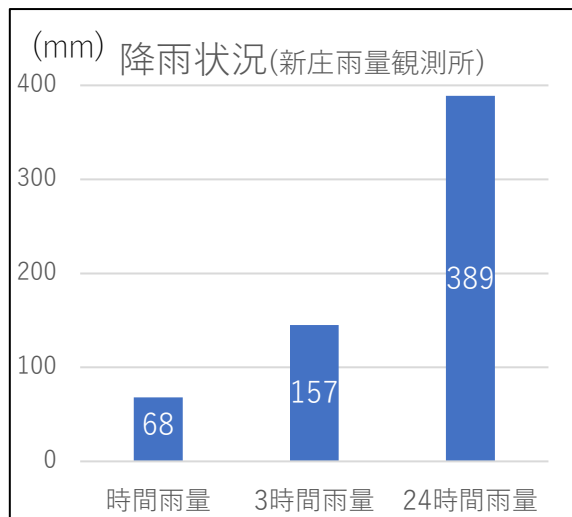
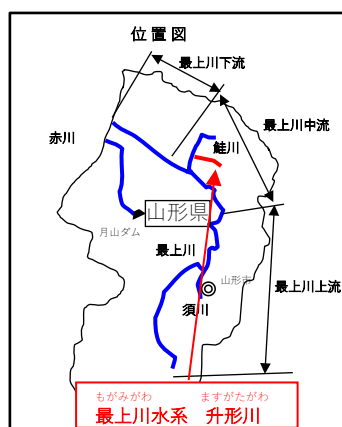
河川整備の効果(山形県 最上川水系升形川)



概要

- ・ 升形川(山形県管理)では令和6年7月の前線による大雨により、24時間降雨量389.0mm(観測史上第1位)を記録。
- ・ 緊急浚渫事業債を活用し、河道内の堆積土砂を除去し、浸水被害防止に効果を発揮。
- ・ ピーク時の水位に対し約50cmの水位低減効果があったものと推定され、未実施だった場合は水位が河岸高を越えていたと推定され、 溢水や決壊による外水被害の危険性があった。

※現時点の情報につき今後の調査等により変更となることがあります



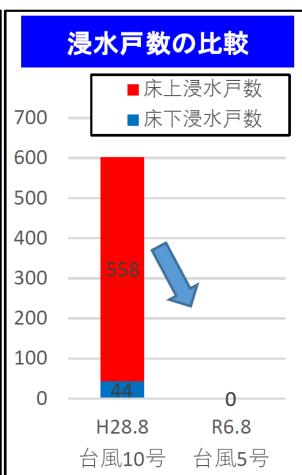
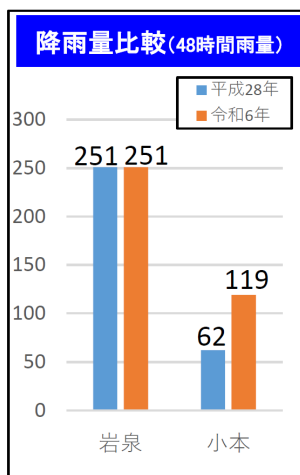
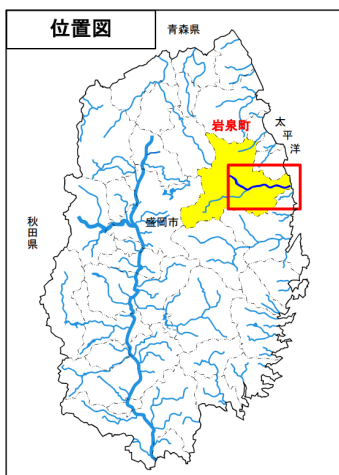
おもとがわ おもとがわ

河川整備の効果(岩手県 小本川水系小本川)



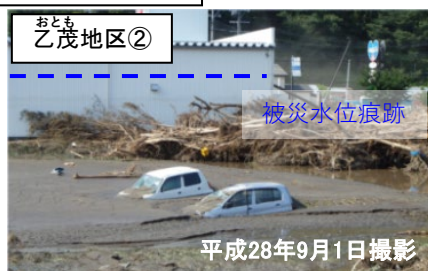
概要

- 岩手県岩泉町の小本川では、平成28年8月の台風10号で広く溢水が発生し、岩泉町では高齢者福祉施設の入所者9名を含む19名の人命が失われ、2名が行方不明となった。また、小本川沿川では床上558戸、床下44戸の家屋等が浸水した。
- この出水を踏まえ、河川激甚災害対策特別緊急事業を活用し、緊急的かつ集中的に河道掘削や築堤等の治水対策の推進を図り、令和4年度に完了した。
- 令和6年台風第5号による出水（令和6年8月11日～13日）は平成28年の降雨と同等の総雨量であったが、治水対策の進捗により河川氾濫による家屋等の浸水被害を解消した。

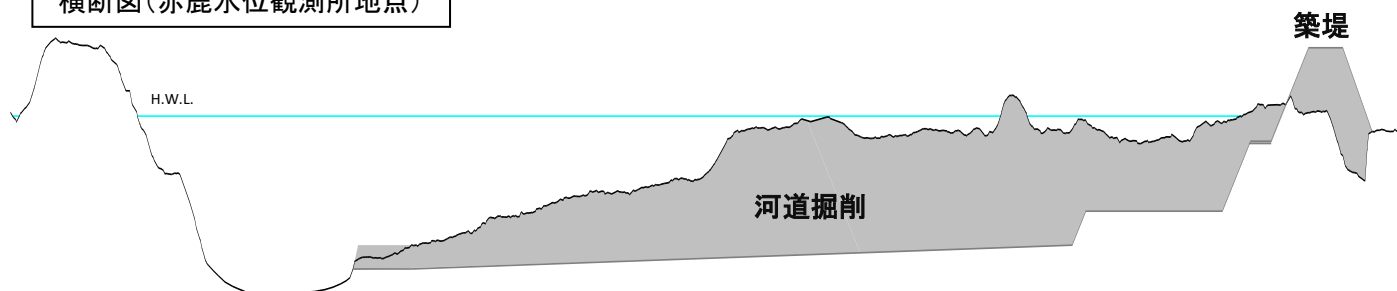


平成28年台風10号の出水状況

令和6年台風5号の出水状況



横断面図(赤鹿水位観測所地点)

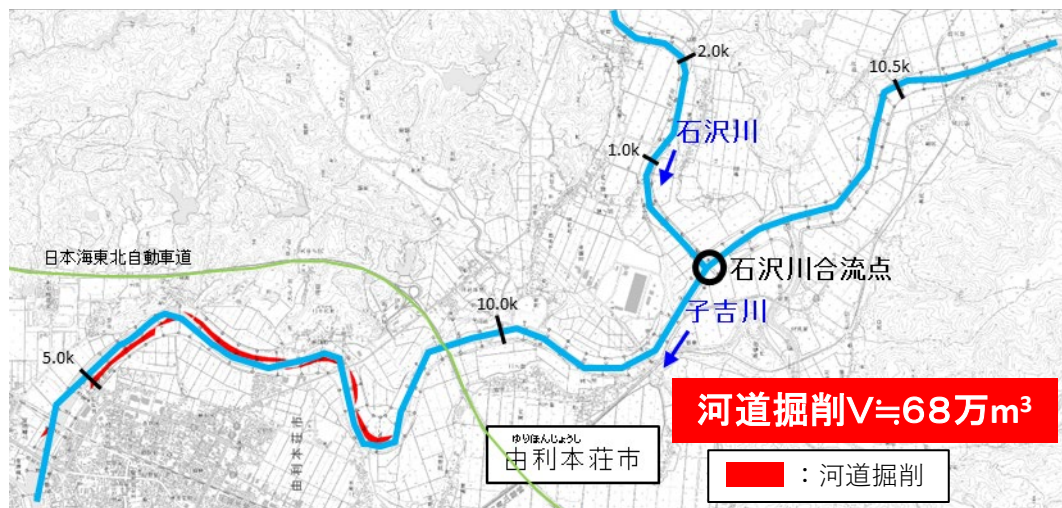
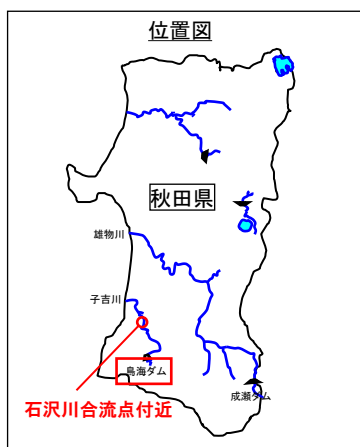


※現時点の情報につき今後の調査等により変更となることがあります。

河川整備とダムによる治水効果(秋田県 子吉川)

- 概要**
- 子吉川下流では、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(H30～R2)、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(R3～R7)で河道掘削等を実施。
 - これにより令和6年7月24日からの大雨では、石沢川合流点付近で約30cm水位を低減させたと推測。
 - さらに鳥海ダムが完成した場合、石沢川合流点付近で約70cm水位を低減させると推測され、子吉川、石沢川の堤防決壊地点で計画高水位以下に流下させることができ、決壊リスクを軽減できたと推測。

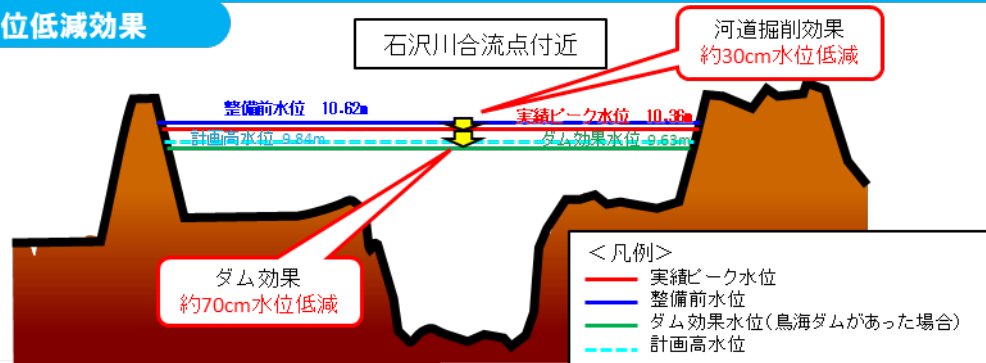
河川整備実施箇所位置図



石沢川合流点付近の状況



水位低減効果



これまでに実施した河道掘削に加え、鳥海ダムが完成した場合は
約1m水位低減

※ 氾濫ありの条件で計算した結果

※ 本資料の数値は速報値のため、今後の精査等により変更となる場合があります。

あか がわ

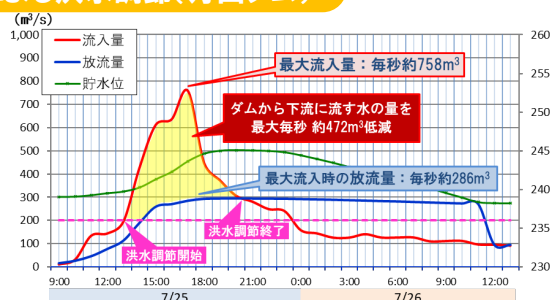
河川改修とダムによる洪水調節による治水効果(山形県 赤川)

- 概要**
- 令和6年7月25日からの前線の影響により、秋田県と山形県を中心に記録的な大雨となり、赤川流域での総雨量が多いところでは、285mm（2日間で平年7月降雨量の約9割）を記録。
 - 赤川では「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」などにより、河道掘削を集中的に実施。
 - 令和6年7月25日からの大雨による出水では、河道掘削により約90cm水位を低減させ、月山ダムの洪水調節効果も合わせると約2m水位を低減。
 - これらの効果が無かった場合、HWLを超過していたと想定され、いつ堤防が決壊してもおかしくない状況であった。
 - 仮に堤防が決壊した場合は、最大で約3900戸に及ぶ浸水被害が生じた可能性があるため、引き続き河川整備が必要。

河川整備実施箇所位置図

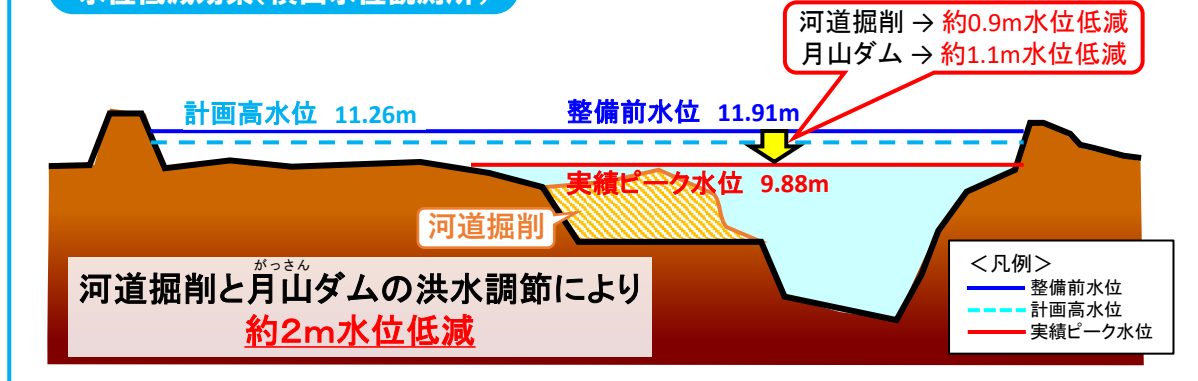


ダムによる洪水調節(月山ダム)



月山ダムで約524万m³(東京ドーム約4.2杯分)を貯留し、約1.1m水位を低減

水位低減効果(横山水位観測所)

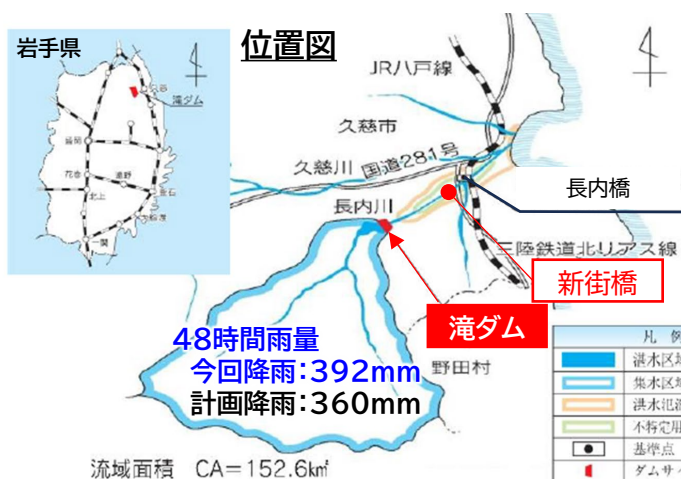


※本資料の数値は速報値のため、今後の精査等により変更となる場合があります。

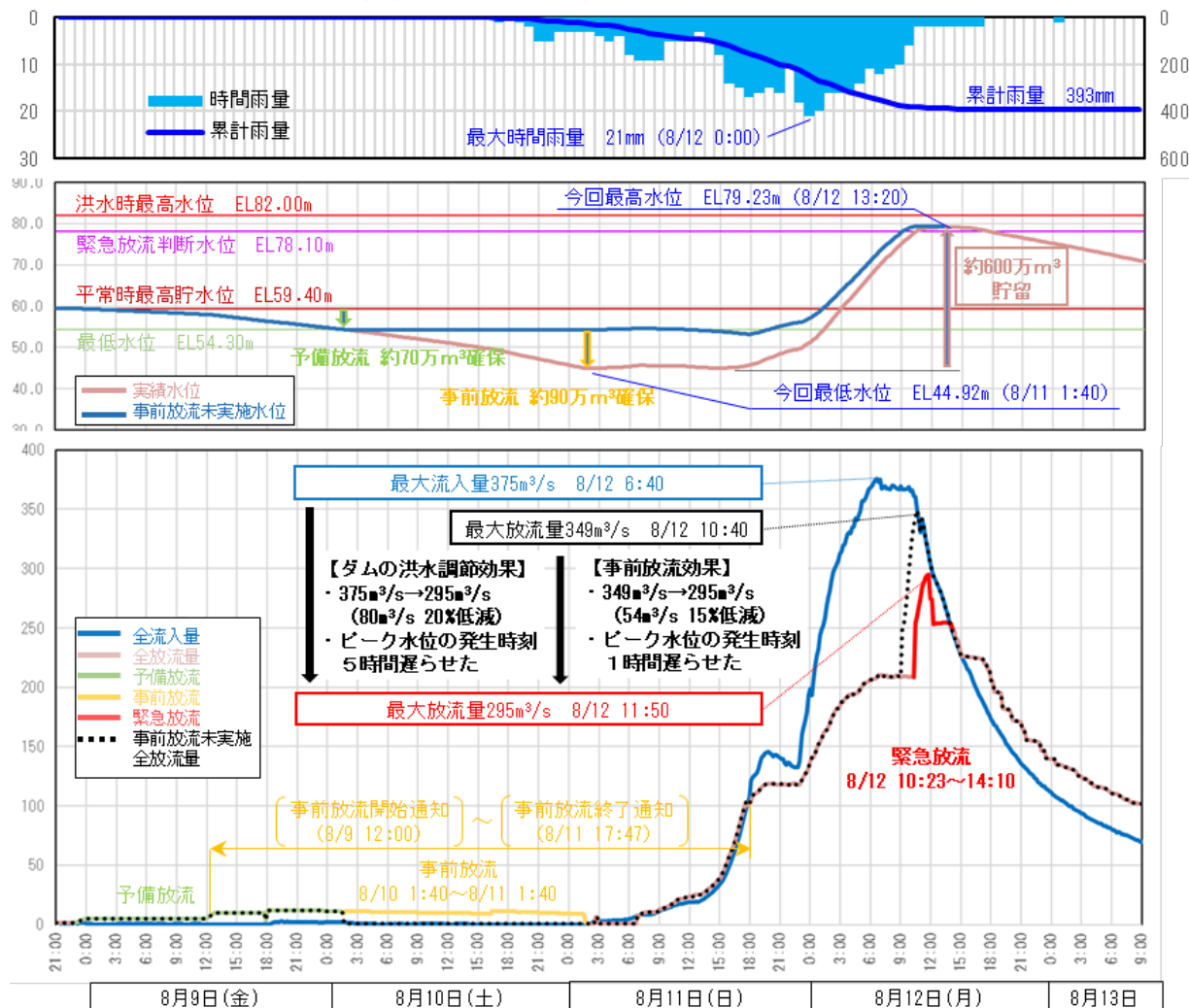
くじがわ たき ダムの事前放流及び洪水調節による治水効果(久慈川水系滝ダム)

概要

- 久慈川水系長内川（二級河川）の岩手県が管理する滝ダムでは、通常の洪水調節容量600万 m^3 に加え、台風第5号に備えた事前放流により、約90万 m^3 の容量を追加確保し、洪水調節を実施。
- 計画を上回る大雨により緊急放流に移行したものの、河川流量を約20%低減（約80 m^3/s ）することで、下流の新街橋地点で約30cmの水位低減効果があったと推定。滝ダムにより氾濫発生を防止。
- また、ピーク水位の発生時刻を約5時間遅らせ、水防活動や避難行動に要する時間を確保。



長内川 新街橋地点の水位低減効果



※数値等は速報値ですので、今後の精査等により変更する場合があります。

みどりかわ

みどりかわ

ダムの事前放流及び洪水調節による治水効果(緑川水系緑川ダム)

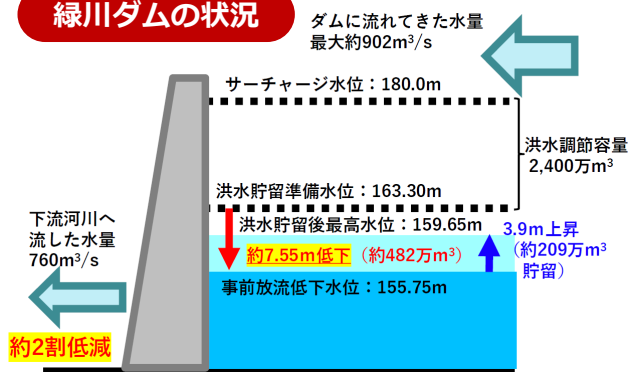
概要

- ・ 台風第10号の接近により、緑川ダム上流域において398.8mm（8月27日14時～31日6時）の累加雨量を観測。（参考：令和2年7月豪雨：377.3mm、令和4年台風第14号：483.2mm）
- ・ 洪水調節容量2,400万 m^3 に加え、事前放流によりダムの貯水位を7.55m低下させ、更に約482万 m^3 を確保した。
- ・ 緑川ダムでは、最大流入量約902 m^3/s を観測したが、洪水調節を実施しダムに洪水を貯留したことから、下流へ流れる洪水の量を約760 m^3/s に抑え、約2割低減した。
- ・ これにより、ダム下流の中甲橋地点において約23cmの水位低減効果を発揮することができたと推定される。

位置図



緑川ダムの状況



緑川ダムの貯留状況

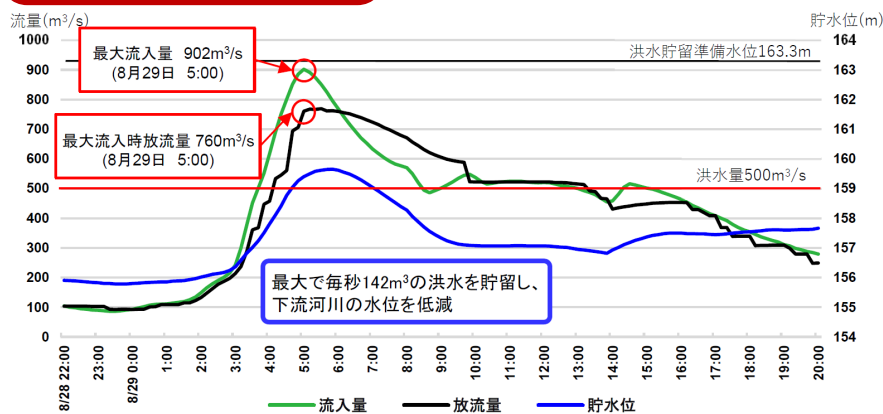
貯留前（8月28日19時）



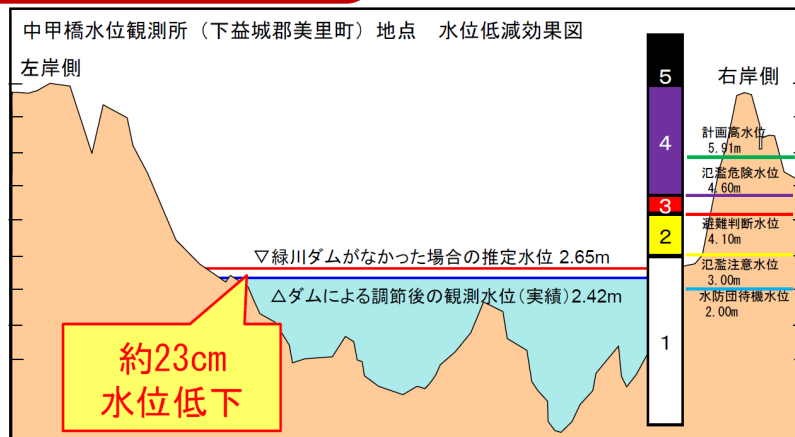
貯留後（8月29日6時）



緑川ダムによる洪水調節



水位低減効果（中甲橋地点）



砂防事業の効果

令和6年、短時間で多量の降雨や地震による被害が確認された箇所において、
全国から**45件**※の効果事例報告があった。

※令和7年1月末時点

①<5か年加速化による効果事例>

あくみぐん ゆざまち すぎさわ

山形県飽海郡遊佐町(杉沢)

災害発生日：令和6年7月25日(推定)

発生事象：土石流

効果：土石流による人家等の被害を未然に防止した。



②<砂防事業による効果事例>

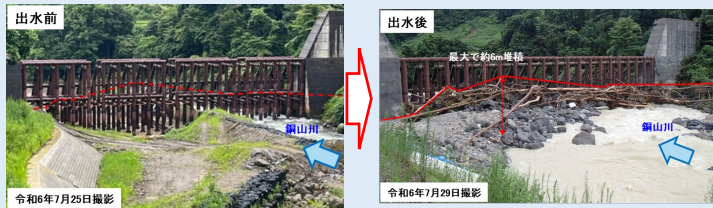
もがみぐん おおくらむら もがみがわ どうざんがわ

山形県最上郡大蔵村(最上川水系銅山川)

災害発生日：令和6年7月26日(推定)

発生事象：土石流

土石流・流木捕捉量：約1,300m3



③<5か年加速化による効果事例>

しもへいぐんいわいずみちよう あつかがわ

岩手県下閉伊郡岩泉町(安家川)

災害発生日：令和6年8月11日(推定)

発生事象：土石流

土石流捕捉量：約300m3(推定値)



⑥<地すべり対策事業による効果事例>

いといがわし なかのくち

新潟県糸魚川市大字中野口

災害発生日：令和6年1月1日

発生事象：地震(最大震度5強)による地すべり

効果：令和2年度災害関連緊急事業にて地すべり防止施設を整備した箇所では被災が確認されなかった。



⑤<砂防事業による効果事例>

まつもとしあずみかみこうち あずさがわ

長野県松本市安曇上高地(梓川)

災害発生日：令和6年7月1日

発生事象：土石流

土石流捕捉量：約1,500m3



④<急傾斜地崩壊対策事業による効果事例>

しもだしにしほんこう

静岡県下田市西本郷

災害発生日：令和6年6月18日

発生事象：がけ崩れ

捕捉量：約100m3



砂防事業による効果

も がみ がわ どう ざん がわ ます だま

(山形県 最上川水系銅山川 舩玉第2砂防堰堤)

概要

- 最上川水系銅山川流域は、火山噴出物からなる脆弱な地質であり、流域には崩壊地や地すべり地が多数存在するため、昭和12年度から直轄砂防事業に着手。
- 令和6年7月25日降雨により肘折雨量観測所（大蔵村）において観測史上1位の雨量221mm/48時間を観測し、斜面崩落によって大量の土砂や流木が発生したが、砂防堰堤が効果を発揮し、発電所等の下流域への被害を未然に防止した。

位置図


山形県
大蔵村南山


下水道事業による効果

概要

- ・ 三重県津市（半田川田、栗真町屋）では平成16年9月末の台風21号により、床上・床下浸水被害や道路冠水が発生。
- ・ また、気候変動の影響や都市化の進展による内水氾濫の発生リスクが増大していることを受け、浸水リスクが高い地区にて下水道による都市浸水対策（雨水幹線整備等）を実施。
- ・ 令和6年8月末の台風10号に伴う大雨時の床上・床下浸水被害や道路冠水の発生を防止。

位置図



町屋第2雨水幹線

(断面) 2.0m×2.0m
(延長) 約300m



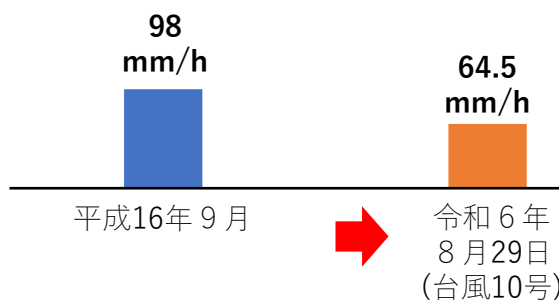
半田川田第1雨水幹線

(断面) 内径2.0～2.8m
(延長) 約300m

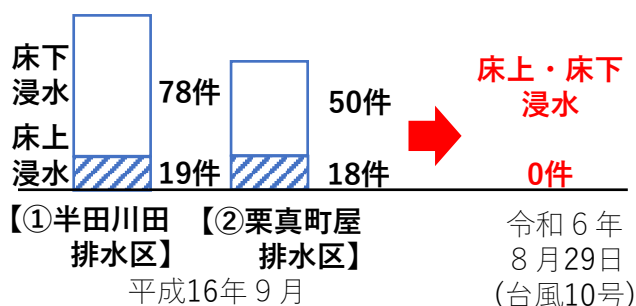
効果

【①半田川田および②栗真町屋排水区】

降雨量



浸水被害



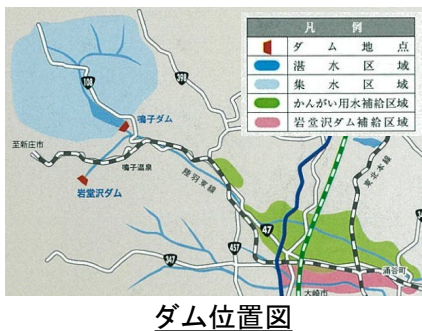
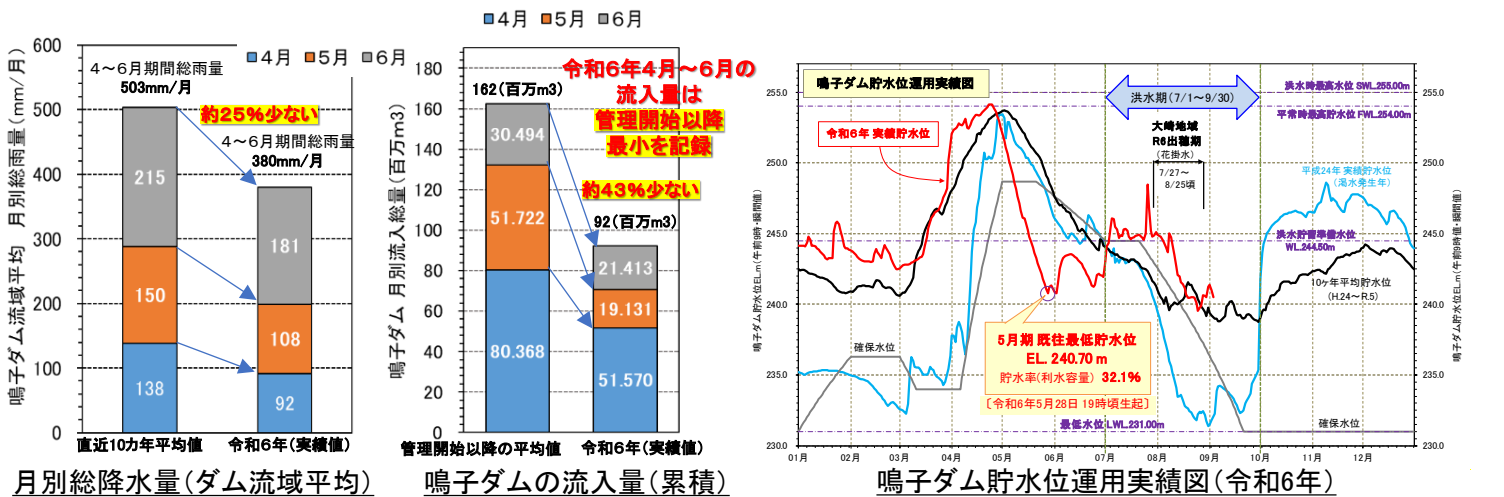
V 事業効果

渇水対策による効果



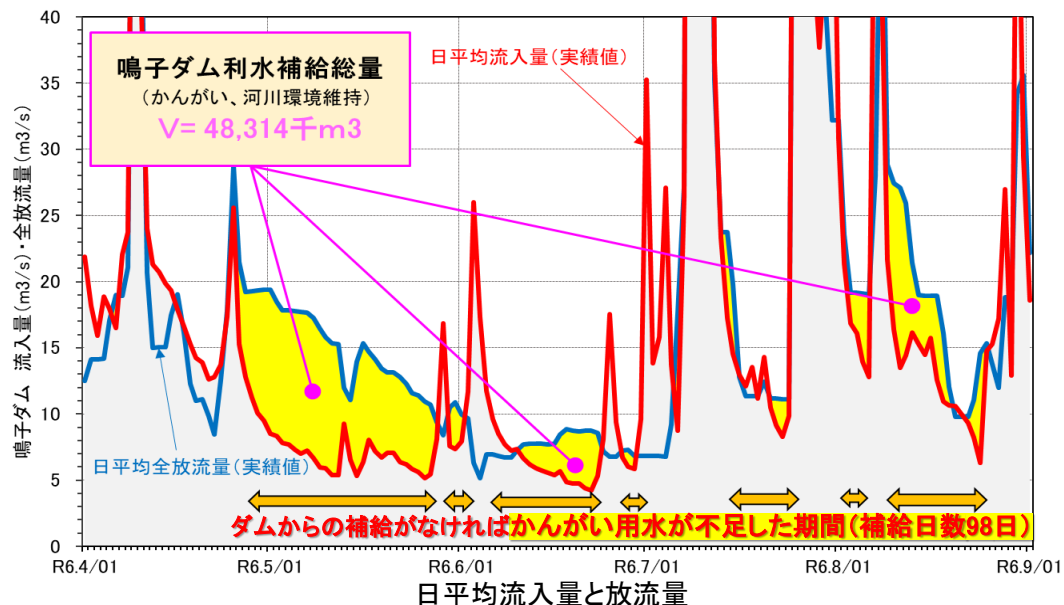
概要

- 令和6年春季（4～6月）の降水量が例年と比べて約25%少なく、ダムへの流入量は約43%少ない状況でした。
 - 少雨が続く中、大崎耕土における伝統的な水管理（世界農業遺産）で節水（取水制限、番水）を実施。
 - 早い段階から近隣の岩堂沢ダムと連携し、両ダムで放流量の調整を図り、かんがい用水の確保に努めました。
- ⇒ 鳴子ダムはR6.4～8月において、かんがい用水量約48百万m³を補給（東京ドーム約39杯分）
- 大崎周辺地域（大崎市岩出山・同古川、涌谷町、美里町）約10,000haの水稻の健全な生育に大きく寄与しました。



【かんがい受益者からの声】

鳴子ダムの適切な利水補給と利水者間調整のお陰で、秋にはおいしい米がたくさん収穫出来そう。鳴子ダムがなければ、こうはなかったと思う。感謝申し上げる。



やんば ほり 経済効果(ハッ場ダム、堀川)

ハッ場ダム(群馬県)

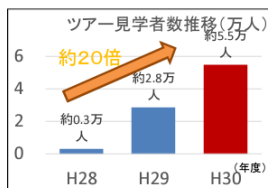
ダム建設のあらゆる場面を観光資源と捉え、多くの人にダム現場に来てもらい、ダム完成後の再訪につなげる仕組みづくりを実施しています。ダムの見学会は、2017年4月から2019年10月まで「やんばツアー」が実施され2017年度の約2万9千人、2018年度は約5万5千人が訪れました。現在は「ハッ場ダム見学ツアー」「ハッ場ダムツアー」などが実施されています。



旧線利用のレールバイク



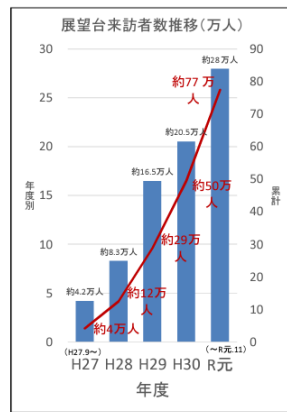
「ハッ場ダムファン倶楽部特別見学会」など多彩な見学会を実施
リピーターを確保



H30はH29の2倍に迫る約5.5万人がツアー参加



「やんば見放台」
いつでも無料の展望台を設置



累計来訪者数75万人突破(R元.11)



地元在住ガイド(語り部)が案内する
地元主催の語り部ツアー



地元が設立した民間会社によるツアー
(道の駅主催)



H30はH27から6倍に参加者が増加



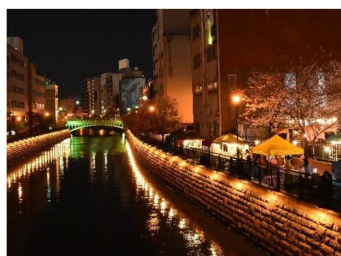
ハッ場ダム水陸両用バス

堀川(愛知県)

名古屋市納屋橋地区では、都市にうるおいと活気に満ちた水辺空間を創出するため、市内中心部を流れる一級河川堀川の遊歩道や親水広場等の河川敷地を活用し、オープンカフェやイベント等を実施している。



オープンカフェ



ナイトマーケット

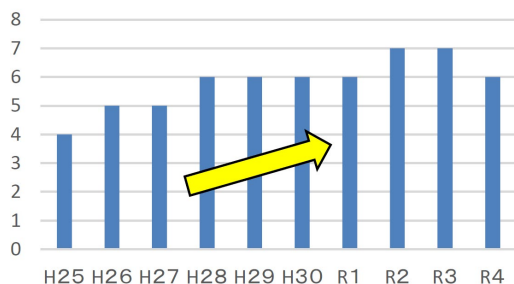


船上ビールバー

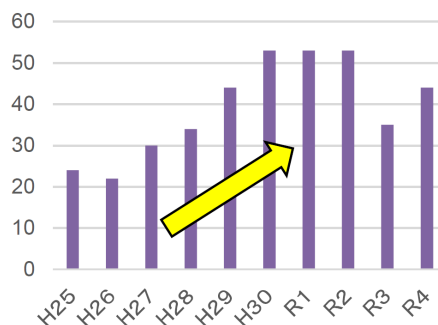


フラワーフェスティバル

オープンカフェ店舗数



イベント実施件数



V 事業効果

しゅ と けん がいかく ほう すい ろ

経済効果(首都圏外郭放水路)

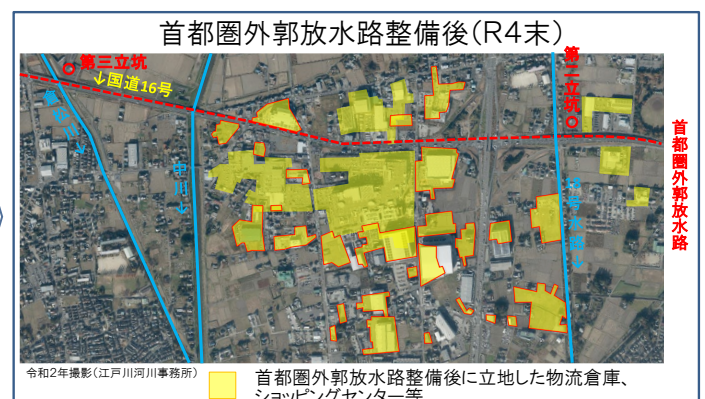
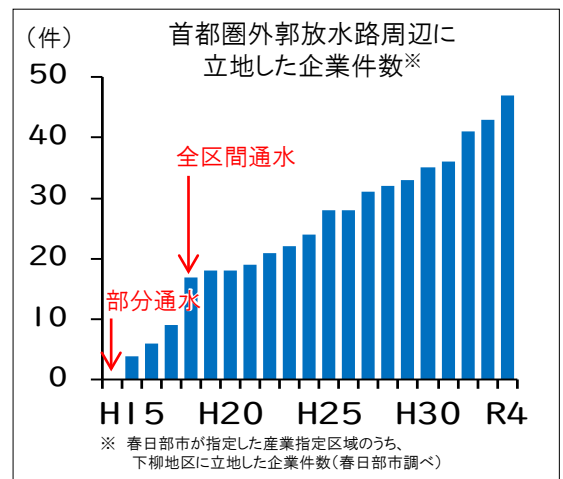
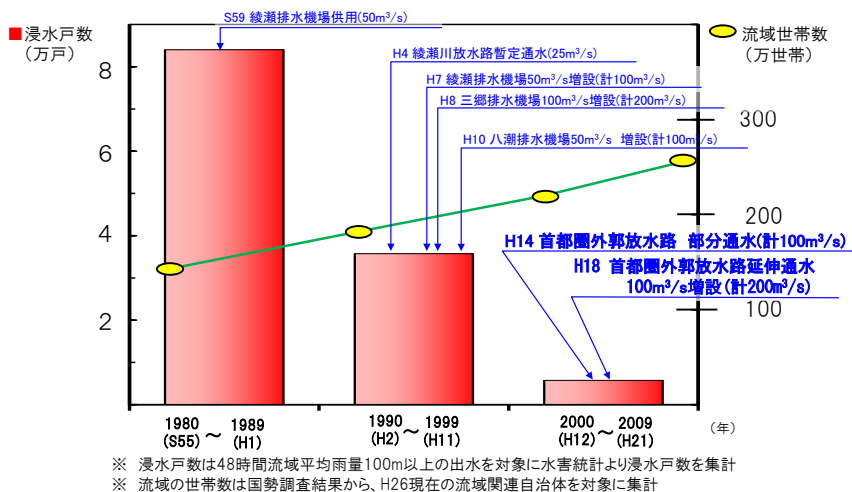
首都圏外郭放水路(埼玉県)

なかがわ あやせ

- 中川・綾瀬川流域は、低平な地形で都市化が急速に進展し水害が発生しました。
- 首都圏外郭放水路（平成14年部分通水、平成18年全区間通水開始）等の整備により、水害による浸水戸数が激減しました。（1980年代は10年間で8万戸を超える浸水害が、近年では1/10以下）
- 春日部市では部分通水後の平成15年度から「産業指定区域」を指定し「水害に強い都市基盤」を積極的に広報。物流倉庫やショッピングセンターなど企業が新たに進出するなど地域の発展に貢献しました。



首都圏外郭放水路（調圧水槽）



経済効果(盛岡地区・閑上地区)

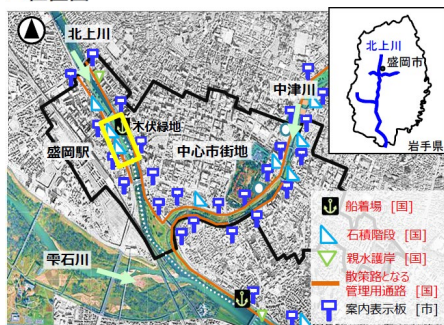
盛岡地区かわまちづくり

中心市街地の活性化が急務となっている盛岡市は、市内中心部を流れる北上川・中津川の河川敷を活かしたまちづくりを進めている。

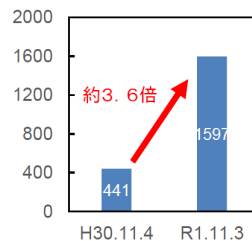
国土交通省では、関係機関との役割分担の下、安全で秩序ある河川利用に向けた水辺整備の実施等により、盛岡市や地域団体の取組と連携し、地域活性化、観光振興に貢献。



■位置図



河川敷・公園の休日の利用者数



河川敷・公園の利用者は、約3.6倍に増加

閑上地区かわまちづくり

ゆりあげ

閑上地区かわまちづくり(宮城県名取市)では、河川堤防と同じ高さに整備した側帯上に商業施設を整備し、令和元年のオープン以来、多くの利用者が訪れ、地域の賑わいの拠点となっている。



名取川の堤防沿いに整備された「かわまちてらす閑上」



堤内側の賑わい

季節別の商業施設への日平均来客者数の推移(R1~R4)



7月~10月の舟運利用者数の推移(R1~R3)



VI

河川事業の 基本的な考え方

- 93 日本の河川概要
- 94 川のことば・基礎知識
- 96 法改正の経緯
- 98 河川イベント情報

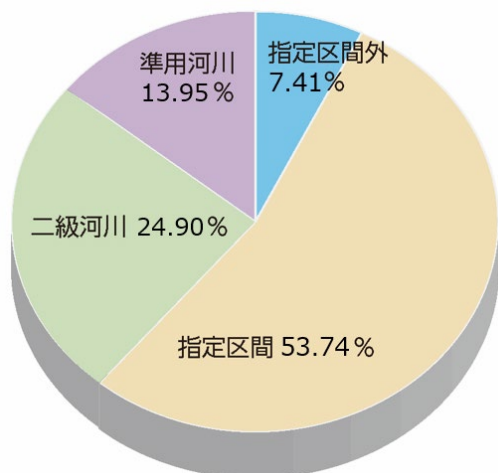
日本の河川概要

■全国河川の内訳(令和6年4月30日現在)

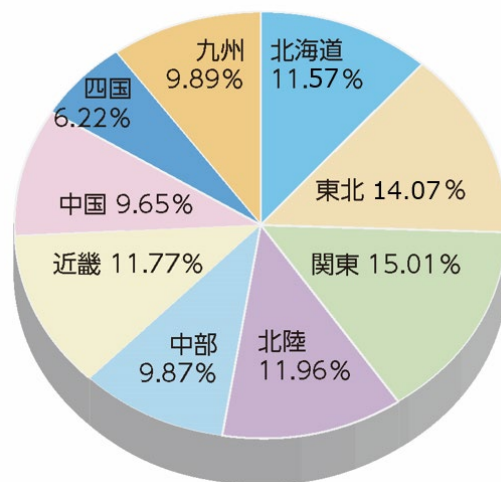
河川管理上の区別

水 系	模 式 図	河 川 別	管 理 者
一級水系 (109水系) 国土安全上または国民経済上特に重要な水系は、国土交通大臣が直接管理します。		一級河川 (14,084河川) 準用河川 ———— 大臣管理区間 指定区間 普通河川 - - - - -	国土交通大臣 都道府県知事 市町村長 地方公共団体
二級水系 (2,710水系) 一級水系以外の水系は、二級水系として都道府県知事が管理します。		二級河川 (7,088河川) 準用河川 ———— 普通河川 - - - - -	都道府県知事 市町村長 地方公共団体
単 独 水 系 一級水系、二級水系以外の水系です。		準用河川 ———— 普通河川 - - - - -	市町村長 地方公共団体

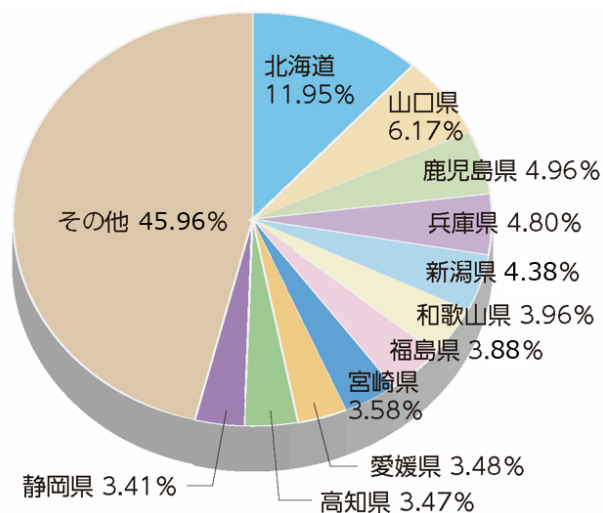
法河川指定延長



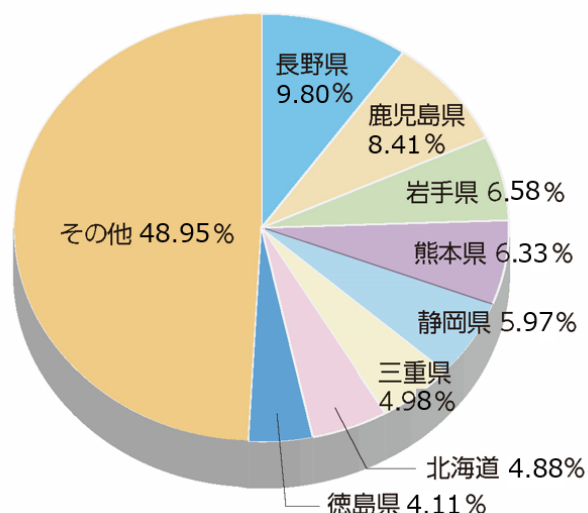
地方整備局等別一級河川延長



都道府県別二級河川延長



都道府県別準用河川延長



川のことば・基礎知識

■治水

読んで字のとおり「水を治める」ですが、特に川の氾濫を防止すること・その工事の意味で使われます。水は人が生きるためには欠かせません。古代文明の多くが川の流域から生まれた理由もここにあります。

しかし、川は生命の母であると同時に洪水により家屋や多くの人命を奪う存在でもありました。このような洪水被害を最小限に食い止めるために人類は川の水を上手に治めるための工夫「治水」を行ってきました。

■河川一般

流域（りゅういき）

降雨や雪解け水などが地表や地下を通して、その川に流れ込んでいる全地域をさします。

水系（すいけい）

同じ流域内にある本川、支川、派川とこれらに関連する湖沼を総称してこう呼ばれます。

放水路（ほうすいろ）

河川の途中から新しく人工的に開削し直接海または、他の河川に放流する水路のことで「分水路」と呼ばれることもあります。

本川（ほんせん）

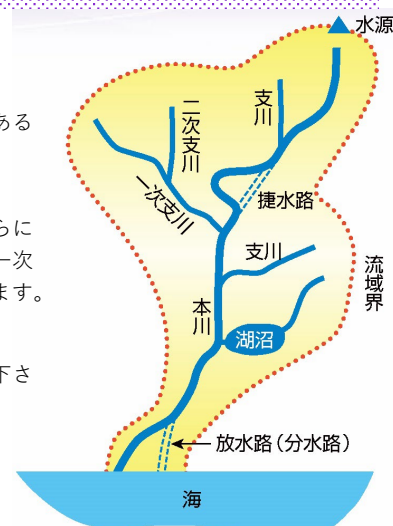
流量・長さなどが最も重要と考えられる、あるいは最長の河川のことを呼びます。

支川（しせん）

本川に合流する河川のことをいいます。さらに本川に直接合流する河川を「一次支川」、一次支川に合流する河川を「二次支川」と呼びます。

捷水路（しょうすいろ）

河川の湾曲部を矯正して、洪水を安全に流下させるために開削した水路です。



樋管



樋門



水門

霞堤（かすみてい）

堤防のある区間に開口部を設け、その下流部の堤防を堤内地側に伸ばし、上流の堤防と二重になるようにした堤防です。平常時には堤内地からの排水が簡単にでき、また上流で堤内地に氾濫した水を開口部よりすみやかに戻し、被害の拡大を防ぎます。

二線堤（にせんてい）

万一本堤が破損した場合、これ以上の洪水の氾濫を防ぐために、堤内地に築造される堤防です。

樋門・樋管・水門

（ひもん・ひかん・すいもん）

堤内地の雨水や水田の水などが水路を流れて大きな川に合流する際、合流する川の水位が高くなった時に、その水が堤内地に逆流しないように、「樋門・樋管・水門」が設けられます。



排水機場（はいすいきじょう）

洪水時に市街地内の雨水などをポンプを動かして河川に排出するための施設です。

堰（せき）

農業用水・工業用水・水道用水などの水を川からとるために設けられる施設です。河川を横断して水位を調節します。

輪中堤（わじゅうてい）

ある区域を洪水から守るために、その周囲を囲むようにつくられた堤防です。木曾三川下流の濃尾平野の輪中が有名です。

越流堤（えつりゅうてい）

洪水調整の目的で、堤防の一部を低くした堤防です。増水した河川の水の一部を調節池などに流し込むことで水害を抑制します。

遊水地・調節池

（ゆうすいち・ちょうせつち）

洪水を一時的に貯めて、洪水の最大流量を少なくするための区域を、「遊水地」または「調節池」と呼びます。

水制（すいせい）

河川の水による侵食等から川岸や堤防を守るために、水の流れる方向を変えたり、水の勢いを弱くすることを目的として設けられた施設です。形状は様々なものがあります。

川のことば・基礎知識

■水位の知識とチェック方法

水防活動や防災対策の実施にも活用される河川の水位表示とその見方

「水位」ととは一定の基準面から計測した川の水面の高さを表わしたもので、水量が増加すれば、水位は高くなってきます。河川の水位は、複数の場所に設置された水位観測所で、平常時から観測されています。

水位の見方

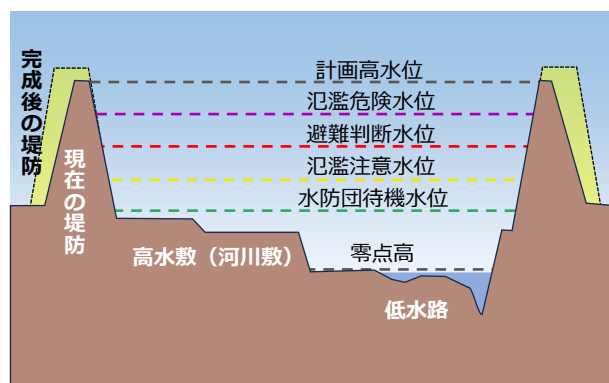
右図は一級河川の水位観測所のひとつの地点を表わしたものです。この図を参考に、実際の水位の表し方を見てみましょう。

河川の水位は、観測場所ごとに決めた基準点〔=零点（ぜろてん）〕からの高さで表し、この基準点から1.0m低ければ-1.0m、逆に1.0m高ければ1.0mと表現します。

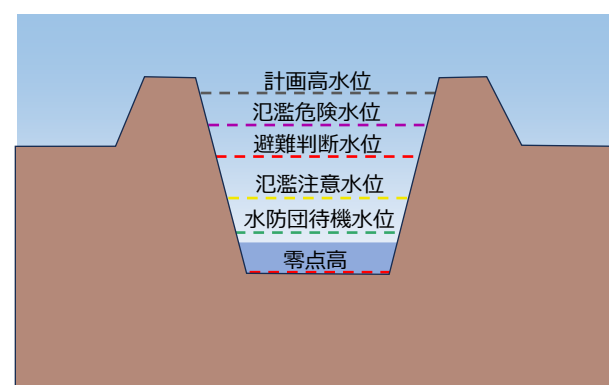
また、水位はその高さによって、いくつかの基準水位が定められており、その水位を越えた段階での対応が決められています。

いざというときのためにも、住んでいるところの近くの水位観測所の基準水位を調べておくといよいでしょう。

ある水位観測所の場合



洪水予報河川



水位周知河川

水位に関する用語の解説

① 計画高水位（=H.W.L）

河川の計画を立てる時の基本となる水位です。川の堤防工事などの基準で、堤防が完成した際に、その堤防が耐えられる最高の水位です。

② 氾濫危険水位

洪水により堤防の決壊等による災害や浸水被害のおそれがある水位。氾濫危険水位に達した場合には、水防団、関係行政機関および放送機関・新聞社等の協力を得て地域住民の方々に氾濫危険情報を発表します。

この情報は市区町村長が避難指示を発令する目安となります。

③ 避難判断水位

市区町村長が高齢者等避難を発令する目安となる水位です。

④ 氾濫注意水位

洪水に際し、水防活動の目安となる水位。氾濫注意水位に達し、なお上昇の恐れがある場合、水防団による堤防の巡視など、水防活動を行います。

⑤ 水防団待機水位

洪水に際して、水防活動の準備を行う目安となる水位。水防団待機水位に達すると、水防団は出動人員の配置や機材の準備を行います。

⑥ 洪水予報河川

流域面積が大きく、洪水により国民経済上重大または相当な被害を生じる恐れがある河川で水位等の予測を行い氾濫警戒情報（洪水警報）等の情報を出す河川です。

⑦ 水位周知河川

洪水予報河川以外の河川のうち、主要な中小河川で氾濫危険水位（特別警戒水位）を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川です。

■天気予報のチェックポイント

天気予報で“河川流域の大雨・洪水”情報を得る

Point 1 気象庁が発表する地域と河川流域の位置関係

気象庁が発表する天気予報や注意報・警報は、主に「〇〇県で△△mmの雨が降っています」「〇〇県南部に大雨・氾濫警戒情報（洪水警報）」と表現されます。河川の洪水への影響を知るためには、このように発表された場所が河川流域のどの場所に当たるかを確認しておく必要があります。

Point 3 氾濫注意情報（洪水注意報）と氾濫警戒情報（洪水警報）

気象庁と国土交通省または都道府県は、共同で洪水のおそれがあると認められるときは、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）を発表します。大雨が降ったときには、テレビ、ラジオなどで報じられるこれらの発表にも注意しましょう。

Point 2 累加雨量や降雨量予想

大きな流域を持つ河川への雨の影響を知るためには、「〇〇地点で（の雨量）時間△△mm」という1時間ごとの降雨量の発表とともに、「雨の降り始めから現在まで△△mm」という累加雨量や「今後、〇〇で△△mm以上の雨が降ることが予想されます」という降雨量予想の発表にも注意することが大切です。

災害のおこる 恐れがある場合	注意報
重大な災害のおこる 恐れがある場合	警報

VI その他

法改正の経緯

■河川法の改正(これまでの経緯)

平成9年の河川法の改正

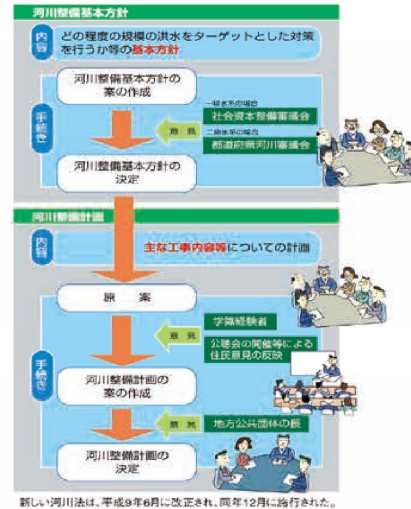
豊かで美しい河川環境の整備と保全

河川法の目的として治水・利水に加え「河川環境の整備と保全」を位置付け。



地域の意見を反映した河川整備を推進

河川整備の計画について、地方公共団体の長、地域住民等の意見を反映する手続きを導入。



改正時期	改正の内容			
	目的規定関係	治水・河川管理関係	水利使用関係	その他
1972年 (昭和47年)		▶ 準用河川の指定対象の拡充	▶ 流況調整河川制度の創設	▶ 一級河川の指定を「政令」ではなく「告示」による指定へ
1987年 (昭和62年)		▶ 市町村長の権限代行による工事等の制度の創設		
1991年 (平成3年)		▶ 高規格堤防特別区域制度の創設		
1995年 (平成7年)		▶ 河川立体区域制度の創設		▶ 簡易代執行制度の創設
1997年 (平成9年)	▶ 河川法の目的に「河川環境の整備と保全」を追加	▶ 河川整備基本方針・河川整備計画からなる計画制度への移行 ▶ 樹林帯制度の創設 ▶ 河川の維持管理に係る原因者施行・原因者負担制度の創設	▶ 異常洪水時における円滑な水利使用の調整を実施するための制度の創設	▶ 簡易代執行制度の拡充
2000年 (平成12年)		▶ 政令指定都市の長が、原則として、都道府県知事と同様の河川管理ができるよう措置 ▶ 市町村長が河川工事等を一級河川の直轄管理区間においてもできるよう措置		
2013年 (平成25年)	▶ 目的規定等において「津波」への対応を明記	▶ 河川管理施設等に係る維持修繕基準の創設 ▶ 河川協力団体制度の創設等	▶ 従属発電に係る水利使用について登録制度の創設	▶ 河川管理者による水防管理団体が行う水防活動への協力等
2017年 (平成29年)		▶ 国土交通大臣による権限代行制度の創設		
2021年 (令和3年)		▶ 国土交通大臣による権限代行制度の拡充 ▶ 利水ダム等の事前放流に係る協議会制度の創設		

VI その他

法改正の経緯

■水防法の改正(これまでの経緯)

改正時期	施策の方向性	①現地での水防活動	②洪水予報等の発信	③氾濫情報の発信	④避難確保・浸水防止
1949年 (水防法制定) (昭和24年)	◆地先の水防	◆水防の責任の明確化 (市町村に第一義的責任) ◆水防団の設置 ◆巡視等現地の水防活動を規定			
1955年 (昭和30年)	◆地先から河川全体へ ◆河川情報の発信へ		◆洪水予報を新設(国管理河川) ◆水防警報を新設(国及び都道府県管理河川)		
2001年 (平成13年)	◆河川情報発信の拡大 ◆河川から流域へ		◆洪水予報河川を都道府県管理河川に拡大	◆浸水想定区域の指定を新設(洪水予報河川)	浸水想定区域内の市町村地域防災計画 ◆洪水予報等の伝達方法、避難場所等を記載するよう規定 ◆地下街等への洪水予報等の伝達方法を記載するよう規定
2005年 (平成17年)	◆河川情報発信のさらなる中小河川へ拡大 ◆氾濫情報発信の強化 ◆避難対策の強化	◆水防協力団体制度を新設	◆中小河川について避難に資するための水位情報の通知を新設(水位周知河川) ◆大河川における氾濫水の予報を新設	◆浸水想定区域の指定対象を水位周知河川に拡大	◆要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法を記載するよう規定 ◆浸水想定区域内の地下街等における洪水時の避難確保計画作成を規定 ◆ハザードマップの作成・配布を規定
2011年 (平成23年)	◆東日本大震災を踏まえた規定の充実	◆水防団員の安全確保を規定 ◆特定緊急水防活動の制度を新設			
2013年 (平成25年)	◆多様な主体の参画による地域の水防力の強化	◆水防計画に基づく河川管理者の水防への協力を規定 ◆水防協力団体の指定対象の拡大	◆洪水予報等の関係市町村への通知を想定		◆浸水想定区域内の地下街等・要配慮者利用施設・大規模工場等における洪水時の避難確保計画または浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置を規定
2015年 (平成27年)	◆想定し得る最大規模の外力に対する避難確保・被害軽減 ◆情報発信の対象に雨水出水・高潮を追加	◆水防計画に基づく下水道管理者の水防への協力を規定	◆下水道と海岸について避難に資するための水位情報の通知を新設(水位周知下水道、水位周知海岸)	◆洪水に係る浸水想定区域について想定最大規模の洪水に係る区域に拡充 ◆想定最大規模の雨水出水及び高潮に係る浸水想定区域を新設	◆市町村地域防災計画に位置づける地下街等に建設予定の施設または建設中の施設を含むことを規定 ◆地下街等との接続ビルへの意見聴取を規定(努力義務)
2017年 (平成29年)	◆「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」の実現	流域自治体、河川管理者等からなる大規模氾濫減災協議会の創設			
		◆水防活動を行う民間事業者へ緊急通行等の権限を付与 ◆浸水拡大を抑制する施設等の保全の制度を創設	◆流域自治体、河川管理者等からなる大規模氾濫減災協議会の創設	◆市町村長による浸水実績等の把握・周知の制度を創設	◆要配慮者利用施設における避難確保計画作成等を義務化
2021年 (令和3年)	◆流域治水の推進(水害リスク情報空白域の解消、要配慮者利用施設に係る避難の実効性確保)			◆洪水、雨水出水、高潮に係る浸水想定区域の指定対象を住宅等の防護対象がある全ての河川流域、下水道、海岸に拡大	◆要配慮者利用施設における避難確保計画及び避難訓練の結果に対する市町村長の助言・勧告制度を創設
2023年 (令和5年)	◆都道府県が行う洪水予報の高度化		◆国から都道府県に対し、都道府県管理河川の水位予測情報を提供する制度を創設		

河川イベント情報

■河川行事概要

1 2 3 4 • • • 9 10 11 •

5

水防月間

5月1日～5月31日

(北海道においては6月1日～6月30日)

国民に水防の重要性和水防に関する基本的な考え方の普及の徹底を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止または軽減に資することを目的とします。



総合治水推進週間

5月15日～5月21日

総合治水対策の意義、重要性に対する流域住民の理解と協力を求める働きかけを、全国的に協力を展開する事により、総合治水対策のより一層の推進を図ることを目的とします。



6

土砂災害防止月間

6月1日～6月30日

近年頻発する土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害による人命、財産の被害の現状をかんがみ、土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等の運動を協力を推進し、土砂災害による人命、財産の被害の防止に資することを目的とします。



がけ崩れ防災週間

6月1日～6月7日

土砂災害防止月間中の6月1日～6月7日までの1週間をがけ崩れ防災週間とし、がけ崩れ災害の防止に重点を置いて関係する行事及び活動を実施します。

7

河川愛護月間

7月1日～7月31日

身近な自然空間である河川への国民の関心の高まりに応えるため、地域住民、市民団体と関係行政機関等による流域全体の良好な河川環境の保全・再生への取り組みを積極的に推進するとともに、国民の河川愛護意識を醸成することを目的とします。



海岸愛護月間

7月1日～7月31日

気軽に海にふれあえる快適な潤いのある海岸を整備することによって、その適切な利用に資するとともに、広く国民に海岸愛護思想の普及と啓発を図ることを目的とします。



森と湖に親しむ旬間

7月21日～7月31日

国民に森と湖に親しむ機会を提供することによって、心身をリフレッシュし、明日への活力を養うとともに、森林やダム、河川等の重要性について、国民の関心を高め、理解を深めることを目的とします。(林野庁、都道府県、市町村と共催)



「川の日」は
7月7日です

8

水の日・水の週間

8月1日 8月1日～8月7日

年間を通じて水の使用量が多く、水についての関心が高まる時期である8月1日を「水の日」(水循環基本法) 8月1日～7日を「水の週間」として、水に関する様々な啓発行事を実施し、健全な水循環の重要性について広く国民の理解・関心を深めることを目的とします。



12

雪崩防災週間

12月1日～12月7日

我が国は、国土の半分以上が豪雪地帯として指定されており、積雪山間部の住民にとって雪崩は大きな脅威であり、毎年のように雪崩災害による被害が発生している。このような状況にかんがみ、関係住民、スキー場の利用者及び冬期登山者等を対象とした雪崩災害による人命・財産の被害の防止に資することを目的とします。





河川事業概要

2025